平成27年5月22日

第27回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈市議会事務局

第27回東日本大震災復旧·復興調査特別委員会会議録

平成27年5月22日(金曜日)午前9時00分開会

出席委員(16名)

委員長 志賀勝利君

副委員長 鎌 田 礼 二 君

委員 浅野敏江君 小野幸男君

嶺 岸 淳 一 君 田 中 徳 寿 君

香 取 嗣 雄 君 阿 部 かほる 君

西村勝男君 菊地 進君

伊藤栄一君 佐藤英治君

高橋卓也君 志子田吉晃君

小野絹子君 伊勢由典君

曽我ミヨ君

欠席委員(なし)

証 人(5名)

- (1) 元塩竈市災害復旧連絡協議会 会 長 和 田 忠 君 (和田電気工事株式会社 代表取締役)
- (2) 元塩竈市災害復旧連絡協議会 副会長 津田清司君

(東華建設株式会社 代表取締役)

(3) 元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局長 千 葉 勇 夫 君

(株式会社千葉鳶 代表取締役)

(4) 元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局 和田野 晃君

(株式会社晃信建設 代表取締役)

(5) 東北重機工事株式会社 代表取締役 千 葉 浩 介 君

事務局出席職員氏名

事 務 局 長 安 藤 英 治 君 議 事 調 査 係 長 鈴 木 忠 一 君 議 事 調 査 係 主 事 片 山 太 郎 君

会議に付した事件

1. 証人喚問について

午前9時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。 本日の会議に、高橋卓也委員より遅参する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。 傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。 なお、本日の撮影は許可いたしません。また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の 録音については許可いたしませんので、ご協力お願いいたします。

これより議事に入ります。

本委員会に、地方自治法第100条第1項に基づく調査権が委任されております。

- 1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項
- 2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項
- 3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項
- 4. 有価物(鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類)の発生から処分までに関する事項 の4件についての調査の件を議題といたします。

本日、本件について元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長であり、和田電気工事株式会社 代表取締役 和田 忠君、元塩竈市災害復旧連絡協議会 副会長であり、東華建設株式会社 代表取締役 津田清君、元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局長であり、株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫君、元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局であり、株式会社晃信建設 代表取締役 和田野 晃君、東北重機工事株式会社 代表取締役 千葉浩介君、以上5名より証言を求めることにいたしますが、午前中は和田 忠君、千葉勇夫君の2名の証人尋問を行います。

証人の入室を求めます。和田 忠証人、千葉勇夫証人。

〔証人入室〕

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださりましてまことにありがとうございます。本委員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては地方自治法第100条の 規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっ ております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げ る場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証

人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、有罪判決を受ける恐れがある事項に関するとき、またこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出願います。それ以外には、証言を拒むことができません。もしこれらに正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

まず、和田 忠証人に宣誓書の朗読を求めます。

○和田証人 お答えをいたします。

私は、去る5月20日の日に宣誓ができない、控えさせていただく旨の申立書を議会議長殿にお送りいたしております。その理由としては、私は年齢がことしで70歳後半になります。そういった生理上というか高齢者の懸念上、4年前にさかのぼってそのようなことについての記憶が非常に、どなたもそうなんでしょうが曖昧というか、定かでない場面も年数経過の中で懸念をいたしております。そのことで、お答えできるかできないかということについても、そういうふうな思いでおります。また、4年前のことですから、ご質問の中については定かにその当時の記憶、あるいは思い違いでご返答するんではないかというふうな懸念も抱いております。

そういった関係からして、大変恐縮ですが今回宣誓については、以上の理由のことについて 差し控えさせていただきたいと、このような文章を差し上げておりますので、あえて申し上 げます。よろしくお願いいたします。

○志賀委員長 着席願います。

ただいま和田 忠証人から理由の疎明があり、記憶違いや思い違いなどにより事実と違うことを証言してしまうことを懸念することでありますが、それは自己と自己に関係を有する者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるため、宣誓を拒むこととするということでよろしいでしょうか。

- ○和田証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 和田証人に申し上げます。先ほど述べましたとおり宣誓を拒むことができる場合は、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときであります。それ以外には宣誓を拒むことができません。

和田証人にお尋ねいたします。証言はしていただけますか。

- ○和田証人 ただいま委員長が申されたとおりのことでして、あえて証言については、宣誓については差し控えさせていただきたいと、このように思っております。
- ○志賀委員長では、もう一度お聞きします。証言のことです。
- ○和田証人 宣誓のことです。宣誓については差し控えさせていただきたいと、こういうこと。 再度お答えします。証言については、存じている限り正直にお話をいたします。以上です。
- ○志賀委員長 お諮りいたします。和田 忠君は、本日の調査事項については4年ほど前の記憶をもって証言することは、記憶違いや思い違いなどにより事実と違うことを証言してしまうということを懸念することであり、それは自己と自己と関係を有する者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるとの理由により、宣誓を拒否しております。また、委員の尋問に対しては証言するとのことでありますが、このまま証人尋問することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。
 - 次に、千葉勇夫証人に宣誓書の朗読を求めます。全員起立お願いいたします。
- ○千葉(勇)証人 ただいま和田さんがおっしゃったのと同じようなことになりますが、先日5

月20日に議長宛てに申し出を出させていただきました。その中においては、証言については 真摯に対応したい旨の申し出、もう1点につきましては4年前の記憶をたどりながらお答え することに、記憶違いやあるいは思い違いなどによりまして間違ったことを発言することも 懸念されます。そのことが、偽証罪等に問われることにつきましては、私の本意とするとこ ろじゃありませんので、宣誓については差し控えたいということです。よろしくお願いいた します。

○志賀委員長 着席願います。

ただいま千葉勇夫証人から理由の疎明があり、記憶違いや思い違いなどにより事実と違うことを証言してしまうことを懸念することでありますが、それは自己と自己に関係を有する者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるため、宣誓を拒むこととするとのことでよろしいでしょうか。

- ○千葉(勇)証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 先ほど述べましたとおり、宣誓を拒むことができる場合は、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときであり、それ以外には宣誓を拒むことができません。

千葉勇夫証人にお尋ねいたします。証言はしていただけますか。

- ○千葉(勇)証人 はい。証言につきましては、真摯にお答えしたいと思います。
- ○志賀委員長 お諮りいたします。証人千葉勇夫君は、本日の調査事項については4年前の記憶をもって証言することは記憶違いや思い違いなどにより、事実と違うことを証言してしまうことを懸念するということであり、それは自己と自己に関係を有する者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるとの理由により、宣誓を拒否しております。また、委員の尋問に対しては証言するとのことでありますが、このまま証人尋問をすることにご異議ありませんか。

菊地委員。

○菊地委員 今委員長からいろいろ証人について宣誓、そしてその理由をお伺いしました。まあ、 4年前の記憶をたどりお答えする事実が不確定になるかもわからないということなんですが、 知っていることだけ言ってもらえればいいのかなと私自身考えています。また、本日資料も ありますので、資料に基づいての証言もなさってくださるということなんで、別に宣誓をし ていただくというのには何ら差し支えないものかなというふうに私自身は思っています。やっぱりここまで来ていただいて、証言もしてくださるというんであれば、宣誓をなされて事務手続きをスムーズになされるのが筋じゃないかなと私は考えていますので、あとは皆さんの判断にお任せします。以上でございます。

○志賀委員長 ただいま菊地委員よりご発言がありました。

それで100条委員会としては、宣誓をしていただくことが義務となっております。それと、 記憶の曖昧さによる宣誓拒否については、本委員会では認められておりません。どこまでも その発言によって証人の方、それから証人の姻族の方が刑事訴追される可能性がある場合に のみこの宣誓の拒否が認められております。

そこで、ご確認させていただきます。宣誓を拒否するということは、そういった内容で先ほど言いましたようにご自身の事例として、そういうふうなことで認められるということになっておりますので。例えばそういうことが懸念されるので、宣誓を拒否するという確認でよろしいでしょうか。和田証人、お願いいたします。

- ○和田証人 はい、そのとおりです。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

千葉証人、いかがでしょうか。

- ○千葉(勇)証人 はい、そのとおりです。
- ○志賀委員長 これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また……。 (「異議があったので」の声あり)

訂正します。先ほど異議がありましたので、このまま証言を続けてよろしいかどうか、お諮りいたします。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 よろしいですか。異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。なお、こちらから質問しているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。 委員各位に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に関する重大な問題について証人より証言求めるものでありますから、不規則発言等議事の

進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、各委員におかれましては、

証人の人権に留意の上ご発言願います。

これより和田 忠証人、千葉勇夫証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、和田 忠証人にお尋ねいたします。あなたは和田 忠君ですか。

- ○和田証人 はい、そのとおりです。
- ○志賀委員長 住所、職業をお述べください。
- ○和田証人 塩竈市北浜一丁目であります。職業は会社役員であります。以上です。
- ○志賀委員長 次に、千葉勇夫証人にお尋ねいたします。あなたは千葉勇夫君ですか。
- ○千葉(勇)証人 はい、そのとおりです。
- ○志賀委員長 住所、職業をお述べください。
- ○千葉(勇)証人 塩竈市松陽台一丁目、職業は会社役員でございます。以上です。
- ○志賀委員長 委員長からの共通尋問を行います。

まず初めに、元塩竈市災害復旧連絡協議会の事務の流れについてお伺いいたします。協議会の事務処理をするメーンの事務所はどこに置かれていましたか。

和田証人。

- ○和田証人 お答えします。便宜的に、株式会社千葉鳶の事務所に置いてありました。
- ○志賀委員長 お尋ねいたします。株式会社千葉鳶の事務所ということですが、これは松陽台と いうことでよろしいでしょうか。
- ○和田証人 そうでございます。
- ○志賀委員長では、同じ質問を千葉証人にいたします。お答えください。
- ○千葉(勇)証人 メーンとなるのは当社の事務所、松陽台一丁目に置いてあります千葉鳶の事務所でございます。また、サブ的に越の浦管理事務所のところに事務所を置いてあります。 以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

次に、協議会の役員の皆さんは請求書とはどのような書類を言っているのか、この趣旨を理解していただけなかったのかどうか、ちょっと確認させていただきます。

和田証人、お願いします。要するに請求明細書ということに対し、我々は請求明細書を要求 していたわけですが、その請求明細書がお出しいただけなかったということで、それに対し ての質問でございます。

- ○和田証人 その件につきましては、実務的にはほとんどタッチをいたしておりませんでしたので、この件については事務局のほうからお答えをさせていただきます。よろしくお願いします。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。 それでは、同じ質問を千葉証人にお願いいたします。
- ○千葉(勇)証人 請求の明細ということでありますが、これは営業上の秘密にかかわること、 単純に言えば企業の秘密ということにかかわることでございますので、顧問弁護士と相談し た結果、提出しなくてもいいんじゃないだろうかということで、ご指示いただいておりまし たので、その旨提出を差し控えさせていただいたということでございます。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、次の質問に移ります。今回100条委員会が提出を要求した記録簿の中で、特に下 請企業からの請求明細書というものは連絡協議会の中で保管する必要のない書類だったのか、 それとも保管をしておかなければいけない書類だったのか、お伺いいたします。

まず、和田証人。

- ○和田証人 この件につきましては、先ほども申し上げましたが、実務的にはほとんどタッチを いたしておりませんので、私の口からお答えできないので、事務局のほうからお答えをさせ ていただきます。
- ○志賀委員長 同じ質問に、千葉証人お答えください。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。これにつきましても、企業の秘密という部分に該当することですので、差し控えさせていただいておりましたとともに、この保管については各社がご判断で保管する、あるいはそれを保管しないということで各社が決められていることだと思います。なお、当社についてはその保管はしておりません。以上でございます。
- ○志賀委員長 済みません。協議会として保管していたのか、していないのか、お聞きしている わけです。
- ○千葉(勇)証人 わかりました。大変失礼いたしました。 協議会として保管はしておりません。以上でございます。
- ○志賀委員長 わかりました。

次に、下請企業からの日々の作業内容に関する報告は、どのような形で行われていたのかお

聞きします。

まず、和田証人。

- ○和田証人 先ほども申し上げましたが、実務的な範囲に類することでございますので、私は承知をいたしておりませんので、これも事務局からお答えをいたします。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。 それでは、同じ質問に千葉証人お答えください。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

例えば下請企業を使ったと仮に仮定した場合、その下請企業から、下請企業というよりはむ しろ元請企業でもってその作業の管理をしております。ですから、その作業の管理をしたも のを、後に事務局である千葉鳶が取りまとめをして、それで当局に履行確認いただくような 月報等で書類を提出させていただいて、それを確認いただくということでございます。一つ の流れがそのようなことでございます。

- ○志賀委員長 ただいま千葉鳶さんが管理するということだったんですが、現場での仕事の内容 は千葉鳶さんが管理はご自身でできたのか、それとも前の当報告会での話では野帳を出した とか、一応業務日報を出すとかというお話があったわけですが、その日報については千葉鳶 さんは「全部破棄しました」というお答えをされています。その内容と今の発言の内容が違 っておりますが、その点についてお伺いいたします。
- ○千葉(勇)証人 今ちょっと説明不足だったかもしれませんが、その業務をやられていた会社 の方がそこで業務を管理いたしております。その業務管理したものを、当社が報告を受けて、 それを取りまとめしているということでございます。 なお、その取りまとめた書類につきましては、月報という形で最終的にしっかりとした書類としてつくりますので、その手前のいただいているものについては手元にはございませんという、そういうことでございます。以上です。
- ○志賀委員長 また、もう一度改めてお聞きします。その業務の下請さんからの報告は、どのような形でしょうか。例えば電話であるとか、日報であるとか、そのことをお伺いします。
- ○千葉(勇)証人 その業務についてでありますが、野帳を取りまとめしたものをいただく、あるいは日報として出されているところも、日報じゃなくて月報という形で出されているところもある。それを取りまとめしたということでございます。

それで、先ほどちょっと私も勘違いしておりましたけれども、下請業者ということでの位置

づけが、単純には実際業務をなさっていたところの下請けをしていた業者のことを下請業者 というのかというふうに勘違いしておりましたが、どうも実際連絡協議会のほうから委託業 務を受けた会社、企業のことを下請業者というふうなことだということでよろしいんでしょ うか。

- ○志賀委員長 そういう理解です。
- ○千葉(勇)証人 そうですか。大変、その辺ちょっと私も勘違いしておりましたけれども、今申し上げたとおり業務を行っていただいている企業の方から野帳を写したものを、まとめたものを報告いただく。あるいは月報という形で、各社によってさまざまな形式でございますが、月報という形でもってご報告いただくということで、それを私がまとめて行政のほうから、環境課で要請されている様式に従った形で取りまとめをさせていただいて、それをお出ししております。なお、それで履行確認をいただいた後、膨大な量にどんどん……。
- ○志賀委員長 済みません、あと私が聞きますから。

では、協議会ではこの報告を誰がどのような形で記録、保管したのですかという質問が、次 あるわけですが、そこのところに今一部お答えいただいたわけですが、改めて協議会では誰 がこの報告を聞いて、誰がどのような形でこれを記録し、保管していたのか、お答えいただ きたいと思います。ですから、これは事務局である千葉鳶さんのほうに直接お聞きしたほう がよろしいかと思いますので、千葉証人よろしくお願いします。

○千葉(勇)証人 お答えいたします。

先ほど来申し上げているとおり、各業務を依頼した業者の方から月次の月報としてご報告をいただきます。それを千葉鳶が取りまとめしまして、環境課からご指示いただいている様式に従いまして月報として取りまとめをさせていただいて、それを履行確認をしていただいております。なお、先ほど来申し上げさせていただいているとおり、一旦そのことが履行確認をいただいたということになった時点で、それがもう「正」という形での書類になりますので、あくまでも業者の方から上がってきたものについてはメモという認識のもとで、それは保管はしていなかったという状況でございます。

○志賀委員長 千葉鳶さん、聞いたことだけお答えください。

今、千葉鳶さんがまとめて保管したというお話でした。それでは、現場からの日報、下請企 業からの請求書等の記録の管理、保管方法についてお伺いいたします。

それでは、改めて千葉証人、お答えください。

- ○千葉(勇)証人 今の請求書等の保管の方法ですが、請求書等については私が保管をしておりました。以上でございます。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それで、この記録の管理というものは、例えば下請けさんのほうから数字が上がってくる。 それをパソコンとか、多分業務上そういうところにも入力は当然されているのかなと思うん ですが、その点についてお伺いいたします。千葉証人、お願いします。

○千葉(勇)証人 お答えいたします。

当然、それを全体的にまとめるのはパソコン上で取りまとめしております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それで、パソコンを使用したというお話でした。それで、パソコンではどのようなソフトを 利用したのか、お答えください。千葉証人。

○千葉(勇)証人 お答えいたします。

それは、エクセルでもって編集して、やりとりしております。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

では、次の質問にまいります。

下請企業さんからの報告データは、企業別に管理していたのか、これをお答えください。千 葉証人、よろしくお願いします。

○千葉(勇)証人 お答えいたします。

企業別で管理しております。以上です。

○志賀委員長 では、次の質問にいきます。

請求書関係で、下請企業が明細書つきの請求書を協議会に提出し、その請求金額が支払いされるというのが一般的と考えます。下請企業は作業の明細、その金額の整合性をどのような形で……。申しわけありません、今回はなぜ協議会が作成した内訳明細書による支払いとなったのか、その理由をお答えください。

○千葉(勇)証人 お答えいたします。

いずれにしても、環境課のところで精査をいただいて、履行確認をいただいております。それをもって、私がその明細にあった形で、ある意味この部分は認められる部分もあったし、 削除されている部分もあったので、あえてこちらのほうから報告をいただいたものにできれば近い形での履行確認を、ごめんなさい、環境課のほうから認めていただくということが私 の仕事でありますが、若干その辺ずれがあったりもするので、私が最終的に「こういうことで、履行確認をいただきました。その明細がこういうことで、このくらいの金額になります」ということで、こちらからあえて出させていただいていました。それを、やっていただいた業者の方に確認していただいて、そこで合意形成を図るという、そういう流れでございます。以上です。

- ○志賀委員長 ただいまご発言になった「若干のずれ」とかということは、どういうことが「ずれ」なんでしょうか、お答えください。
- ○千葉(勇)証人 その「若干のずれ」というのは、単純に言えば当時の油代が変動ございます ので、油代のトータル的な金額、あるいは大体一般的な備品等で「この部分は認められる」 とか「この部分は認められない」ということでの精査の「若干」という意味でございます。 以上です。
- ○志賀委員長 その認められない部分、認められる部分というのの区別の対象となったものは、 どういったものが対象になったわけでしょうか、お答えください。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

先ほど来申し上げさせていただいたとおり、油代が大体重立ったものだというふうにご理解 していただきたいと思います。

○志賀委員長 では、油代だけだということですね。そのほかの発言については、意味がない発言ということになりますね。できるだけ端的にお答えいただきたいと思います。

それで、ご確認させていただきますけれども、下請企業からの請求書等は作成されて、連絡 協議会に上がっていないのでしょうか。その点についてお伺いいたします。千葉証人。

○千葉(勇)証人 お答えいたします。

請求書等については、当然のことながらこちらからお示しした金額でよいと、合意がいただけた金額でもって請求書が上がってくるということでございます。以上です。

- ○志賀委員長 今請求書が上がってくるというご発言がありましたが、請求書は上がってきたのでしょうか、お答えください。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 請求書は上がってきておりますし、それは当然のことながら事務局で保管しておりました。以上です。
- ○志賀委員長 そこで、またもう一つ質問させていただきます。

我々100条委員会は、連絡協議会に対して「下請企業からの請求明細書を提出してくださ

- い」というお願いをいたしました。今回の書類の中では、一切その書類が提出されておりません。協議会の支払内訳明細書というもので上がってきていたり、あとは全然出てこなかったり、一括請求書だったりというところなんですが、そこの点についてはなぜ出てこなかったのかお聞きしたいと思います。千葉証人、お願いいたします。
- ○千葉(勇)証人 その件に関してですが、いろいろ会員の皆さんというか、こういう議会のほうからの資料提出の要求があるんだけれどもということでご相談をいただいておりました。 その中において、当方で連絡協議会としてお出しする書類と、あとそちらの書類と一部というんでしょうかダブる部分がございますので、逆に明細ということでこちらのほうでお出ししたほうが間違いがないんじゃないだろうか、誤解が生じないんだろうかなと、逆にそういう形で整理をした形でお互いに話の上出させていただいたという形が、そういう形になったということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 最初は、請求書はないというお話でしたね。今のお話ですと、請求書があるよう なお話でした。どちらが正しいんでしょうか、お答えください。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 請求書はあるというふうに、私はないという話は今していないかと思いますが。
- ○志賀委員長 我々に対して、請求書がないので、「つくれないので、4月末まで待ってほしい」という書類をいただいていますね。
- ○千葉(勇)証人 済みません。請求書とかいろいろな書類を提出するのに、それは一般的な常識から申せば多少時間かかるでしょうと。ですから、もう少し時間的な余裕を頂戴したい旨の申し出を出させていただいたということで、決して「請求書がないから、出せない」とかということじゃありません。いずれにしても、いろいろな書類をあちらこちらということで、そのときのことを思い出しながらというんでしょうか、どこかのしまわれているところから引き出してこなくちゃいけないので、それは相当時間が皆さんかかるんじゃないでしょうかということで、できれば1週間とかそういう時間帯じゃなくて、もう少しお時間を頂戴したい旨、あるいは4月いっぱいをめどに期間の延長を申し出たということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 我々は、連絡協議会さんにも下請企業さんから出た請求書を要求しました。それ から、下請企業さん独自の請求書の控えも要求いたしました。どちらも出てこないわけです。 今のご説明だと、その点がちょっと不十分なのかなと。それと、例えばあちこちから引っ張

り出すと、それは整理の悪い会社はそうなのかもしれませんけれども、税務署の調査が入った場合その場で出さなきゃいけない。 3 週間も 4 週間も請求書を引っ張りだすのに日にちがかかるということが、ちょっと一般的には理解できないものですから、質問させていただきました。

それでは次に、今回の場合連絡協議会が作成した支払内訳明細書なるものの金額が、支払金額の根拠となっております。下請企業さんは作業の明細、その金額との整合性をどのような方法で確認できたのか、再度お伺いいたします。千葉証人、お願いします。

- ○千葉(勇)証人 ちょっと先ほどの質問を振り返らせていただきたいんですが、決して請求書がないということを今まで申し出たことは1回もないというふうに私は記憶しています。まず、そのことをちょっと冒頭に述べさせていただいた中で、今のご質問に対して、単純に言えば我々はしっかりとした形でのやりとりをしていたということが我々のことでございますし、下請業者さんからそれをこちらで提出したものに対してしっかりとした形で、間違いがないかということでご確認をいただいているということでございますので、以上でございます。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それで、まだお聞きしたいんですが、例えば千葉鳶さんと晃信建設さん、1回出した書類が 間違いでした。2回目出していただきました、大幅に内容が違う請求書が出てまいりました。 これは、どういうことでそういうことが起きるのか、お聞きしたいと思います。千葉証人。

○千葉(勇)証人 ちょっとその辺の業務が、以前にお互いにやりとりする中で「これは晃信建設さんやってください」「これは千葉鳶がやります」ということでのすみ分けをしておったんですが、ところが実際やりとりする中においてお互いに、私もちょっと多忙な中いろいろなことで勘違いを起こしていたり、そんなことをしていた関係上ちょっと間違いがあった書類が手元にそのままとじられてあったということでございます。後に、お互いに「この部分はこうだったよね」、後に「ああだったよね」ということで確認をして、お互いの中で合意をした形が、最終的にお出しさせていただいたものがあの「正」だということでございまして、それがたまたま同じファイルの中でとじてあったものが、これが間違いないものだということでお出しした、そういったちょっとケアレスミスというんでしょうか。最終的に金額、当然のことながらその業務をやられた会社に適正な金額が支払われたということでございますので、決して間違った状況ではございません。以上です。

- ○志賀委員長 先ほどエクセルで管理していたというお話でした。当然、エクセルを用いて請求をお出しになったと思います。あちら、こちらだということはないと思いますね。エクセルに入っているものは、必ず企業別に入っているわけですから、それを間違って出すということは一般的には考えられないことなんですが、相当千葉鳶さんの会社では常時そういうことが起きる状況にあるわけですか。その辺、ちょっとお伺いします。
- ○千葉(勇)証人 その内容ですが、一旦そういうふうなことで作成したものが、後にこれ誤りだったということでお互いに「これは違うよね」ということで確認し合ったと。その後に、間違ったデータに対して、今度改めて上書きしていくわけですから、「正」のものを上書きしていくという形になりますので、そのときの当然エクセルのデータはございませんし、ただプリントアウトしたものが二つ存在してしまったということでございまして、その辺で間違ったものを正という思いの中で、勝手な思い込みで間違ったものをとじ込んでいないという思いの中で提出をしてしまったということでございますので、以上でございます。
- ○志賀委員長 我々は、100条委員会として請求書提出を求めているわけです。そこで提出していただくまで、要求からやっぱり結果としては3週間、4週間かかっています。そこの中でそういうミスをするということは、通常としてはちょっと考えられないわけですが、そういうことであろうということでこの質問についてはこれで終わらせていただきます。

それから請求関係で、「改め」についてお伺いいたします。

公共事業場合なんか、端数処理ということで改めというところがいっぱい今回出てきて、「こういうことをやっているのか」と私も初めてわかったわけですが、民間企業で言えば端数値引きということになると思いますけれども、公共事業の場合はこの「改め」というものはどのような基準で行われてきているのか、ちょっと千葉証人にお伺いしたいと思います。

- ○千葉(勇)証人 「改め」の基準については、そのときそのときでさまざまな見解の中で「改め基準」を設ける、あるいは「改め」というものを基準を設けないでそのままお出しすることもあるということでございます。決してこれが一貫した形で「こうだ」「ああだ」ということではございませんので、そのときそのときに例えば下請けでやっていただいている企業の方については「今回については改めないでこのままお出しください」、あるいは「次回については改めということでもっていかがでしょうか」ということで合意形成をしながら、いろいろやりとりしていたというのが実情でございました。以上です。
- ○志賀委員長 ちょっと質問の仕方が悪かったですね。

例えば、「改め」というのが100円未満なのか、1,000円未満を「改め」するのか、1円単位で「改め」するのかということを私お聞きしたかったんですが、もう一度済みません、お答えいただけますか。

- ○千葉(勇)証人 その辺の「改め」の基準というのは、1円でもっての「改め基準」と申すのか、ちょっと私もよくその辺認識不足で大変申しわけないんですが、今申したとおりでございます。以上です。
- ○志賀委員長 通常はどういう金額の単位を「改め」ていますか、お答えください。
- ○千葉(勇)証人 その「改め」の通常はどういう基準ということは、当社においてですけれども、当社においてはそういう基準はございません。以上です。
- ○志賀委員長 そういう基準はないということですね。

私、今回全部いろいろ精査させてもらいましたけれども、大体100円単位未満を「改め」という形で処理されているようなんですが、そういう大体認識でよろしいんでしょうか。お答えください、千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 記載のとおりです。以上です。
- ○志賀委員長 次に、一次仮置場管理の業務報告書の日付が、全てがパソコンになっているわけですね、日付だけが。これ、ちょっと一応お聞きしたいと思います。これはやっぱり千葉証人、よろしくお願いします。
- ○千葉(勇)証人 パソコン上で入力できるものは入力したと。なお、いろいろな業務処理上の 関係で、どうしてもそこに日付を入れることは後にという場合もございますので、入れられ るときは入れる、入れられないときには入れないということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 期間中ほとんどの書類が全部手書きになっていますが、ちょっと今のご発言はニュアンスが違ってくると思いますが、ここはこれで終わりたいと思います。

協議会さんでは、毎月業務報告書を作成して塩竈市に提出していると思いますが、添付書類として瓦れき撤去ほか業務委託月報ということに、浦戸3島分を取りまとめた1カ月分の日報を提出していらっしゃると思います。日報の提出内容については、これは当然間違いないとは思うんですが、そこの確認をさせていただきます。千葉証人、お願いいたします。

- ○千葉(勇)証人 当局のほうに提出をさせていただいているとおりでございます。以上です。
- ○志賀委員長 間違いないかどうかの確認です、提出した日報に。
- ○千葉(勇)証人 間違いないというふうに考えておりますけれども、以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

ここで、浦戸諸島災害廃棄物仮置場管理業務委託実績日報表というものが存在しているわけですが、これは当局に対する請求の根拠となっている数字が集められたものですが、これは 誰が作成した書類なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。千葉証人、お願いいたします。

- ○千葉(勇)証人 それは、先ほど来申し上げさせていただいているとおり、私が全て各業者から報告をいただいたものを取りまとめして、私が環境課のほうに提出をさせていただいているものです。以上です。
- ○志賀委員長 再確認します。そうすると、3島分をまとめた1カ月分の日報も提出され、そしてその日報をもとに今言った浦戸諸島災害廃棄物仮置場管理業務委託実績報告書を千葉鳶さんがつくられたということでよろしいわけですか。千葉証人、お願いします。
- ○千葉(勇)証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 業務報告書の添付された日々の日報を協議会が取りまとめたということだと思います。取りまとめる前のデータというものは、もう一度お伺いします。誰が管理していたのでしょうか。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それについては私が管理をしておりましたけれども、先ほど来申し上げさせていただいているとおりある程度の成果のものが出ていけば、あとは事務処理上それは不必要なものだというふうに認識して廃棄したり等々、いろいろなことをさせていただいていました。以上です。
- ○志賀委員長 「等々」というのはどういう中身でしょうか。お答えください、千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 廃棄したり、あと一部は何らかの形で若干残っていたりという部分はあるのかもしれません。ということでの「等々」です。以上です。
- ○志賀委員長 じゃあそのデータというものは、前提は全て残っていないということでよろしい んでしょうか。それとも、まだ一部残っているということでよろしいんでしょうか。千葉証 人、お答えください。
- ○千葉(勇)証人 どのくらいの量が残っているか、ちょっと私も確認はしていませんが、若干 残っているなということでは、何枚かは残っているなということでは確認は見ております。 ただし、その具体的な枚数については、この場ではお答えすることはできません。以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、先ほどちらっとパソコンに入れたデータも全部なくなったというお話でしたけれ

ども、これについては間違いないんでしょうか。千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 そのようなことは、発言しておりません。以上です。
- ○志賀委員長 先ほど消したという話ありましたよね。じゃなくて、私の聞き違いでしたかね。 パソコンのデータ云々かんぬんという話いただいたんですけれども、もう一度ちょっと、済 みません。
- ○千葉(勇)証人 先ほど申し上げたのは、誤ったデータについて一度プリントアウトしたものがありますと。ただし、その誤りに2社でもって気がつきましたので、後日そのデータに上書きをする形で、そのデータはパソコン上に残っているということで、決して別にデータ全てが紛失したと申し上げたことはありません。以上です。
- ○志賀委員長 わかりました、済みません。

そうするとパソコンとしては、データ上はパソコン上には残っていますよという理解でよろ しいわけですか。千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 一部パソコンに残っているものもありますし、一部全て出ているものもあるので、それは全て残っているかということはまだこの時点で私は確認はしておりませんので、差し控えたいと思います。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

では、結局残っていないのもあるということは、削除したということですよね。ですから、 削除したという私の聞き方も決して、あながち間違いでもないということで、その辺のばら つきがあるんだろうと思いますが、一応わかりました。

普通に考えますと、データがあれば100条委員会に対して提出、請求明細書等はすぐ出てくるかと思うんですが、なかなか出てこないということで、我々の記録簿提出要求から4週間かかってやっと出てきたんですが、残念なことに協議会さんから出てきたものと、あと協議会の役員さんたちの企業から出てきた書類は、我々の要求しているものとのギャップがかなりありまして、3者の方については一応委員会では告発する形になったわけですが、東華海事さんの場合は「全く請求明細がない。一括請求で処理していました」というお話をいただいております。

先ほど来お話をお聞きしていますと、一応パソコンの中にデータをちゃんと各社ごとに分けて管理していたというお話をいただきました。じゃあ、分けて管理していたんであれば、なぜ東華建設さんの請求内訳明細書がプリントアウトできないのか、そこの点についてお伺い

したいと思います。千葉証人、お願いいたします。

○千葉(勇)証人 ちょっと委員長に訂正お願いしたいんですが、東華海事という会社はございませんので、東華建設の誤りでございますので、その辺訂正していただきたいと思います。

それと、先ほど申し上げさせていただいたとおり、いろいろな書類を提出するに当たりましてお互いダブらないで、できれば誤解を招かないような形のもっと簡単に整理したほうがいいだろうという、お互いに話し合いがなされた中で、その明細については連絡協議会のほうで管理しているので、連絡協議会のほうにその提出のお尋ねというんですか、提出の要請があるものですから、そちらのほうで代用した形で提出をさせていただきますのでということで、お互いに話をさせていただいた中での一連の結果でございます。以上です。

- ○志賀委員長 私がお聞きしている内容と、千葉証人がお答えになっている内容がちょっと違うんですね。私は、なぜ東華建設さんの支払内訳明細書が出ないんですかという問いかけをしているわけであって、その点をお話しください。パソコンで仕分けして処理していたというお話でした、企業別にですね。企業別に処理していましたよというお話でした。それだったら、ちゃんと東北重機工事さんは出ている。東北重機工事さんの場合は支払内訳明細書に内訳書までついている。ところが千葉鳶さんは、残念ながら内訳書がついてこない。晃信建設さんも内訳書がついてこない。東華建設さんに至っては明細書は一切何もなく、一括請求書しか出てこないというところで、パソコンで管理されているのであれば、そういうものが出てくるのではないのですかというご質問を差し上げているわけです。それに対して、出てこない、出せない理由をお聞きしています。千葉証人、お答えください。
- ○千葉(勇)証人 毎回、いろいろな意味で資料提出の「こういうことを出してくれ」ということでお尋ねというんでしょうか、申し出があるんですが、なかなかそれを我々がどういう思いの中でどこまで要求しているのかどうなのかと、一部理解に苦しむ部分があったということは事実でございます。それについて、お互いに「これってどうなんだろうね」っていうことで意見交換をしながら、「じゃあここまでは、こういうことを意味合いとするんでしょうから、ここまで出しましょう」とういうことで、その要請に応じた形で出させていただいたということでの記憶でございます。以上です。
- ○志賀委員長わかりました。

続いて、以前千葉証人が特別委員会の参考人招致でお出でいただいたときに、作業日報とか 業務日報とかそういったものの資料が、膨大な資料なるので破棄したというお話がございま したが、そのお話は千葉証人記憶されていらっしゃいますか、いらっしゃいませんか、お答 えください。

- ○千葉(勇)証人 記憶しているということでございますが、先ほど申し上げましたとおり 「正」という形で取りまとめしたものは、環境課のほうにしっかりと出させていただいてお ります。以上でございます。
- ○志賀委員長 記憶していると。ちなみに、私は紙の量を計算してみました。どのくらい膨大な 量なのかなと。千葉証人がお考えになる膨大な量というのは、どの程度の量をイメージされ て当時お話しされたのか。もし記憶されていれば、お話しください。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 その辺の抽象的なことで、しっかり「こうだ」ということはお答えは差し控えたいと思います。以上です。
- ○志賀委員長 まあ、私計算しましたら、大体A4の用紙で6,000枚から7,000枚という量なんですね。これが果たして膨大な量に当たるのか、当たらないのか、そういうところであれですけれども。

それはそれとして、次に資料として提出していただいた七十七銀行の普通預金の流れについてお伺いいたします。

普通預金の照合表、協議会が提出した出納簿について記載された資金の流れと、平成25年6 月25日に開催された連絡協議会の報告会での会計事務所から指導を受けた会計報告の支払内 容というものは、間違いがないのか、間違いがあったのか。その点の確認をお話しいただき たいと思います。これも、じゃあ千葉証人、お願いいたします。

- ○千葉(勇)証人 それについては、当然のことながら監査もしていただいていますし、また外 部監査ということで会計事務所にも監査いただいておりますので、間違いのない報告だとい うふうに思っております。以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

あと、預金通帳の提出についてお伺いいたします。我々は、預金通帳の照合表を提出してくださいというふうにお話をいたしました。ということで、七十七銀行の書類を提出いただきました。ところが出納簿を見ておりますと、杜の都信用金庫もあったと。あとほかの資料を見ていると、入金が杜の都信用金庫のほうにもあったということで、ほかにも存在することがわかったわけですが、これの提出をしなかったのはどういう理由なのか、お答えいただきたいと思います。千葉証人、お願いいたします。

- ○千葉(勇)証人 書類の提出の中で、七十七銀行とたしかうたっていたようなちょっと記憶で ございましたので、あくまでも提出要求されたものに対して、我々がお応えしたということ でございます。以上です。
- ○志賀委員長 我々は、七十七銀行とうたっておりません。協議会がどこの銀行と取り引きしているかわかりません、残念なことに。千葉証人、お答えください。
- ○千葉(勇)証人 じゃあ、もう一度ちょっと訂正させていただきます。あくまでも、浦戸に関係するということでの認識でございましたので、それはあくまでも七十七銀行ということに限定をされて、提出をさせていただいたものでございます。

なお、杜の都信用金庫につきましては、これは我々が連絡協議会として運営していくために 解体の1%をまずは皆さんから協賛をいただいて、後に余ったものについて皆さんに返還し ていただく、通常大体0.6%くらいでしたか、逆だったかな、0.38%だったか、何かそのくら いの実数かかったものでございますが、それの出し入れをしていたのが単純に言えば杜の都 信用金庫の通帳でございますので、今回の案件には杜の都信用金庫の通帳は何ら提示しなく てもいいものだというふうに我々の中で理解したものですから、七十七銀行1行だけの履歴 ということにさせていただきました。以上です。

- ○志賀委員長 そうすると、1%の手数料は浦戸には関係なかったんで、提出しなかったという 理解でよろしいわけですね。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 では、先ほど言いましたけれども平成25年6月25日に開催された報告会では、本 土の解体について1%の事務手数料が発生していたということは、我々も承知しております。 ところが、今回の出納簿の提出によって、浦戸関係でも1%の手数料を徴収しているよとい うことの内容が記載されているわけですが、全部の件数に対して徴収しているわけでもなく、 徴収していたりしていなかったりしているところが見受けられました。この徴収する、しな いの基準は何をもって判断されたのか、お答えください。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

本来ならば、今委員長が申したとおり本土並びに浦戸ということで、解体ということに関するものについて最初は徴収しようということで決まっておりましたが、ところがこんなにも、 我々が想像しているよりはるかに多くの物件、あるいは多くの金額になるということで、これは浦戸という状況を単純に言えば見させていただくと、特殊な状況でございますので、そ ちらのほうでやられている方については逆に免除してもいいんじゃないかということで、役員会の中で決定されまして、後に一旦入金をいただいたものを、後またその入金をいただいた方に戻させていただいたということでございまして、最終的にはこちらの本土のところの解体だけの1%の協力金によって、全体の維持管理運営に当たったということでございます。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

そうすると、この浦戸のやつで徴収したものは、七十七の通帳には載っていないけれども、 戻した分については杜の都信用金庫に載っているよという理解でよろしいのでしょうか。千 葉証人、お願いいたします。

- ○千葉(勇)証人 戻したものは、あくまでもそちらの徴収したところに戻したまででございますので、そういうことです。以上です。
- ○志賀委員長 いや、それを戻したという証拠になる支払い、振込用紙なり何なり、そういった ものが保管されているのでしょうか。七十七銀行の中にはそういうあれは書いてありません し、それと出納簿にもそういう記載があるのもありますし、全額は支払われていないという ふうな、本来であればこれは預かり金勘定で管理しなきゃいけないわけですよね。それが何 か全部記載されていないようなので、その点をちょっとお伺いしたいと思います。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 今ちょっといろいろ思い出していたところでございますが、会計担当の晃信 建設さんに聞いていただければ、その辺明確な答えなのかと思いますが、ただ私の知ってい る限りでは一旦七十七銀行のほうに振り込まれたり、あと七十七銀行じゃなくて杜の都信用 金庫のほうにまた戻してみたりということで、いろいろな間違いを後で会計事務所から指摘 されて、「ここはこういうふうな処理しますよ」ということでのいろいろな訂正をしながら やりとりした経緯が、両方の通帳に載っかっているということでございます。

なお出納簿については、その辺の出入りであったりしたものが一部記載されているかと思いますが、ただ出納簿も全体的な出納簿をお出しすることができなかったものですから、特にそこに個人情報ということが盛り込まれている関係上、一部浦戸に関係する出納簿についてはコピーでもってお出しさせていただいた。ですから、全てがその出納簿に載っかっているということではございませんので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○志賀委員長 もう一度繰り返しますが、1%の手数料を浦戸からも取っているわけですよね。 それで、それを返しているんですから、浦戸に関係していないというものではないはずなん ですが、それでその返却したというところは、どこの銀行を使って返却したのか。これは、あと会計担当の和田さんにお聞きしたいと思いますので、これはこの辺でこの質問は打ち切ります。よろしいですか。

それで、手数料の件でまた……。(「よろしいですか」の声あり)いや、結構です。

それと、あともう一つ浦戸のガレキ収集運搬業務で、協議会が一般管理費として11.16%の管理費が協議会に収入となって上がっています。金額にして、934万円です。これについての処分というのはどういった形でされたのか、お聞きしたいと思います。記憶がなければ、ないで結構です。千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 済みません、ちょっと今別なことを考えて、大変恐縮でございます。もう一度ご質問いただければありがたいんですけれども、よろしくお願いします。
- ○志賀委員長 浦戸のガレキ収集運搬業務の中で、協議会に11.16%の一般管理費というものが 入るようなふうになっております。934万円です。これについてはどのように処理をされたの か、お聞きしているわけです。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 管理費の九百三十何万円というのは、ちょっと私も記憶ないんですが、改めてそこに従事した方々に全部その割合でもって経費というものは支払われているはずですので、私の記憶は以上です。
- ○志賀委員長 じゃあ、具体的にお話しします。浦戸の3島分のガレキ収集運搬の請求、いわゆる市に対する清算設計書の中身を見ますと、5%の事務管理費というんでしょうかね、経費、それと二十九点数%の諸経費という項目がありまして、それについては東北重機工事さんに入るようになっております。ただ、そのほかにこのガレキ収集運搬業務に関しては11.16%の一般管理費という項目がありまして、それが当局に請求されているわけです。ですから、それは東北重機工事さんには行っていないで、連絡協議会に入るようになっているので、残るようになっているので、その残った金額がどういう処分をされたのかお聞きしているわけですが、記憶にないということであれば別にお答えいただかなくても結構でございます。

ですから、今お話を聞いていらっしゃる方、午後の方、ぜひこの点をお答えいただきたいと思います。

あと、記録簿の提出は、我々原本の提出を求めていたわけですが、なぜコピーを提出された のか、改めてもう一回お聞きしたいと思います。千葉証人。

○千葉(勇)証人 大変済みません、今ちょっとボーッとしていました。もう一度、ちょっとご

質問いただければありがたいんですが。

- ○志賀委員長 記録簿の提出は、我々100条委員会は原本の提出を求めておりました。それが、 なぜコピーで提出されたのかをお聞きしたいと思います。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 大変失礼しました。

通常一般的には、我々通常一般社会の中においては、原本は当然当事者が保管するということが通常一般的な我々の常識でございました。また、司法の場においても、コピーが可とされたことでやりとりとがなされておりますので、あくまでも原本じゃなくてコピーでも可なんだろうと、コピーでもいいんだろうということで、我々そういう観点からコピーを提出をさせていただいたということでございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、次に浦戸の事業のことでお聞きしたいと思います。浦戸の事業は三つに分かれておりまして、ガレキ収集運搬業務、それから危険家屋解体業務、それから瓦れきの一次仮置場管理業務と、この三つに分かれておりました。この三つに分かれているものを、連絡協議会さんが一括して仕事をされたということなんですが、例えば東北重機工事さんの請求内容を見ていますと、この三つの事業はほとんど作業としては分かれて作業されていないという中で、協議会さんとしてはどのようにしてこの三つの事業の振り分けをされたのか、その仕分けの内容についてお聞きしたいと思います。千葉証人。

○千葉(勇)証人 確かに東北重機工事さんについては、単純に言えばその仕分けをすることが 非常に難しい状況でございました。なぜならば、ある機械は危険家屋の解体をする、ある機 械は仮置場の管理をする、あるいは瓦れきの撤去運搬業務に従事するということで、それを 振り分けすることがなかなか難しい状況でございました。

あと、東華建設さんのほうについては、解体につきましてはあくまでも外部に発注している もの、一部下請けで使っているもの……。

- ○志賀委員長 聞いていることでいいですから、もっと端的にお答えください。
- ○千葉(勇)証人 聞いていることに私……。
- ○志賀委員長 どうやって仕分けしたのか聞いているんです。
- ○千葉(勇)証人ですから、東北重機工事さんのことだけでお話しるすと、これが島全体のことを表現する形になりますので、一方は東北重機工事さん、一方は東華建設さんということで、2社の体系が違うのでということを今ご説明しようということでお話をさせていただい

ていました。よろしいでしょうか。

- ○志賀委員長 東北重機工事さんの場合は、明細全部出ていませんよね。
- ○千葉(勇)証人 ですから、非常に仕分けが難しい状況にあったので、環境課と相談の上「これは、どうしましょうか。こういうことで仕分けが非常に難しいんですけれども、どうしましょうか」ということで協議した中で、「これは全体の費用として、こういうふうに見ていきましょう」ということでダブらないように、二重に発生しないような方法でもって管理をし、環境課とやりとりをしたと。

一方東華建設さんにおきましては、外部に発注している家屋解体がございますが、この部分については家屋解体ということでのお支払いでやりとりしましょうということで、そこはあくまでもすみ分けした状態で二重に支払われないように環境課に十二分に精査をいただいて、やりとりをしたということでございます。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それと、この事業の中で使用の重機、作業員、交通船、台船、引船、燃料、仮設トイレ等の 数量とか単価についてはどのように管理されていたのか、もう一度改めてお聞きしたいと思 います。千葉証人。

○千葉(勇)証人 お答えいたします。

その件につきましては、当然業務をやっていただいている業者の方からその旨ご報告をいた だいて、それを取りまとめしてやりとりをしたというのが基本的なことでございます。以上 です。

- ○志賀委員長 そうすると、今言った使用重機、作業員、交通船、台船、引船、燃料、仮設トイレ等の数量は、実際に現場で使われたものをそのまま協議会さんがまとめて、役所のほうに請求しているという理解でよろしいのでしょうか。千葉証人、お答えください。
- ○千葉(勇)証人 基本的には、そういうことだということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 「基本的には」ということは、例外もあるんでしょうか。千葉証人、お答えくだ さい。
- ○千葉(勇)証人 それは、当然のことながら雨降った日ができたとか、あるいは日曜祭日に作業したということもございますので、その辺は平日に振りかえるとかという形でもって、当然のことながら環境課とご相談の上、協議の上、履行確認をいただいた中での一連のやりとりで、書類として取りまとめしたものだということでございます。以上です。

- ○志賀委員長 そうすると日にちの振りかえであって、数字そのものについては、全体の数字については実際に使った数字だよということでよろしいのでしょうか。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほど来申し上げましたとおり、基本的にそうでございます。以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

また、簡単なことでちょっとお聞きしたいんですが、その前に連絡協議会としては設立目的 は多分営利目的とはしていなかったと思うんですが、その辺のことを確認させていただきた いと思います。これは和田会長、お答えいただけますか。和田証人、お願いします。

○和田証人 それじゃあ、記憶をたどって最初のところからちょっとお話をいたします。

この業務については、私は以前震災の前から塩竈市の災害防止協力会の会長という、極めてボランティアの性格の強い会の会長をいたしておりました。この協力会のほうは、どちらかというと市の道路行政にご協力をするということで、各町内会の中で側溝等の不具合が生じた場合……。

- ○志賀委員長 ただ、営利団体でなかったかどうかだけお答えください。
- ○和田証人 そういうことです、済みません。
- ○志賀委員長 営利団体ではないということで、よろしいんですね。 (「はい」の声あり) ありがとうございます。

それで、今そういう団体ではないよというお話をいただきました。ただ請求明細書、ちょっと東北重機工事さんばっかり見ていますと、例えば交通船なんかが東北重機工事さんは2万円の請求に対して、協議会さんは市に対する請求書は4万何がしか。これは、当然役所の中で単価決まっているものですから、それはそれで請求単価としては別に何ら問題はないんですが、本来であればその単価が東北重機工事さんから要求いただいてれば、協議会さんとしてもそこで利幅が生ずることはないんですが、ものによっては倍近い利幅が生じているものもあります。例えば重機運搬費なんかは、東北重機工事さんから1万6,300円できているのが、協議会から市に対する請求書で認められた単価なんですけれども3万2,600円とかですね。あと、バックホーでも0.45なんかは1万9,500円が3万9,000円、あと0.8が2万5,000円が5万6,800円ということで、こういった利幅が生じてきているということになると、こういったものは営利行為にならないのかなと、私ちょっと単純に思ったわけですが、ここら辺についての認識は和田会長さんとしてはどのようにお持ちか、和田証人、お答えいただきたいと思います。

- ○和田証人 個々の会社さんの請求内容については、私は存じておりませんので、今最初に営利 目的でないということの話は、当初のところから復旧・復興について一日も早く市民のそう いうふうな面からの救済も考えたものですから、そういうことで進んでおりまして、以後の 進みの会社の内容等については承知をいたしておりません。以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それと、次に有価物のことでちょっと質問させていただきます。

平成25年6月25日開催された連絡協議会の報告会の中で、有価物に関して監査報告ですね、ここで有価物に対して一部の業者の不適切な処分があったという記録がなされております。この内容は、具体的にどのようなことなのかお答えいただきたいと思います。和田証人がお答えになりますか、それとも事務局の……、じゃあ千葉証人、お願いいたします。

- ○千葉(勇)証人 その不適切な処理がなされたということでございますが、具体的な会社名挙 げてよろしいでしょうか。
- ○志賀委員長 結構です、どうぞ。
- ○千葉(勇)証人 よろしいですか。そこの報告書に上げさせていただいたのは、3社の方の内容がそこに盛り込まれております。1社につきましては、宮本産業さんが誤った書類でもって最終的には伝票として報告していること、あともう1点。中沢組さんが2件について、1件は全く越の浦に搬入された実績と記録がないこと。もう1件につきましては、実際搬入された量と、設計の量と搬入された実績の間に大分大きな乖離があるということが1点。もう1社、清野工務店さんが、全く搬入された実績と記録がないこと。この3社の3点について問題があるので、これはどのようにしたらいいかということで監査委員の方にご相談した結果、6月25日の報告の記載となっております。以上です。
- ○志賀委員長 そうすると、不適切として判断した、その理由のもととなった資料というのは何でしょうか。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それは、議会のほうにお出ししている資料のとおりでございます。それを見ていただければ、そのとおりでございます。以上です。
- ○志賀委員長 もととなった資料があるんですよね、協議会に。判断した資料。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 判断した資料というのは、その資料については手元にございます。以上です。
- ○志賀委員長 ございません、ございます。
- ○千葉(勇)証人 あります。

○志賀委員長 ありがとうございます。

では、どのような処理が正しかったのでしょうか。千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 正しい処理の仕方ということでございますが、環境課のほうから我々が解体 に伴いまして場所を指定されております。その指定された場所に適正に、解体の後にそこに 適正に運び込まれるということが、適正な処理でございます。以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、今不適切と判断した理由のもとだった資料ということですね。これが、過去特別委員会で私2回資料要求した管理台帳というのだと思うんですが、それで今回も100条委員会でこの管理台帳を資料要求させていただきました。ところが、千葉証人からは「管理台帳が何であるかわからない」という回答が事務局に出されましたので、私千葉証人の携帯に電話を入れたのですが、不在着信のために、その後に1回メールを送信したのですが、ここのところは確認されていますでしょうか、されていませんでしょうか。千葉証人。

○千葉(勇)証人 大変恐れ入ります。今初めて耳にすることでございます。なぜ、それで携帯 に連絡されるんでしょう。事務所としてしっかりあるわけですから、事務所にご連絡いただ ければ、当然志賀委員長のほうに「こういうことでご連絡いただいた」ということであれば、 当然私のほうから連絡を差し上げるところでございます。

なお、携帯についてそういう誰からか着信があったのか、あるいはメッセージがあったのか ということについては、当然のことながらいろいろ見たりはしますけれども、そういう記録 もないということです。以上です。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、私の言った管理台帳っていうのが千葉さんの手元にあるということなので、改めてまたこの台帳を提出していただけたらと思います。千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 その管理台帳と言われるものが、どういうものが管理台帳と言われるものか、 それちょっと我々……。
- ○志賀委員長 じゃあ、言います。私が千葉さんの事務所にお伺いしたときに、見せていただい た台帳でございます。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 恐れ入りますが、志賀委員長はいつ当社のほうに出向かれたのか。私、その 辺の記憶がないんですが。
- ○志賀委員長 じゃあ、結構です。いいです、それは。ないんであれば、ないで結構です。私2

度お伺いして、この問題が起きる前ですね、見ているんで。

それでは、あと次に行きます。同じ有価物の中で、宮本産業さんのほうでプレスCという項目が載っかっているわけですが、この内容についてはどういう内容なのか、おわかりでしたら。千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 そのプレスCというものは、あくまでも空き缶をプレスしたもので、固まり にしたものをプレスCということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

続いて、有限会社中沢組における解体に係る有価物の取り扱いについてということで質問があります。これについて、先ほど触れられましたのでこの件と、その後共通質問があるわけですが一応清野工務店さんについての取り扱いについては、削除させていただきたいと思います。

次に、ここも企業のあれで和田証人の個人の会社の通常、日々の作業内容についてお聞きしたいと思います。和田証人の会社でも、浦戸のほうで仕事をされていたと思います。日々の作業報告というのはどのようにしていたのか、お答えいただきたいと思います。和田証人。

○和田証人 お答えします。

現場の職員がつくっておりまして、そういうものを協議会のほうへ請求書と一緒に出しております。今回も資料請求の中では、その辺のこともきちんと出させていただきました。以上でございます。

○志賀委員長 ありがとうございます。

一応、日報は請求書と一緒に出しているということでよろしいですね。そうすると、協議会にはちゃんと請求書として出しているという考えでよろしいわけですね。

- ○和田証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

支払いを受ける場合というか、協議会が支払内訳明細書で支払っていることが多いんですが、 和田さんの会社の場合はどうだったんでしょうか、お伺いします。和田証人。

- ○和田証人 その当時は忙しくて、私自身はその辺についてよくタッチしておりませんでした。 済みません。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

次に、千葉鳶さんのことでちょっとご質問させていただきます。今回も100条委員会から、

- 4月13日の期限で請求明細書の提出を求めましたが、一括請求書を出されたというところで、 先ほどもお答えいただいたんですが、請求明細書というものは出していただけなかったとい うことについて、ちょっともう一度お話しいただきたいと思います。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 請求明細については、先ほど来下請けとの関係のやりとりのことについては、 これは企業の秘密事項に当たるもので、これは顧問弁護士と相談の末提出を控えさせていた だいたということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 我々は、千葉鳶さんのさらに下請けの請求書を求めているのではなくて、千葉鳶さん個人の請求書の提出を求めているわけですけれども、それに対しての質問でございます。 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それについては先ほど申し上げさせていただきましたとおり、連絡協議会と してその辺の内訳明細というものを添付させていただいているかと思いますので、それをご 参照いただきたいと思います。以上でございます。
- ○志賀委員長 今回、2回目に出していただいた協議会作成の支払内訳明細書というのをいただいたおけですが、自社の請求明細書というものは千葉鳶さんは作成されていないんでしょうか、お答えください。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それは当然私がつくっていることですので、あえて2つをつくる必要がない ということで当社ではつくってなく、それでそちらでもって管理をしているということでご ざいます。以上です。
- ○志賀委員長 あと今回の2回目の提出で、使用機械の明細と作業員の明細の内訳書が提出されていないわけですけれども、これについてはなぜ提出されていなかったのかお答えください。 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほど申し上げさせていただいているとおり、これは企業秘密の部分に該当 しますので、提出を差し控えさせていただいたということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 企業秘密というのはどういうことなんでしょうか。これは、あくまでも公共事業をやっているわけですけれども、報告会での個人情報云々というのと全く同じことで、これは個人情報とか企業秘密とかは該当しないと思うんですが、ましてや公共事業の請求書ですよね。それについて、お答えください。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それは、先ほど来申し上げさせていただいているとおり、単純に言えば連絡 協議会からの金額が決定する、その上で当然役所からの金額が決定する、その後にその業者

がその金額が決定するということでございますので、ここまでは公共工事の資金の流れだというふうに理解しています。その下については、これは企業の秘密という部分に該当するということでのご指導をいただいておりますので、その分については提出を差し控えさせていただいたということでございます。

- ○志賀委員長 我々の調査は、千葉鳶さんがどういう重機を使って、何人の人を使って請求をされたのかということを知りたいためにやったわけですね。そしてその人数が、協議会が同じ人数をちゃんと請求されているのかどうかということを確認するためにお願いしているわけです。それが企業秘密ということでは、決してないと思いますね。千葉証人、お願いします。
- ○千葉(勇)証人 何度も申し上げているとおり、それは環境課のほうで日々履行確認をいただいていることでございますので、その辺は間違いない、事実は事実として請求を出させていただいているということでございますので、環境課に確認をいただいているということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 環境課の確認はいいんですが、我々は100条委員会として確認しているわけです。 そのことで、結局告発ということで100条委員会としては決定したわけですけれども、まだ最終的には決定しておりませんが、どこまでも100条委員会として資料要求したものは出していただかないと、正当な理由がなくして出せないということになれば、そういう形になると思います。そうすると、島民の方の給与等についても個人情報であるということで提出いただかなかったわけですが、我々が弁護士さんと相談したところ公共事業の仕事をやっている方が審議をもらった場合に、それは個人情報の範疇には当たらないという見解もいただいております。これは一つの見解でありますから、絶対正しいということではないのかもしれませんけれども、そういう見解もいただいております。

それで、あと通常の取り引きにおいても、株式会社千葉鳶さんとしては請求明細書とかというものは作成されていないんでしょうか。その点をちょっとお伺いしたいと思います。千葉 証人。

- ○千葉(勇)証人 請求書をつくっていることは事実でございますが、通常一般的にはそういう ことでございますが、先ほど来申し上げているとおり……。
- ○志賀委員長 聞いていないです、後でいいです。

あと、浦戸での作業に係る諸経費の支出の明細を証明する書類も、我々としては要求していたわけですけれども、その書類も提出していただけないのはどうしてなんですか。ちょっと

理由をお伺いしたいと思います。千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 大変失礼しました。もう一度お聞かせください。よろしくお願いします。
- ○志賀委員長 100条委員会としては、浦戸での作業に係る諸経費の支出を証明する請求書類と かを要求していたわけですが、今回一切提出されていただいておりません。それはなぜでしょうかということです。千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それも先ほど来申し上げさせていただいているとおり、しっかりとした形でまず環境課のほうと履行確認を、我々が出したものについて、月報を出したものについて履行確認をいただいておりますので、それが最終的なものだということで確認をしております。なお、先ほど来申し上げているとおり、顧問弁護士とも相談の結果、そこまでの提出はしなくてもいいんじゃないかということで、あとは法的な見解の相違ということになろうかと思いますが、以上でございます。
- ○志賀委員長 以上をもちまして、委員長の共通尋問を終了したいと思います。

暫時休憩いたします。再開は10時50分ということで、休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時49分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の申し出がありましたので、これを許可します。

お一人の尋問時間は、おおむね20分以内といたします。鎌田委員。

○鎌田委員 では、私のほうから質問させていただきます。

七十七銀行の協議会のほうの通帳ですが、出入りについても照合表の明細が出されました。 そのことについてまずお伺いしたいんですが、その中の出金状況、入金状況を見ますと、入 金の中に協議会の傘下の団体からの入金があると、何件かですね。晃信建設さん、それから 東華建設さんでしたっけ、それから千葉鳶さんなど数社だったと思うんですが、なぜ傘下の 団体から入金があるのかちょっと不思議だなというふうに思っているんですが、普通は働い てもらった協議会の傘下のほうに市からお金が入ってきた、それをお支払いするという形で 一方通行的なところが多いと思うんですが、なぜなのかそこをお伺いしたいと思います。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 その件についてお答えさせていただきたいと思います。

会計のほうから、我々に対して一部誤入金があったり、そうした場面があったようでございます。それについて、我々が受ける側として「これは間違った入金だ」ということで会計の晃信建設さんのほうに申し出まして、それをどちらのほうに入金したらいいのかということでお尋ねしたところ、誤った形で七十七銀行のほうに入金ということでのご案内をいただきましたので、そちらのほうに入金をしたということでございます。後日七十七銀行じゃなくて、それが1%のことですので杜の都信用金庫のほうに、後日七十七銀行のほうから杜の都信用金庫のほうにまた移されたということでございます。以上です。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そうしますと、いわゆる事務負担分の1%ですか、それがこれだったと。そして、 それについては全部一括して管理しているのは杜の都信用金庫でしたっけ、今言われたね。 そこになるという解釈でよろしいんですか。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 それから出金関係ですね、その七十七銀行さんの。照合表を見ますと、現金で下ろしている形にみんな表現がなっているんですが、実際は支払いは現金でされたのか、それとも振り込みなのか。形として現金の形に照合表はなっていますけれども、どういう内容なのかを簡単にお教えください。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 その辺の詳しい話というのは、ちょっと私会計担当じゃないので明確にお答えてきませんけれども、通常一般的には送金が通常の形、あるいは相手方によりまして現金でいただきたいという部分については現金でお渡ししているということで、お話は伺っています。以上です。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 実は、この内容をちょっと調べてみたんですが、多分現金でお支払いしているというのは結構な大きな金額ですから、それはほぼないというふうに思うんですよ。ですから、そのからくりといいますか手法としては現金で引き出しをすると、その現金の中から送金の手続をとると。そうすると実際の通帳の中には、この明細書には現金という形で残るということらしいんですね。ですから、実際はそういった形をとっていると理解はされるんですよ。

しかしながら、私はやっぱり皆さんのお金を市からいただいて、市から請求していただいた お金を皆さんにお支払いする形から言えば、通帳に残るような形で処理をされるのが普通だ と思うんですが、会計担当者でないとわからないという回答でよろしいんですかね。なぜそ ういう手法をとられたのか、それを教えていただければと思います。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 詳しいことはお答えできないという旨でちょっとお話をさせて、私の記憶の中でお答えをさせていただきますと、いずれにしても現金で引き出されたものが、当然のことながらその見合った領収書があるわけですから、それが一緒にあれば何も問題はないんじゃないだろうかなというふうに思いますが、以上でございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 今回、それを証明するような領収書やら何やらって添付、それはされていないと思うんですが、実際振り込みをやった申請書といいますか手続書、これは多分保管されていると思うんですよ、先ほどの手法でいっているはずですから。それは、あれば提出をいただけますかね。それをちょっとお伺いしたいと思います。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それは、今までは議会のほうからの提出の要求がなかったものですから、提出をしなかったということでございます。なお、その要求があれば、当然のことながら提出できると思いますので、その要求に応じた形で提出できると思います。以上でございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 後で要求をしたいと思いますので、それはぜひお願いしたいと思います。

そして話はちょっと移りますが、先ほどの委員長からの質問の中で、いわゆる協議会側では 瓦れきの処理、解体、それを依頼した業者といいますかね、会社から野帳やら何やらそうい った報告を使っていただいて、それを事務局として入力をして、それをもとに一つは市のほ うに請求を出すと。もう一方で、そのやってくれた業者に関しては内訳明細書でしたっけ、 という形で業者のほうに出しているというふうに私はとっているわけですが、それで流れと してはよろしいわけですか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。

- ○鎌田委員 そのやりとりの中で、事務的な手続では間違いがないようにという話もされました し、間違いがないという話もされましたが、それでよろしいですか。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そこでちょっとお聞きをしたいんですが、まずはちょっと晃信建設さんのことについてだけを取り上げてお聞きをしたいと思います。

この中でちょっと不思議だなというところがあるんですが、細かなところで仮設トイレを使っているんですね。これについては、平成24年の4月から9月までの間に作業をしているんですが、トイレの数がずっとゼロがあって、24年の5月だけ47基というのがあると。設置のあれが1個だと。1個で内訳、その中身ですよ、事務局がつくられた。その中で設置が1個にもかかわらず、平成24年5月は47のカウントがあるんですね。どう見ても47というのは1カ月で30、多い月でも31日なわけですけれども、なぜこの47という数字があって、ほかずっとゼロやら、ずっとあると。あとは、平成24年の8月に3という数字がカウントされていますけれども、これずっと作業している間ですから、普通であれば30だったら30でずっと行くはずなんですが、なぜこの平成24年5月だけ47、あとゼロで、平成24年8月3基と、これはえらい不自然な数字であるんですが、間違いないということですけれども、どういう内容でそういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 その件についてお答えいたします。

先ほど来ちょっと若干出ておりましたが、例えば油代の誤差について、このところを単価がずっとそのまま継続しているものですから、これにどうしても開きが出てきています。この開きをどこかで吸収しなくちゃいけないというところで、そこで環境課と苦慮した結果、トイレとかそういうことに置きかえた形での清算業務をしましょうと。じゃないと、油をその月その月、あるいは週によって変動し、また協定書を締結するということについてはなかなか業務上難しい部分があるので、そういうことで臨機に対応しましょうということで、協定書に基づいた形でお互い協議をして、臨機に対応するということの一貫した形でのやりとりでしたので、そこで金額の調整をさせていただいたと。あくまでも環境課との協議の上の合意の中の話です。以上です。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 今の発言の中で、油やら何やらの代金が変動すると、その調整用に使ったという話のわけですけれども、そうすると実際トイレは使っていないのかなという思いも出てくるわけですけれども。トイレがなかったら、あの中でみんながトイレといいますか、そういうことも考えられますけれども。トイレは実際使ってはいないんですか、使っているんですか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 トイレは使っておりますが、ただそのトイレがそこに例えば従事していた東 華建設さんであったり、例えば東北重機工事さんであったり、あるいは市のトイレを借用し たり、そんなことでやりとりしていました。以上でございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 普通であれば、実際の野帳やら何やらで実績が上がってくるわけですから、それに はまずトイレがカウントしてあって、なおかつ調整用として若干プラスになるとかということは、先ほど安くなるということはあの時期考えられなかったので、プラス方向に行くはず なんですが、これゼロの月があるんですよ。それがちょっと不自然だなと。それから、内容 としてはそれは環境課に相談をして調整されたということで、環境課のほうにあとは確認を したいというふうに思います。

話は次に移りたいんですが、「改め」についての質問が委員長さんからありました。その場限りというのは表現悪いですけれども、その場に応じて何かいろいろやっているという話だったわけですが、普通は手法としては一応細かな端数を切り捨てるというのが基本だと思うんですが、それでよろしいんですか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。以上です。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 といいますと、金額は先ほど言ったようにその場でどうのこうのというのは、私は そういうふうにとったんですが、ですから端数をある程度切り捨てるという、そういう手法 で考えてよろしいんですか。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほど来何度も申し上げているとおりですね、提出をさせていただいたとお

りだということでございます。以上です。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 それを確認しているんですけれども、普通は端数を切り捨てると。それが、このときはいわゆる二、三円だったかもしれない、百何円だったかもしれない、千何円だったかもしれない、1万、2万何ぼだったかもしれない、それはそのときのあれでやっていますよという回答でよろしいんですね。そこをちょっと確認したいんですよ。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 提出をさせていただいたとおりでございます。以上です。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 私は、ですから切り捨てるという表現でよろしいんですねという確認をしているんですが、それでよろしいんですね、じゃあ。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 済みません。具体的に何度も申し上げているとおり、ここに私実際のところ どういうふうなことに、記憶をたどりながらお答えしているという部分もあるんですが、そ の月にはこういうふうにした、その月にはこういうふうにしたという一貫した形じゃなかっ たかもしれないなという思いの中でおりましたので。ですから、決まった形じゃなくて、提出をさせていただいたような中身の内容でございますということでお話をさせていただいて おります。以上です。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 確かに、具体的に言えばこの平成23年7月については275円を切り捨てていると、 平成23年8月には700円を切り捨てているという形で、みんなそういう形で、金額は違います けれどもやってはいるんですよ。ですから、私が確認をしているのは、端数を切り捨てる考 え方でよろしいんですねという、基本的な考えをただ単にそれだけのことです。それを確認 しているんですけれども、細かな数値なんかは必要ないですよ、それは。私が言っているの は、いわゆる100円台とか10円台、1円台、1,000円台、大きければ1万円台を切り捨てると いう考え方でよろしいんですねということを言っているんです。金額が大きい、少ない、そ んなことを言っているんじゃないです。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 ですから、私がどのような書類を出したのかと、自分の中でこういう視点の

もとで、こういうものの考え方で「こうだ」「ああだ」ということが今頭の中に実際のところがないものですから、正確なお答えができないために記載のとおりだということでお答えさせていただいています。以上です。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 何度もしつこくやりとりしてもあれなんで、もうやめますけれども、普通は先ほど言ったような、金額は大小あれ切り捨てるのが普通の話ですね。中にはここで見ましたら、僕確認をしました、金額でね。そうすると、ここでは平成23年の12月の内訳書の中ではプラス1万2,000円になっている。プラスになっている。切り捨てるんじゃなくて、プラスですよ。それからもっとプラスあったのが、平成24年2月にもプラスになっていますね。この二カ所、あとそれからほかにもありました。平成24年8月も、ああ、これはマイナスですね。プラスが3カ所ほどありました。ほかはみんなマイナスです。「改め」をするなら、先ほど言うように金額はどうあれ切り捨てるんだという形が本来の形でもあるかと私は判断するんですが、プラスもある。それは、先ほど事務の手続で間違いないという話をされていますけれども、間違いありますよ、ここに。完全にありますよ。もう、書面としてきちんと残っていますから。

それから、トイレの数だっておかしいですね。ですから、私は調整用に使ったというのは、 その調整じゃなくて一括明細を出した中でその調整用として使ったのではないかと、この 「改め」とそれからそのトイレの数やら何やらを、私はそういうふうに想像するんですが。 想像するといいますか、そういうふうに解釈せざるを得ないところがあるかなというふうに 思うんですが。そういう処理に関しての、そういういわゆる細工といいますかね、やってい るということはないですかね、その辺は。そこをちょっとお伺いして、私の質問は、じゃあ ……。ああ、もう1点ありました。お願いします。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほど来申し上げさせていただいているとおり、あくまでも我々の個人的な 視点でもって、そういう処理としてお出ししていることじゃございません。その差異につい てどうやって埋めるかということで、環境課さんとの間で協議がなされて、それでこういう ふうにしましょうということで了解をいただいた中で、我々お出ししていることですので、 以上でございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。

- ○鎌田委員 最後に、七十七銀行の照合表の中の明細からちょっとお伺いしたいんですが、基本になっているのは協議会から出された内訳明細書になるわけですけれども、東北重機工事さんについては平成25年7月、8月と明細が上げられているんですね、東北重機工事さんから協議会のほうに。その後が、あとは全部内訳書に変わっているわけですけれども、東北重機工事さんが提出していただいた明細には。その中のトータル全部見てみますと、この重機関係で結構上げられているんですね、何件も、10件くらい。その重機関係が、内訳明細書の中には全然出てこないと。いわゆる内訳明細書をもとに、塩竈市に請求を出しているわけですけれども、この重機関係がどこにも出てこないと、内訳明細書の中には。これは、どういうふうになっているのか。いわゆる普通であれば、前半のあれでやりましたけれども、請求書が上がって、それが正確なものか判断をして、それをもとに協議会が市に出すという形が本来の流れであって、普通の企業はみんなそうやられていると思うんですが、このいわゆる重機関係が全然明細が載っかってこない。結構な金額になりますけれども、これはどうしてですか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

それら東北重機工事さんとのやりとりの中において、通常一般的にこちらのほうから先ほど来申し上げているとおり、環境課と履行確認をしていただいたものを、今度こちらのほうで清算した形で、金額を載せた形で東北重機工事さんのほうに「こういう金額に決定しました」ということを、「もしこれでご異議がなければ、これで請求書を送ってください」ということでの一つのパターンと、あとそれに載せた形で一方的に我々のほうから行っている書類でもって後に振り込まれて、振り込まれた金額とこちらから最終的な金額決定したもので合致すれば、それでおさまっている、そういうふうに処理されている部分、あるいはこちらから言っている請求について逆にそれを自分たちの様式でもって連絡協議会のほうに来ている部分ということで、東北重機工事さんについてはその二通りのパターンの請求というんでしょうか、支払いの方法というんでしょうか、根拠となるものはそういう形で介在したということでございます。以上です。

○志賀委員長 終わりです。

伊勢委員。

○伊勢委員 先ほど志賀委員長の共通尋問の中で、七十七銀行の協議会の明細書の関係、それか

ら平成25年の6月25日の協議会の報告会、会計内容についてお尋ねがございましたが、これは監査、外部監査とも間違いないというお答えでした。それでよろしいのでしょうか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それは、間違いございません。以上です。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうしますと、今回七十七銀行の明細の入金明細を見ますと、入金額として全部積み重ねた金額で言いますと29億5,201万4,672円ということでよろしいのでしょうか。記憶をたどるしかないので、ざっとでもいいんですが、それでよろしいのかどうかだけ確認させてもらいます。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

私、実際ここに資料もございませんし、その当時の数字がどういう数字だったかということについては、記憶がございません。ただ間違いないということは、一連の今までの流れ、外部の方にも監査をいただいているという状況で間違いがなく、貸借対照表の中で右左がゼロになっているということでございますので、これは間違いないということでございまして、そういうお答えをさせていただきました。以上です。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そこで一つは、私どもで一応明細は見させていただきました。そこで、金額上は先ほど言った29億5,000万円ほどの協議会への入金の総額になっております。私が改めてそこで確認したいのは、さっき間違いなしと、協議会の報告・決算も間違いなしとお述べになりましたから、相対で幾つか個々に事例を引きながら確認をさせてもらいますが、私が一応確認した中で七十七銀行から協議会に入金があって、そしてその七十七銀行の支出で協議会への支払日が書かれております。

例えば一例を申せば、一番最初の金額で言いますと、支出で言いますと平成23年の4月28日、 1,912万9,404円、こうなっております。これは、一つの例ですね。

- ○志賀委員長 伊勢委員、ちょっと待って。支出が何の支出なのか、ちょっと明快にお話しくだ さい。
- ○伊勢委員 最初に支出の明細についてお尋ねします。
- ○志賀委員長 何の支出か言って、質問してください。

- ○伊勢委員 支出については、協議会の決算の平成25年の6月22日の決算に載っている支出と、 支払日と、企業名で一応確認をさせてもらったということです。
- ○志賀委員長 内容が。
- ○伊勢委員 内容がですね……。
- ○志賀委員長 その1,600万円というのは、何の内容なのかで質問しないと、答えようがない。
- ○伊勢委員 1,900万円ね。1,900万円支出がありました。協議会から会社のほうに支出がありましたけれども、例えば合計をしますと1,800万円で、80万円ほどの差が出ているんですね。一 応例えば金額を合計しますと、それはどういうことなんでしょうか。
- ○志賀委員長 要するに、協議会でつくった資料の中の支払金額と協議会の出納簿に書かれている金額ですか。それとも七十七銀行の照合表の金額なのか、どちらの金額ですか、合わないというのは。
- ○伊勢委員 両方合わない。
- ○志賀委員長 いやいや、七十七銀行の照合表の金額なのか、それとも出納簿上の金額と合わないのかということをお聞きしている。
- ○伊勢委員 七十七銀行のやつは合っておりますが、協議会の出納簿のやつで金額が合っておりません。
- ○志賀委員長 という話ですね。

ご理解できましたか。協議会の発表された金額、報告会で発表した支払金額と、それと出納 簿に記載された支払金額が合致していないというところは、なぜでしょうかという質問にな ります。千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 具体的に私何の資料もなくて、唐突にその数字をここに挙げられても、正確 なお答えはお答えできないと思います。ただ、平成23年の5月の支出ということでおっしゃっているんでしょうか。23年の5月でございますよね。4月二十何日ですか。恐らくその辺 で支出しているということを、ちょっと記憶をさかのぼりますと、それはここの本土においての瓦れきの撤去の費用だと思います。ですから、今回の一連の100条委員会におかれている、島の関連したことではないんじゃないのかなというふうに、私今ここの中でそういうお答えしかできませんけれども、それでよろしいでしょうか。以上です。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そのとおりだと思うんですね。つまり本土の分も含めて29億円なんですが、つまり

差が出ているということについて、87万円ほど差が出ているというのはどういうことなのか。 つまり、一応先ほど委員長の質問の中で、今回出されたものについて言えば、「浦戸のほう の関係で、七十七銀行の明細です」と、こういうふうにお答えになっていますね。しかし、 なぜか本土の分も入っているというのはどういうことなのかということなんです、まず最初 に。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 今回、七十七銀行の履歴というものを出させていただいております。その中においては、特段浦戸ということで限定された形での提出ではございません。一連の、今まで平成23年のたしか発災直後からの収入・支出について履歴を出させていただいたことですので、そういうことだということでご理解していただきたいと。なお金額の違いについては、手元に資料もないものですから明確なお答えができないということです。以上でございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると、手元に資料がない。しかし、先ほど記憶をたどって質問せざるを得ないんですが、しかし事務局長としてこういった金額上の関係について千葉さんのほうで、これについては取り扱っているのか、取り扱っていないのか、その辺ちょっと確認させてください。
- ○志賀委員長 会計は和田野さんに……。
- ○伊勢委員 念のため。
- ○志賀委員長 じゃあ、一応千葉証人、お答えください。
- ○千葉(勇)証人 済みません、その質問の意味がどうもよく理解できないんですが、ちょっと わかるようにもう一度質問していただけないでしょうか。よろしくお願いします。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 千葉さんは、協議会としての仕事はどういうふうな内容の取り組みをしたのか、事務局長さんですよね。もう一つは、先ほどの共通尋問の中で会計は和田野さんですと、こういうお話でしたけれども、そうすると一切の金銭の銀行から出されてきているもの、その協議会の支出関係は主には和田野さんが全部計算をして、外部監査に委ねたということですか。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉証人 なかなか質問の意味がちょっと理解できない、自分なりに解釈しますと、私の事務 局長としての立場なんでありますが、一般的に全て仮置場については私が担当する。あと、

本土の解体については鈴木工務店の鈴木専務が担当される。あと、会計については和田野さんが担当すると。それを事務局として総括しているのが千葉鳶、私でございます。ですから、お金の流れについて単純に指示をいただいた、それを実際業務をやっていただく、その業務をやっていただいた金額を私が整理をさせていただいて、環境課との間で履行確認をいただいて、最終的な金額が決定すると。最終的な金額が決定した中において、実際業務をやっていただいた方にお支払いしなくちゃいけないわけですから、その方に対して「このくらいの金額で、こういう形で決まりました」ということで、私のほうからその業務をやっていただいた方に通知がなされる。それでお互いに合意形成されましたら、後に見信建設さんのほうに「A社さんに対して、こういう業務でもってこのくらいの金額が決定しました」ということで報告をさせていただく。それに対して、今度見信建設さんがその書類をもって今度、入金確認後なんですが、出金伝票を会長のところにお持ちしてそれでご捺印をいただいて、通常一般的になんですが銀行に行ってそれをその業務をされたところに送金という形でお支払いがされると。一応、一連の流れはそういう流れだということで、ご理解していただけましたら。以上です。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると千葉勇夫氏に聞くと、結局全体の会計のやりとりは和田野氏の関係で、 全部流れは管理しているということですね。
- ○志賀委員長 もう一度、ちょっと。
- ○伊勢委員 つまり、総括的な役割を千葉さんがやっているというのは理解したところですが、 実際の例えば銀行関係の、七十七銀行から入金されます。そして支出を、「協議会として、 どこどこの会社に何月何日支出をします」と、その出すほうの関係は和田野氏のほうの関係 でよしいのかということです。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 そうすると、これは午後の分でお聞きする内容になるのかなと思うんですが、いずれにしても私が見た限りで言うと、先ほど言ったように、これは千葉証人にお聞きしてもなかなかはっきりしないとは思いますが、いずれにしても私が一応銀行で七十七銀行から協議会から支出した項目を全部挙げると、アバウトになっちゃいますけれども相当の金額が不明

といいますか、実際上お金が浮いているような感じが見受けられるんですね。その額も数億円単位、はっきり申せば5億円、3億円、こんな感じの金額が見受けられるんですが、それでよろしいのかどうか。決算上は先ほど合っているというふうな、間違いなしということですが、そういうふうなことでの取り扱いで協議会から支出して、実際に例えば一例を申せば4月28日、47万円のお金がわからないと、そういうものも含めて……。

- ○志賀委員長 伊勢委員、そういうふうに質問されても、資料も何も持っていないものですから 答えようがないので、伊勢委員が指された数字自体が正しいか正しくないかも確認されていませんので、答えようがないと思いますので、ちょっと別の観点から質問いただければと。
- ○伊勢委員 大体、私が一応見た限りではそういうことですので、これは再精査をしなきゃない なというふうに感じております。

じゃあ別な観点から、これは午後の分でも聞くと思いますが、例えば島民給与の関係でちょっと1点だけお聞きします。これは協議会のほうからの資料の中で、雇用した島民との間で雇用契約は締結されておらず、外注費として取り扱った。したがって、島民の収入は給与所得に該当せず、島民の雑損所得としている、賃金台帳は作成していない。ところがきのうかな、改めて東北重機工事のファイル6というのを見させてもらいました。その中で、これは会社のほうですので臨時雇用の契約書というのがあります。そして、第1条で「本人を本契約に定める」雇用契約条件で「雇用」、第2条は「平成23年7月25日から7月31日までの期間」、瓦れき撤去と瓦れきの雑損の片づけ」というんですかね、雇用条件賃金、その他ありまして、会社の就業規則に基づいていくと。賃金は1万2,000円、賃金支払いは現金。そして、「労務災害のために通常災害を被災したときは、労基法、労働者災害補償保険法の定めるところにより、その療養費を給付する」ということになっているんですが、なぜ前段で「外注費として取り扱っているので、それは該当しない」というふうな回答になっているのか、確認させてもらいます。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 まず今の質問にする前に、一つ訂正していただきたいんですが、我々連絡協議会が5億円にも上る金額を搾取したようなそういう質問に対しては、非常にいかがなものかという思いであります。であれば、その根拠をお示しください。ここでこういう発言をなされるということは、我々決してそんなことはしておりません。
- ○志賀委員長 千葉証人、私がそれを制止していますので。 (「制止していない」「発言どう

ぞ」の声あり)

○千葉(勇)証人 ですから、その根拠をお示しください。非常に我々は名誉棄損に該当するだ ろうと、これ検討しなくちゃいけないという思いでおります。

あと、島民給与についてですが、東北重機工事さんはそのようなことで雇用契約を結んだかもしれませんけれども、ただ我々は連絡協議会とすれば、雇用契約を結ぶということについて我々承諾しておりません。これは、東北重機工事さんが自分の会社の都合とかいろいろな思いの中でされたことだと思いますが、決して我々は雇用契約を結んでやりとりするというようなことは、前段から当然環境課との間の話し合いにおいても、雇用契約を結んでやりとりするということはしておりません。

もう1点、雇用契約を結んでいるんであれば、当然のことながら雇用主である東北重機工事さんが島民の方に給与としてお支払いしているはずです。ところが、連絡協議会から直接島民の方に雑所得としてお支払いしています。もしそういう東北重機工事さんが雇用契約を結んだというんであれば、それは賃金台帳が当然あるべき話ですし、賃金として支払われているはずですから、ぜひそのことをお示しください。その上で、連絡協議会として回答したいと思います。以上です。

- ○志賀委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 簡単にお聞きしたいと思います。

そこの手元に資料(その14)というのがあると思うんですが、この資料(その14)は塩竈市と連絡協議会との瓦れき処理の関係で委託契約を結んだということが書いてございます。それで、この仕様書とかというのがそれぞれ連絡協議会は7月、8月、9月、10月の4カ月分、瓦れき収集で日報で出して、連絡協議会はちゃんと塩竈市の環境課に出したんですと。これが、この資料(その14)に書いてございます。前段、特別委員会の中で問題になったのは、実は連絡協議会のほうの毎月の数字は、ガラとか木片だとかのトン数はきちんとされたんだと思うんですね。連絡協議会は市と一生懸命協議してきたんだけれども、ところが市のほうの数字と連絡協議会の数字、トン数が合わないことがはっきりしたんです。

前段の証人喚問のときに、実は塩竈市の数字の誤りだということを証言いたしました。連絡協議会と環境課さんとはよく密接に連絡とっていらっしゃると思うんですが、最後の資料(その12)の4ページで、塩竈市のほうが書いているんですが、計画概要とそれから仕様概要の4カ月分のトータルがございます。その数字が違っているんですね。そうするとトン数

で言えば、例えば4カ月分の関係でいきますと控えでやったトン数、それは連絡協議会さんと塩竈市の数字が1,025立法メートルというんですか、それが機械で違っていたと。塩竈市の数字のほうが多かったということなんですね。それから、人力でいきますと18立法メートルが、塩竈市の数字が多かったと。ただ、木片の関係では連絡協議会さんのほうが多いんですが、塩竈市のほうが少なかったと。83立法メートル、これはわずかですけれどもね。それからガラ系でいきますと、95立法メートルが塩竈市のほうが多く計算されて、それでこういう計算のもとで瓦れき撤去業務委託の4カ月分の支払いをしているわけですね。支払われていると。私たちからすれば、立法メートルが合わないのに、例えば塩竈市さんで払っていたとか、あるいは連絡協議会さんが数字が違うもので支払ったとすれば、それは連絡協議会さんのほうで塩竈市に戻すとか、あるいは塩竈市が請求して「これは支払い過ぎたから、返していただく」とかと、そういうことがあるべきではないかというふうに思うのですが、それらのやりとりはどうだったのかということを聞きたいのと。

私、こういう関係の仕事余り詳しくないのですが、最初の契約のときに出来高払いということが括弧書きで書いてございます。最初の委託の総額の金額と、それから毎月毎月の出来高払い、この関係で当然私たちは仕事をしたときに、例えば入札をして一般競争入札で幾ら幾らというのはありますけれども、その出来高払いというふうなことができれば、先ほど和田会長が言われたように連絡協議会はボランティアでやってきた団体で、もうけるということを主に置いたのではないと。こういう災害のときに、「我々力を合わせて、市民のために頑張ろうじゃないか」といった団体だと。そうしますと、やっぱり当然この事業には国からの税金が使われていますから、そういう点でこの月ごとの出来高払いとか委託の契約、その関係をどのように考えればいいのか。その辺がどうも私自身は胸に落ちないわけですけれども、そういったやりとりが、時間がないのでこれで終わりたいと思うんですが、ぜひお答えください。

- ○志賀委員長 曽我委員、もうちょっと聞きたいことを端的に聞いていただかないと、答えるほうが大変と……。
- ○曽我委員 じゃあ、最初のところは立法メートルが違っているので、その点については協議会 としてはどういうふうに捉えているのかということを、まずお聞きします。
- ○志賀委員長 じゃあ、立法メートルの違いについて訂正があったと。その訂正分について、実際に役所と協議会の間で金額の訂正とかそういう処理を行う話があるのか、ないのかという

ことだと思います。その点で千葉証人、お答えください。

○千葉(勇)証人 お答えいたします。

お答えになるかどうかちょっとあれですけれども、記憶をたどりますと瓦れきの運搬業務について7月、8月、9月、10月と4カ月間にわたってやりとりしておるわけですけれども、おおむね7月、8月、9月については我々が報告したものと環境課で履行確認していただいたものと合致しているというふうに、私は認識しております。ただ、当初の中で委託業務ということで入札形式をとりまして、その中で委託契約を結んでいる関係上、九千確か三百何万円でトータルで税を含めて9,700万円か9,800万円くらいになるんでしょうけれども、そのくらいの金額の中で全部を、瓦れきの運搬業務をやらなくちゃいけないということになっています。通常一般的にあり得るのが、本来ならば設計が幾らだったのか、実際はどうだったのかと対比すればよかったことなんですが、それがどうも実数のところだけで、実数というか金額に合わせた形で設計というところだけで金額に置きかえられたところに、数字の違いというものが出てきたんだろうというふうに私は思っています。

当然のことながら、10月に環境課との間でやりとりする中で、「実際は我々これだけやりました」ということで報告するんですが、契約の金額の関係上「そこまでは見れないので、この部分については単純に数量を減らしてください。そうしないと、実際の契約の金額分の中での履行とはなりません」ということで、それでお互いに合意をした中で、確かに多くはいただいていませんので、少なくいただいていますから。実際、本来ならば1億円を超えるくらいの金額にはなっておるかと思いますが、実質我々いただいているのは契約の9,700万円から9,800万円、実際400万円から500万円は少ない金額で、我々実務に対していただいているという状況でございます。これで何となくご理解していただけますでしょうか。以上です。

- ○志賀委員長 曽我委員。
- ○曽我委員 そこだけ出来高払いというふうに明記しているのは、どういうことなんですか。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 出来高払いというのは、その月にどれだけの機械が動いて、どれだけの量が 処理されたかということをあらわすものだという、それを積み上げたのが最終的に契約の金 額ということでご理解していただければと思います。以上です。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 証人の方、ご苦労さまです。私から、手短にお伺いしたいと思います。

まず、1回目に提出された請求書と2回目に出されてきた千葉鳶さんの請求書の合計が、1回目の協議会関連で1億1,475万6,000円と、2回目に出されてきた請求書ですね、それが1億1,838万9,000円と、金額にして360万円ほど2回目の請求書の内訳書を出してくださいといったら、多くなっています。千葉鳶さんの会社ですね、なぜその362万円ほど差異が出たのか。端的にお知らせください。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほど申し上げさせていただいたとおり、誤りに後で気がついて、そこの中で訂正をさせていただいたということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 誤り、三百何万円が多くなって、そしてこの363万2,000円というのはちゃんと協議 会から入金になっていて、千葉鳶さんの会社としては損もなければ、ちょうど適正にもらったということでよろしいんですか。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 いただく前に、誤りに気がついたということでございますので、その内訳明 細についての誤りということでございますので、当社とすれば連絡協議会のほうからは多く もなく少なくもなく、適正に頂戴しております。以上です。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 多くもなく少なくもなくということで、わかりました。

それで、ひとつ最初に疑問なのは、議会、100条委員会からいろいろ資料要求出されました。 それがなぜ、議会では協議会と、あと各会社にそれぞれ100条委員会として「調査したいんで、 書類等を出してください」というふうにしたんですが、なぜ話し合いがなされるのか、ほか の会社のことまで話し合いされるのか。先ほどの委員長への説明の中で、整合性をもって調 整したいというふうな話があったんですけれども、晃信建設さんは晃信建設さんの請求書の ありのままを出せばいいし、千葉鳶さんは千葉鳶さんのありのままの請求を出せばいいし、 協議会の今までの請求関係を出せば、それで済むんです。何も調整なんかしなくて、スムー ズに出してもらえれば、あとどこが違うのかなというのを調査するのが我々の役目なので、 何も事前に調整はしていただく必要はなかったんでないかなと思いますんですが、その辺の 考え方、お願いします。

○志賀委員長 千葉証人。

- ○千葉(勇)証人 なぜ調整、調整って、意見交換をしてだめなのかという理由がよく理解できないところですが、我々は今までともにこの震災の一連の業務に携わってきたということでございますので、そういう観点からいずれにしても連絡協議会というところにもお尋ねのものがあるものですから、その中で全体像として議会としてどのようなことを求めているのかということを、我々なりに理解するために、そういうことで意見交換させていただいたということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 ありのままに会社、会社で出していただければ、それでいいのかなと。何も調整は していただく必要はなかったんでないかなと思います。

あと、先ほど千葉鳶さん関連でいいますと、出されたデータでいいますと、協議会からの入金の額が1億6,332万5,000円ほどあります。しかしながら、先ほど言いました2回目の請求出されてきたのが1億1,838万9千何がしで、4,000万円ほどが合わないんですが、それは私たちの計算、出された資料でやるとこういうふうになるんですが、何かそういった「それが抜けていましたよ」というのか、それとも我々に出された請求書と入金とを照らし合わせるとそのくらい差があるんですけれども、我々は出された資料しかないんですけれども、なぜこう4,400万円も違うのかなと。計算しますと、千葉鳶さんに入金になったのが1億6,300万円あります。支出が、先ほど言いましたとおり2回目の請求書を間違って精査したら、1億1,400万円から1億1,800万円になっていましたというんで、それを引くと4,400万円ほど違うんですが、資料を出し忘れていたのかね。その辺が全然我々わからないから、こういう質問をするんですが。お知らせください。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほど申し上げさせていただいたとおりでございますが、なお我々は一旦その業務が晃信建設さんとうちとの間のやりとりの中で一部勘違いがあったり、その辺の思い違いがあったりして、後で精査した段階で「ここはこういうことだったよね」「ああだったね」とすみ分けをするということでの金額の差異が、どうしてもちょっと間違いの中で出てしまったものですから、それを訂正をさせていただいたと。それを、後にたまたま前の書類と訂正した後の書類がダブってあったものですから、その処理を先ほど言ったように停止させればいいという頭で単純に考えていたものですから、それを誤って間違ったやつを提出をさせていただいた。そして、後日本来のあるべき内訳書を出させていただいたということで

ございます。以上です。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 今そういった説明ですが、ですから我々は千葉鳶さんから出された資料の入金額を積み上げると、1億6,300万円ありますよと。そして先ほど、間違って精査して調整したかどうかわかりませんが、協議会にたしか出した請求書は1億1,800万円ですよと。その差額は資料を出し忘れているのか、我々の計算が違うのか、ですが出された資料をまとめますとそのくらい差があるので、なぜなのかなというのが一つの大きな疑問です。入金のほうが多くなっているんですね。協議会から千葉鳶さんに1億6,300万何がし、ずっと積み上げますと入金になっています。そして先ほど何回も、2回精査して、精査し忘れたかどうかわかりませんけれども、請求したのが1億1,838万9,166円となっていますので、その差額がありますよということなので、どういうことなのかなというのを聞いているわけなので。調整して、請求が1回目と2回目違うほかに、入金の差がありますよということなんですが、その辺のお答えをお願いします。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほど来申し上げさせていただいているとおり、間違ったものを出したものを後で訂正させていただいたということでの、我々の処理の間違いだったということで、まずご理解をいただきたいのと、実際今数字をここで言われても、今この段階で「どこがどういう違いがあって、どうだ」ということは正確にお答えこの場でできませんので、その辺でちょっとご理解をしていただき、後にもし文書でもってその辺のどういう違いなんだということでお尋ねがあれば、文書でもってお答えしたいと思います。以上です。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 じゃあ、ここで申し上げておきたいのは、4,493万6,000円ほど多く入金いただいて いるということだけ申し上げておきます、差があるからね。それだけ言っておきます。

あと、いろいろお聞きしたいのは、なぜ協議会がよその分までの請求書を指示して、金額を 支払うのか。それの明細というのは、誰が一番最初持っているんですか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 もともと、塩竈市と塩釜建設協議会が協定書に基づいてやりとりしていることですから、そこにダイレクトに塩竈市と例えば千葉鳶とかあるいは晃信建設さんとか、そういう形での業務のやりとりはできないことになっております。そのことだけはご理解して

いただければ、おのずと連絡協議会が窓口となってA社・B社・C社のものを統括した形で 役所のほうに、環境課さんのほうにお出しいただいて、それを履行確認いただくというのが 一つの流れでございます。以上です。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 いろいろ4月13日の資料要求のときに出てこなかったときに、ある会社さんという んですか、協議会さんからこういう「三百九十何万円の請求書をもとに支払うから、そうい うふうに書いてくれ」というふうな書類が来ているんですよ。だからそういうふうなやり方、 通常そういうやり方をしているかどうか存じませんけれども、そのもととなる詳細、明細と いうのは協議会でお持ちなんですか、じゃあ。それが全然出てきていないから、こういう質 問するんです。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えします。

その件は、宮本工務店さんのことを言われているのかなというふうにちょっと私の中で今理解しているところなんですが、実は宮本工務店さんについてちょっと特例の状況がございまして、震災直後のああいう混乱した状況の中で、桂島において危険家屋といわれるものがあったと。それが、宮本工務店さんが依頼を受けた形のやりとりがございまして、「書類が整わないんで、どうしましょうか」ということで、宮本工務店さんのほうから千葉鳶がご相談をいただきました。私一個人でその判断するわけにいかないので、環境課のほうに同行して「宮本さん、環境課との間で協議をすることでいかがでしょうか」ということで環境課のほうにおじゃまをしまして、「この件について、どのように取り扱ったらいいのか。非常に現場的には危険な状態ですので、一刻も早くその現場で処理されることが望ましいと思いますが」ということで協議をさせていただいた中で、環境課さんのほうから「そういう危険な状態であれば、即座に解体をしてください」ということでご依頼がありました。書類につきましては「じゃあ、いかがいたしますか」ということで、整った時点で改めて解体というカテゴリーの中でそれは取り扱いましょうということになっておりました。

ところが書類がなかなか整わない、あとその方との連絡がなかなかつかないという中で、なかなか事務処理的な書類が整わないというちょっと状況がございまして、「その後どうなったんだろうね」ということで宮本工務店さんから再度私のほうにそういう質問が投げられたものですから、「じゃあ一緒にまた環境課のほうに行って、それをやりとりしましょう」と

いうことで環境課のほうに行きましたところ、実際の解体の受付がもう終了してしまったということで、ちょっとイレギュラーの部分がございまして、「じゃあ、それをどのようにしたらいいんでしょうか」ということで、環境課からご指示をいただいた中での一連の業務と、経理上の処理とか業務上の処理をさせていただいたということでございます。以上です。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 私が聞いているのは、解体の業務の流れじゃなくて、もし「そういう危険な状態だから、解体しなくてだめだ」といって、宮本工務店さんの名前出されましたが、宮本工務店さんがそれなりの「人を使った」「何の機械使った」「積んだ」「運んだ」「何だ」というので解体した額があるんでしょうというの。その明細がどうなったんですかって聞いているんですよ。その解体の指示書がどうのこうのって、相手方の頼んだ方が連絡とれなくてできないから、環境課で相談したというんだけれども、それはそれでいいんだけれども、その解体した、工事した額の明細というのはどうなっているんですかということを聞いているんですよ。それがどこから三百九十何万円とかって出されても、何を我々が精査して「こういう仕事をしたんですね」って確認する手だてがないんですよ。手だてないものを、我々が「信じてください」って言われても、「ありません」「困りました」って言われたって。そのもとを、協議会の千葉さんが「持っているんであれば、出していただきたい」という案内をしていたはずです。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 その件につきましては、環境課のほうにきちっとした形で履行確認をいただいておりますので、そういうことだということでご理解していただきたいと思います。なお、その書類等については当方では持っておりません。なお、この件についてのご相談をいただきました。先ほど来申し上げさせていただいているとおり、企業の秘密という部分にかかわりますので、現価をお示しするということになると思いますので、その件は差し控えたということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 菊地委員。ちょっと優しく、もうちょっと。
- ○菊地委員 時間来ていないよ。
- ○志賀委員長 いや、優しくお話しください。
- ○菊地委員 声高くなって、申しわけございません。

企業秘密ということも、解体関係の費用というのはある程度決まっているんじゃないですか。

何が企業秘密なんですか。わかんないですよ。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 先ほどイレギュラー的なお話だということでお話しさせていただいていますけれども、解体というカテゴリーの中では処理できなかったために、一次仮置場の管理費用の中でやりとりしたということでございますので、当然そこに機械が何台、どうのこうのということも中身にかかわってきますので、ですから企業秘密ということで申し上げさせていただきました。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 おかしいと思います。機械を使う、何するって、それみんな請求するんですよ。請求されていますよね。それは、企業秘密でも何でもないと思いますよ。私は、それはちょっと違うんでないかと。

あと、出された資料の中で、島民給与関係でいうと黒塗りになっていました。弁護士さんに言いましたら、そういう資料は公金ですので、税金が使われているんで、黒塗りというのはあり得ないというふうな私たちの議会でお願いしている弁護士さんは申し上げていましたので、それを申し添えておきます。やっぱり大切な税金が、本当に皆さん震災で一生懸命やってもらったというのはわかるんですよ。それはわかるんだけれども、国民の税金が本当に正しく使われたかどうか、市民から我々が調査しなさいと言われてこういった調査をしているんで、本当に企業秘密だ何だって言われると、何が秘密だかちょっと私自身わからなくなるんで、終わりたいと思います。

- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 時間がありませんので、私のほうからもお聞きいたします。

私のほうは、今回報告事項につきまして、有価物について主にお聞きしたいと思います。報告事項につきまして、4月13日付で提出されました平成25年6月14日付の監査報告に関する件について、あともう1点はおおむね犬飼弁護士の問いに対する回答の内容及び元塩竈市災害復旧連絡協議会の対応、この大きく2点についてお聞きしたいと思います。主に、千葉証人にお聞きいたします。

まず、今言いましたように4月13日付で提出された平成25年の6月14日の監査報告について お聞きしますが、一部の業者の不適切な処理が認められたと報告がございましたが、越ノ浦 の一次仮置場での搬入管理の状況はどうだったのか、お聞かせください。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

越ノ浦の管理についてちょっとご説明したいと思います。ちょっと時間の関係で、手短にお話したいと思いますが、まずは受け入れ時間が9時から4時までというふうになっております。搬入した方が、当然トラック等で搬入するわけですけれども、受付のところに一旦とまっていただきまして、業務指示書と言われるものを受付に提示していただきます。この提示がなければ、搬入することは許可しません。その提示された後に、指定された場所におろすようにこちらから指示を出します。その後に、荷下ろしが終わった時点でまた受付のところに戻ってきまして業務指示書と言われているもの、どこからどういうふうに運ばれてきたものなのかということがそこに明示してありますので、それをまた受け取って搬入場所から帰るという形になります。

それで、今度受付のほうはどういうふうな業務をしているかと、その業務指示書につきまして間違いないものなのかということをまずは確認します。というのは、そこに越ノ浦であればコンクリートガラ、あと混合スクラップ、あと木くずということで三つのものを搬入することが可とされていますので、そういうものであるかどうかということをそこで確認し、確認してOKとなればそこで荷下ろしをさせると。その業務指示書に対して何月何日、コピーをとるんですが、そのコピーの裏に「何月何日、車番がどういう車番でもって何トン車なのか」「何を運んできたのか」ということを記録します。その記録に基づいたことで、4時以降にその日の搬入されたものについて全部トータルで取りまとめをするということで、後に一週間に一度環境課のほうにその報告を行うということでございますので、間違った形での記入とかそういうことのないように、2人体制、3人体制でもって、そのくらい厳重に管理をしているということでございます。以上です。

- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。

今、混合有価物のことでスクラップというお話があったんですが、そのとき有価物はあらか じめ分別されて来ているのか、それとも混合になっているのか、その辺お聞きしたいと思い ます。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

有価物につきましては、環境課のほうからあくまでも混合スクラップということで搬入する ようにということで、分別されない形でもってそこに搬入されております。以上です。

- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 先ほど委員長の質問の中で、3社お名前を挙げられまして、伝票の報告が間違っていた、不適切だったというお話がございました。もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 我々は、環境課のほうに常々連絡協議会から報告いただいているものは必ずパーフェクトなものだと、完全なものだと、間違った報告のないようにということで常々我々はご指導いただいています。その観点上間違いがあるといけないので、環境課のほうでS造と言われる建物、あるいはSRCとかそれに該当するようなものについては提示してくださいと、逆に。その提示していただいた中で、搬入された記録がそこに合致するかどうかということを、再度我々の中で検証させていただきました。ところが、先ほど申し上げましたとおり2社については、3社についてなんですが、1社については全く持ってきていないという状況でございました。それは、後に市のほうで出向かれてある意味解決するような形で動かれたと。2社につきましては、全くこちらから申し出したんですが、「訂正をしますので、ぜひ訂正申告してください」というお尋ねをしたんですが、それに対して答えが返ってこなかったということでございます。以上です。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございます。おおむね話はわかりました。

それで、先ほどまた委員長のほうからプレスCという言葉が出てまいりまして、それは空き 缶をプレスしたものだと。今回、プレスCというふうな伝票処理に対して、先ほど私たちが 今回質問しようと思った中で宮本産業さんが不適切な処理伝票、事故処理にして解体にない プレスC、空き缶を出したと。これはどういったことなんでしょうか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

それについては、我々も非常に不思議でございます。危険家屋の中で空き缶をプレスしたものの固まりが出るということは、誰が考えても当然あり得ない話ですので、どういう意図の中でそのようなものを出されたのか、その辺はちょっと我々では理解しがたいことだという

ふうに考えております。以上です。

- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 それに対して、連絡協議会のほうでは宮本産業さんのほうにどのような対応をされ たんですか。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 連絡協議会とすれば、最後の段階での報告会の前の一連のちょっとやりとり でございましたので、なかなか宮本産業さんに対して向き合うということが難しい状況でご ざいましたので、我々はあくまでも監査人との間でその辺のやりとりをして、文言に残して、後にもしそれが適正な処理が報告されることを望んでおったということで、直接ダイレクト には連絡はとっておりませんでした。以上です。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 ありがとうございました。

それでは、先ほど2社、中沢組さんとそれから清野工務店さんにおいても、同じような数量、 または搬入されていないということで、それに対してはとりあえず連絡協議会さんのほうで は対応はされたんでしょうか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 それにつきましては、報告会の前若干ちょっと時間があった関係上、会社名で出すんじゃなくて、代理人の犬飼弁護士を通じた形で、正式にその2社に対して「こういう搬入された実績と記録がないので、提出してください」ということで、文書でお出しさせていただいていました。なお、それに対する回答が、「全て搬入されたものだ」ということでの報告でございました。また、それに対して犬飼弁護士よりさらに、「そういうことは到底承服できる状況じゃありません。また、なお我々もまだお待ちしておりますので、ぜひその辺の回答をください」ということでやりとりをしていましたが、以降に返事がないために報告会の期日になったために、そのようなことになりました。以上でございます。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 私たちのほうの議会のほうにも、この犬飼弁護士のお問い合わせの文書が届いておりまして、読ませていただきました。1回目の文書について両社から回答があったようですが、その中身はわかりませんが、それに対して犬飼弁護士のほうから再度書類を提出されていますが、その中には両社のほうに対して「虚偽の回答があった」と、大変重い内容の言葉

がございました。それに対して、具体的にどのようなことだったのか、その「虚偽」という ことは。今千葉さんのほうからの報告があったように、回答がなされていなかったのか。そ の辺もうちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 お答えいたします。

まず1社につきまして、中沢組さんについては2件、Kさんの物件ですが、環境課のほうにお問い合わせをして、この件については「どのくらいのボリュームが出るということで、金属が出るということで、お考えでしょうか」ということでお問い合わせをしました。それにつきまして何キログラムということで、私今ちょっと手元に資料がないので具体的な数字は申し上げられませんが、約たしか26トンくらい出るということでの積算でございます。それに対して、越ノ浦に搬入された実績と記録が4トン車で2台運ばれたということでございます。通常4トン車で4トン運べるかといったら、ちょっと土台無理な話で、最大限4トンだと仮にカウントしても18トンがどこかに処理をされたんだろうというふうに考えています。

あともう1点、YさんのこれもS造の解体なんですが、これも何トンかということで皆さんのお手元の資料に「何トン」って書いてありますが、これも通常平方メートルからすると70キログラム出るということでございますので、全体の解体の平米数掛ける70キログラムを換算しますと、何トンという形で出てまいります。これが全く搬入された実績と記録がないということでございます。

あともう1件、清野工務店さんにつきましては、K社の構造の解体でございます。これにつきましても、全く搬入された実績と記録がございません。なお、たまたま環境課にその当時いろいろ我々も事務局として行く機会もございましたので、私も目視していますし、あと解体担当の鈴木工務店の鈴木専務も目視していますが、解体の場所に青南商事のトラックがそこに横付けされて、そこに有価物、鉄くずと言われるものが積み込みされているという状況を、我々確認しております。それが、本来ならば越ノ浦に運ばれるものが運ばれていないということは、どのように処理されたのかおのずとわかる状況でございました。

以上のことが問題があるということで、具体的なことをお示しをさせていただきました。以上でございます。

- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 今のお話で、中身が大体わかってまいりました。まあ、先ほど報告があったように、

連絡協議会の中での各業者に対して、また弁護士さんからの業者に対するというお問い合わ せ等々はございましたが、その後連絡協議会さんのほうでは具体的な動きというのはなかっ たんでしょうか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(勇)証人 その後報告会をもって、正式な解散は平成25年の3月いっぱいということになりますが、正式に実質的なところで報告会でもってそれで解散ということになりましたので、その後相手と向き合ってどうのこうのということはいたしておりません。なお、その辺の修正があれば、我々が中に入って当局との間でやりとりしたいなというふうにも、今現在でも考えております。以上です。
- ○志賀委員長 浅野委員。
- ○浅野委員 大変ありがとうございました。私の質問は、以上で終わります。

(「委員長」の声あり)

○志賀委員長 時間が来ていますので、3時間でやっていますので、以上で終わります。

証人の方、3時間過ぎていますので、拘束時間の。そこまでということで、ちゃんと時間を 守りましょう。一応拘束時間の3時間過ぎていますので、これで質問を打ち切りたいと思い ます。

以上で、和田 忠証人、千葉勇夫証人に対する尋問は終了いたします。

和田 忠証人、千葉勇夫証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

[証人退室]

暫時休憩いたします。

再開は13時からといたします。

午後 0時09分 休憩

午後 1時00分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

千葉浩介君の証人尋問を行います。証人の入室を求めます。

[証人入室]

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださいましてありがとうございます。本委

員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁理士、弁護士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もしこれら正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

まず、千葉浩介証人に宣誓書の朗読をお願いします。

- ○千葉(浩)証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えない ことを誓います。平成27年5月22日、証人千葉浩介。
- ○志賀委員長 これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を越えな

いこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問をしているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際はご起立 の上発言願います。

委員各位に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件 に関する重大な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等議事 の進行を妨げる言動のないよう、ご協力をお願いいたします。また、各委員におかれまして は、証人の人権に留意の上ご発言願います。

それでは、署名をお願いいたします。

もう一度着席願います。ありがとうございます。

これより、千葉浩介証人から証言を求めます。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしますから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、千葉浩介証人にお尋ねいたします。

あなたは、千葉浩介君ですか。

- ○千葉(浩)証人 はい。
- ○志賀委員長 住所、職業をお述べください。
- ○千葉(浩)証人 宮城郡七ヶ浜町汐見台、千葉浩介です。東北重機工事株式会社代表取締役です。以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。ご着席ください。

委員長からの共通尋問を行います。

まず初めに、質問させていただきます。今回、100条委員会から4月13日の期限で請求明細書の提出を求めましたが、御社1社だけが100条委員会の趣旨に沿って記録簿を提出していただいたことに、感謝申し上げます。おかげさまで、今回の浦戸地区でのおおよその作業の流れが理解できました。

質問を始めさせていただきます。日々の作業報告についてでありますが、日々の作業報告の 際協議会の中で報告を受けていた方はどなたでしょうか。

- ○千葉(浩)証人 協議会の中で報告を受けていた方というのは……。
- ○志賀委員長 要するに、東北重機工事さんが報告をされた方ですね。
- ○千葉(浩)証人 事務局ですね。

- ○志賀委員長 特定されないで、ただ事務局にということで。
- ○千葉(浩)証人 事務局ですね。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

御社は、作業開始の7月、8月の請求書については、一応自社の横番ゴム印、住所・会社名の入ったゴム印を押されて、自社の角判を押されて請求書を提出されたわけですが、それで9月以降協議会からの支払内訳明細書というもののご提出をいただいているわけですが、その理由についてお伺いいたします。

- ○千葉(浩)証人 当初はそういう書式が決まっていなかったんだと思いますでよろしいでしょうかね。その後、決まったと思われます。ですから、そういう形になったんだと理解しております。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

そうしますと、9月以降については東北重機工事さんとしては自社の明細書は作成されていたのでしょうか、それとも作成はしていなかったのでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思います。

- ○千葉(浩)証人 要するに出面の清算ということですので、出面を提出いたしましてご承認いただくと。それから、機械類も同じですね。使用料を出しまして、それでご了解いただくという形だと思います。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

さらに、今ご発言になった出面についてお伺いしたいと思いますが、この出面というのは例 えばA4用紙で何枚くらい、1日当たり記載事項があるのか。それともA3なのか、そうい うちょっと事務的なこと、もしおわかりでしたらお答え願いたいと思います。

- ○千葉(浩)証人 ちょっとその辺は詳しくはわかりません。私が存じておりますのは、ご提出 申し上げたA3で一覧になったものが、私としては理解しております。
- ○志賀委員長 今の出面に関してなんですが、この出面というものは多分日報的なものだと思う んですが、この出面についての処理については協議会にはやっぱり提出はされるんでしょう けれども、コピーを提出したのか、それとももとを提出してご自身のところにはコピーを保 存したのか。そこのところをお答えください。
- ○千葉(浩)証人 それもちょっと定かではありません。申しわけありません。
- ○志賀委員長 わかりました。

それで、連絡協議会が支払内訳明細書を作成したと。これは、当然出面に基づいて作成した ということだと思うんですが、その中には架空の請求内容というのは存在したか、しなかっ たのか、そのご確認はされていますか。

○千葉(浩)証人 請求書がなくて支払を受けているというのは、そうやって提出したものの中のほうにありました。それは、担当者から伺ったらば「調整した」と。要するに、先生方ご存じでしょうか、島は大変な被害の状況でして、当時行ったばかりのときはまだ海水が引かない状態でありまして、そういった中で私どもダンプとかバックホーとか持ち込みまして瓦れきを処理いたしますと、損傷がかなり激しいんです。例えばダンプ2台リース屋さんにお返ししたらば「だめだ、買い取りなさいよ」ということで、当時は物が不足しておりましたので、1,000万円近く、2台でねということもございましたし、本当に損料といいますかそういうことは大変由々しきというレベルでありませんで、本当に大変でした。そういったことで、協議会さんのほうで調整していただいたと、担当者から聞いています。それが請求書がないものですね。

ただ、ずっとチェックしていきますと、やっぱり足らないんですね。何かずっと足して行きますと、随分足らないという状況ではありました。

- ○志賀委員長 済みません。もう一度今のところ確認させていただきますが、足らないというの は何が、どういう意味で。
- ○千葉(浩)証人 要するに、リース屋さんとか損料とか、そういうのを足していきますと、随 分足らないということがあって、その調整していただいたということがあります。
- ○志賀委員長 協議会から来た支払内訳明細書の中身が、東北重機工事さんが使った重機類の数字と足らなく来ているとか、そういう意味ではなくて、リース屋さんから借りたい機材が要するに十分に入ってこなかったという意味での足りないというお話ですか。どちらですか。
- ○千葉(浩)証人 後者は違います。要するに、例えばコンマ45が1日幾らとか1台幾らとかという、どこもそうやって単価を決めて、石巻であれ気仙沼であれやっていたと思うんですけれども、私どももそう理解しております。ですから、それで幾ら幾らってやると、やっぱり損料ですね、先ほど申し上げた。そういったものが不足で出てくるなということです。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

今回、私も東北重機工事さんの請求内訳明細書を見させていただきまして、バックホーの種類等いろいろあって、同じ例えば0.28のバックホーにも解体仕様とノーマル仕様があるとい

うようなこともわかりました。それと、アタッチメントつきとつきでないのとで、また違う というようなこともわかりました。そういった形でいろいろ見させていただいたわけですが、 当然東北重機工事さんとしては出面でそういうところの明細は連絡協議会のほうに提出して いると。連絡協議会がつくってきた支払内訳明細書というものについて、当然照らし合わせ をされていると思いますが、その中身については間違いはございませんでしたですか。

- ○千葉(浩)証人 出面清算の件ですけれども、また島の説明をいたしますが、島は本土とやはり違いましてAさんのお宅のものがBさんのところに流れていったとか、そういう状況じゃないんです。もうEさんとかFさん、下手するとXさんですね、そのくらい遠くのほうに流れていったり、要するに渡波とかその辺の状況に似通っているんだと思います。要するに、島がそうやって大変な状況になったおかげで本土が守られたという理解をしていますので、ですからAさんのお宅を片づけるその物量を本土で調査いたしましたけれども、手分けしてね。そういう状況ではないんですよ、島はですね。もうすっかりシャッフルになっていましてね。ですから、そういう状況で管理しながらやっていくというのは、本土のようにね、大変なことになるので、遅くもなりますしね。もちろん、提出した資料のようにきちっとはかって、通常の工事のように物量を出しまして報告はしております。役所の立ち会いも受けましたし、きちっとしたことはしておりますが、いずれにしても離れているところですので、本土のように請負の形でもってどうのこうのということではないんですね。ですから人工清算といいますか、剰余の形をとらざるを得なかったということなんです。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それで、今回浦戸の事業での中身については、当初はガレキ収集運搬業務と。それから、あとその次に危険家屋解体業務があって、そして瓦れき一次仮置場管理業務ということで、この3点を多分東北重機工事さんは今回寒風沢に関しては全面的に請け負われたと思います。それで間違いないでしょうか。

- ○千葉(浩)証人 皆さんに提出しました資料をごらんいただきまして、解体とかそういう名称 は先ほど申しましたようにつけておりませんので、一次保管場所管理業務でもって一括して 出しておりますね。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

東北重機工事さんの資料を見させていただいて、今回は確かに三つの業務はありましたけれ ども、三つの業務を一緒に全部処理しているということは、私ども理解できております。そ の中で、なかなか今度は協議会自体が瓦れき収集の部分とか、それから解体の部分とか、そ の後で仮置場の部分とかというような経費明細を仕分けするのが多分非常に難しかったんだ ろうなというふうに感じております。

その中で、先ほど証人が「一応物量をはかったよ」というお言葉があったわけですが、その 物量をはかったというのはどういう場面で、どんな物量をはかったのか、もしわかればちょ っとお話しいただけませんか。

- ○千葉(浩)証人 CDでお出ししましたけれども、写真ですね。その写真をごらんいただくと おわかりになると思いますけれども、リボンテープとか要するにスケールアップして周りを はかって、そのはかったものを「これこれやりましたよ」と、やる前とやった後と写真撮っ ているという状況だと思います。
- ○志賀委員長 それと、同じ流出家屋でも解体として処理した場合と、あと瓦れきとして処理した場合もあろうかと思います。それで、今回は事業の中では看板が当然その中では2種類、ガレキ運搬委託業務という形と解体業務という形であろうかと思いますが、その辺は東北重機工事さんとしてはきっちりと管理されて、解体は解体、瓦れきは瓦れきという形で処理されていらしたのかどうか、確認させていただきます。
- ○千葉(浩)証人 先ほども申しましたように、出面清算しておりますので、その違いは私はちょっとよくわかりません。ただ、今申しましたように管理的に担当者に聞きますと、解体とか互れきとかというふうにやっていたという話を聞いております。
- ○志賀委員長 じゃあ、その辺は一応分けていらしたということですか。でないんですか、全然。 担当者でないから、なかなかその辺はわからないということですか。わかりました、ありが とうございます。

それとあと請求明細書、一応いろいろ見させていただいて、我々も確認をしたわけですけれども、この中での、再度また繰り返しますが、使用重機、交通船、台船、引船、燃料、仮設トイレ等の数量とか単価の管理というのはどのようにされていたのか、もう一度ちょっと確認させていただきたいと思います。

○千葉(浩)証人 単価の管理は、担当者に聞きますと協議会さんにお出しした単価があると思います。ですから、日報的には台船ですか、今の話。(「はい、台船」の声あり)台船の航海日誌とか傭船日誌とかそういうものはございませんので、ございませんかわりに業者からの要するに船主からの請求書を添付いたしました。それを合計していただきますとご理解い

ただけると思うんですが、やはり実勢に合いませんで、今回そうやってお出しするに当たりまして、甚だお恥ずかしい話ですけれども足していきましたらば、やはりそのころの実勢はかなり単価が上がっておりまして、協議会さんからいただいた、我々がそうやってお出しして単価が決まっていますからしようがないんですがね。やっぱり2倍くらいに膨らんでいるのが、提出した資料でご理解いただけると思います。

- ○志賀委員長 確かに千葉証人がおっしゃったように、東北重機工事さんの場合、例えば交通船にしても2万円という単価で請求されておりました。ところがほかの方のを見ますと、例えば3万円から4万円という形で請求されていたというところも、後からわかりました。そういう面では、東北重機工事さんが非常に正直に出していただいたなという感じを受けておるわけですが、先ほどちょっと千葉証人からのお話ですと、単価については協議会から言われた単価で出したという、ちょっとお話しされたような感じを受け取ったんですが、それで間違いないですか。
- ○千葉(浩)証人 担当者はそういうふうに申しておりましたが。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、あとこれも再確認なんですが、結局協議会から来た明細書の中身、重機の使用、 作業員、交通船、台船、こういったものの数量というのは、全て実際に東北重機工事さんが 使われた数量と一致していたということでよろしいでしょうか。

- ○千葉(浩)証人 こちらから出面なり実績をお出ししますから、合っていると思いますけれども。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それと、あと支払内訳明細書による入金のちょっと確認をさせていただいたものですが、自 社の売掛金と協議会からあった入金の金額は、これは全て一致されていたでしょうか。それ とも、違いがあったんでしょうか。お答えください。

- ○千葉(浩)証人 請求した金額は入金になっていると、そういうふうに理解しております。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それと、平成25年の6月25日に開催された協議会の決算報告がございましたね。この報告会で、会計事務所さんが監査をされて、支払金の明細が報告会の資料として提示されておりまして、その資料を我々も入手しております。その連絡協議会の報告会の要するに支払われた金額、例えば東北重機工事さんなら東北重機工事さんに「これだけ払ったよ」という、4,000

万円なら4,000万円払いましたよという中身と、東北重機工事さんの日々の入金の金額が一致 していたかどうか千葉証人は確認されていますか、されていませんか。

- ○千葉(浩)証人 申しわけございません。ちょっと確認しておりません。
- ○志賀委員長 じゃあ、正しいかどうかはわからないわけですね。ありがとうございます。 それで、一応寒風沢での作業は支払内訳明細書も見ていきますと、平成24年の6月で一区切り、寒風沢では一応一区切りついたというふうにちょっと私見ていて感じ取ったんですが、 その辺はいかがでしょうか。6月では終わっていないんですか、寒風沢は。それとも終わって、ほかの島に行ったということなんでしょうか。
- ○千葉(浩)証人 いや、平成24年ですよね。
- ○志賀委員長 平成24年6月です。
- ○千葉(浩)証人 9月。
- ○志賀委員長 6月。
- ○千葉(浩)証人 私どもお出ししたのが全てなので、それで寒風沢の請求がなければ、一区切りという形かもわかりませんけれどもね。
- ○志賀委員長 6月がもうかなり金額減っておりましてね。ただ、その翌月から寒風沢でなくて 野々島・桂島で何か作業をしたということでの請求書が、またある程度一定の金額で請求が 出ているわけですが、ここのところは間違いなく作業をされているという理解でよろしいん でしょうか。
- ○千葉(浩)証人 宮城東北JVが始まりまして、それに積み込みは塩竈市でやると。要するに、 市ということは協議会でやるということなんですがね。ですから、そのために行きました。
- ○志賀委員長 そうすると、大型土のう類ですね。これの要するに積み込みのために野々島・桂島に行ったという理解でよろしいんでしょうか。
- ○千葉(浩)証人 私はそういうふうに思っておりますけれども。あと、積み込みだけじゃなく、 ちょっと移動とかですね。桂島なんか、上のほうにあったやつを持ってきたりというのがあ ったんじゃないですかね。
- ○志賀委員長 それでこの7月以降になりますと、使っている重機が全く名称が変わった請求書になっています。例えばスーパーロングであるとかMLクレーンであるとか、それまで全然出てこない重機名が出てきているわけですが、これはどういったところで使われたのかちょっと教えていただきたいと思います。

- ○千葉(浩)証人 要するに、スーパーロングですから台船が着きまして、岸壁から積むための スーパーロングだというふうに思います。
- ○志賀委員長 それで、MLクレーンはわかりませんか、そうですか。ありがとうございます。 それで、あと当然これは今の積み込みであるとか土のうの積み上げ作業とか、これはどこまでも一次仮置場の作業としてやられていたわけですよね。どうなんでしょうか、ここは。
- ○千葉(浩)証人 そうですね。ただ、去年の請求の中に最後のほうに積み込みだか移動だかというのがあると思いますが、それがそうですね。
- ○志賀委員長 それは別作業として、たしか1月から7月までということで大型土のう集積作業 という形で請求書は拝見しているわけですが、これはこれで一次仮置場の支払いとは別会計 の仕事であったというふうに理解していいわけですか。
- ○千葉(浩)証人 請求書を見る限りそうですね。その辺の詳しいやりとりはちょっとわかりませんが、請求書を見る限りは別ですよね。別といいますか、協議会に請求書出しておりますので、別と言えば別ですね、管理業務とね。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

これは、東北重機工事さんがたしか請求書を名前で出されていますよね。これを出された経緯というのは、協議会から「出せ」ということで指示を受けて出されたんですか。それともみずから、例えばこの発行日がかなり遅い時期、終わった時期から発行日まで結構何カ月かあいているわけですけれども、その辺がちょっと我々不思議なわけですね。普通は、作業おわったらその月の分ということを請求上げるというのが、一般的な請求書の流れかと思うんですが、その辺がちょっと疑問点があったものですから。その辺についてなぜおくれたのかということ、それを確認させていただいております。請求書発行日がですね。

- ○千葉(浩)証人 担当者と協議会さんで話をして、そういうふうに決めたんだと思います。 往々にして協議会さんも忙しいので、そういった遅くなるというのは一番最初のころは結構 ありました。途中はなかったですけれども、最後のほうもまたこうやって忙しくなっていま したから、担当者と協議会さんでそうやって話をしたんだと、そういうふうに思います。
- ○志賀委員長 単純に考えますと、請求内容が1月から7月までと。そうすると、1月から6月までは多分寒風沢で仕事されていたと思うんですよね。その中で、集積業務が寒風沢で行われていた。その請求は、当然寒風沢の場合は一次仮置場の管理業務の中でそれは行われていたと。そうすると、集積所が別個ではないんじゃないかなというふうに感じたわけですね。

それと、7月については今度は拠点を野々島・桂島に移して、またこれも集積というよりは 船に積んだりということの業務を主体的にやられていたという、機械から見ますとそういう ことだと思うんですが。1月から7月までの大型土のうの集積業務というところが、ちょっ と時期的に一致できないところがあるなというふうに感じております。この辺については、 現場でないんでなかなか詳しいことわかりませんですか、どうでしょうか。

- ○千葉(浩)証人 基本的に寒風沢を担当していましたんで、そこから野々島と桂島に行ったということで、後で話をしたんだと思います。要するに、その管理業務というのは請負でございませんので、その都度協議会さんと話をして、このぐらい人工かかっているんですけれどもということで、お互いに話をして認めてもらったんだと思いますから、そういうことで見てもらったんだと思います。ちょっと申しわけありません、よくわかりません。
- ○志賀委員長 いずれにしても、出面の中での計算ということになりますよね。計算方式として はね。わかりました、ありがとうございます。

あと、通常一応東北重機工事さんの仕事の請求書の流れというのは、どこの会社でも一緒なのかと思いますが、一応念のために請求業務についてお伺いしたいと思います。どのようにされているか、通常の仕事の場合の請求書。要するに、連絡協議会以外で普通の仕事をやられているときに、これは必ず「自社の請求書を出していますよ」「明細を出していますよ」とか、そういうところの質問です。

- ○千葉(浩)証人 県も市も請求書の様式がございますので、それで通常は出していると、そういうふうに思います。民間の場合ですと、私どもの独自の請求書になりますね。それは、ご存じのように出来形検査、中間検査を受けて、それで何%という形で請求を上げさせていただくと、そういうふうに理解しております。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、一応共通質問はここで終わらせていただきます。 あとは、各委員の方。田中委員。

○田中委員 私のほうからもちょっと質問させていただきます。

連絡協議会の支払いの総額、要するにそこに資料があると思うんですけれども、(その4) という形のやつなんですよ。平成25年7月12日に連絡協議会が総会資料と一緒に浦戸の請求 書を403、404ページで出しているんです。

○志賀委員長 資料ナンバー、もう一回ちょっと。

- ○田中委員 (その4)です。
- ○志賀委員長 (その4) という資料ナンバーです。
- ○田中委員 403と404ページ。ここに、協議会にこのように支払しをしたという形が載っているんです。それで、この中で東北重機工事さんの累積の金額と、請求の金額を申し上げますと、後で調べていただきたいんですが、若干支払額が少なかったなというのが私の感想なんですよ。全部累積、足しまして、この報告書ですよ。この報告書ありますよね、協議会から東北重機工事さんに支払ったと。そういう額と東北重機工事さんの請求金額が若干過不足があって、いただいた金が少ないというのが私の感想なんですよ。それが当たっているかどうかは、後日調べて議会のほうに報告してください。ちょっとなぜそう言うかというと、この資料を見てそういうことが多分わからないだろうと思うものですから、そういう話です。まずいいです、どうぞ。
- ○志賀委員長 じゃあ、千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 どちらがどう過不足なんでしょうか。
- ○田中委員 請求金額が多くて、もらった金額が少ないんです。それは、私の計算では158万 2,350円ほど少ないんです。それが当たっているかどうか、私もわかりませんものですから、 もし後日そういうことがあれば議会のほうにお知らせいただきたいと、まずその1点なんで す。

それと、もう一つちょっとお聞きしたいんですけれども、平成24年3月12日付の協議会さんが私ども議会に提出した現金出納帳に、東北重機工事さんに2,000万円の支払いが記載されているんです。ああ3,000万円、3月12日は3,000万円です。それで、21日が2,000万円のあれがあるんです、支払いが。台帳に書いてあるんです。ところが、それはこの浦戸諸島の支払額に書いていないんです。それはどうしてなのかなというのが、ちょっと疑問なんです。

あともう一つお聞きしたいのは、その件だけは東北重機工事さんが請求書を出していないんですよ。その2点だけ、お伺いしたいんです。なぜそういうことが起きたのかなというのが知りたいんですから。

- ○志賀委員長 千葉証人、どうぞ。
- ○千葉(浩)証人 ちょっと資料がないのでわからないですけれども、最後のころですかね。
- ○志賀委員長 田中委員。
- ○田中委員 多分、現金出納帳しか私ども見ていないものですから、その帳簿に書いてある名前

が東北重機工事さんという形で書いてあるんですよ。平成24年3月12日と平成24年3月21日を、もしかして会社の台帳で調べていただいて、きょうはわからないと思うものですから、どのようになっているかお知らせいただけると幸いだと思うんで。平成24年3月12日、3,000万円。それと、平成24年3月21日、2,000万円という支払いを書いてあるものですから、それだけお聞きしたいんです。きょうはわからないと思うんで、後で議会のほうに報告いただけると幸いなんで、よろしくお願いいたします。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 私ども、資料として入金とかの出納簿を出していると思うんですけれども、 ごらんいただければ何も……。たしか出ていないですかね、確認しますけれども。
- ○志賀委員長 じゃあ、こちらも確認させてもらいます。ないね。じゃあ、一応そういうところ で確認して、議会のほうに文書によって回答いただければと思いますが、よろしいですか、 千葉証人。

では、鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうからも、ちょっと簡単に質問させていただきます。

日々の作業は出面でという話が出ました。これは、多分作業の実績表的なものかなというふうに思うんですが、この東北重機工事さんの書類を見させていただくと平成23年の7月・8月は請求を出されている。それ以降については、協議会側からの内訳書でなっているという形なんですが、この出面で報告されているのはいつの時点からなのか。いわゆる請求書を出した平成23年の7月からなのか、ないしは内訳書が出始めた9月からなのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 請求書ですか。
- ○鎌田委員 実績を出面で出しているんですが、いつから出されたのか。
- ○千葉(浩)証人 当初から出面は出していると思いますとしか言いようがないですね。やっぱり基本的に出面、出していないんですかね、出していると思いますけれどもね。社内的には出面で給料になりますから、やっぱり日報は出しているんですよ。そういうことだと思います。協議会さんにお出ししているかどうかは、記録が協議会さんのほうにしかございませんから、わかりません。
- ○志賀委員長 鎌田委員。

- ○鎌田委員 今、何か協議会のほうしかないという話ですが、そうするといわゆる手書きのもので原本を協議会に出されているのか。ないしは、普通だったらパソコンか何かでつくって、「きょうはこういう作業で、何人ふやしました」それから「機材としてはこういうのを使いました」とか「リースでこんなの使いました」とか、そういった実績を毎日出しているのかなと私は先ほどの委員長の尋問の中で捉えていたんですが、これは手書きのものなんですか。それともパソコンでつくられて、それを写しに判を押してとかして提出されたものなんですか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 前段のご質問ですけれども、その2カ月間は社内には当然あります、そうじゃないと給料払えませんから。それで、協議会さんにお出ししたかどうかは、私わかりませんというお答えを申し上げました。

あと、当然パソコンに入っております、きちっと管理しておりますので。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ありがとうございました。最初に2カ月間についてはよくわからないと。それ以降 については、パソコンでつくって提出されているということで、解釈をしました。

そうすると、先ほどの委員長の尋問の中で、いわゆる出面で出したやつと内訳書とは差異はないと。ただし、リース関係でいろいろ損料として取られた分は後で調整してもらっているという話はお聞きしましたが、そのパソコンに入っているやつを、いわゆる私たちが提出を求めれば提出していただけるものなのでしょうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 出面をですか。出面は……。
- ○志賀委員長 先ほど何か出面もパソコンに入っているというような回答をされていたので、要するに作業日報がわりの出面をプリントアウトして我々にいただけますかという話です。
- ○千葉(浩)証人 出面は出ていませんか、資料の中に。出ていないですか、そうですか。
- ○志賀委員長ということなので、こちらとしてはお出しいただければと。
- ○千葉(浩)証人 それはあれですか、協議会さんのほうとご相談したりとか、そういうことではなくてですか。
- ○志賀委員長 そうですね。結局、出面によって働けるんですから、結局出面の人数と協議会からの請求明細、配置人員と配置機械ありますね。配置機械のほうはリース屋さんの請求書で

一応確認はできるわけですけれども、人数については結局出面で管理されていれば、その出面を見せていただたければ何とも間違いなく出ているという確認ができますので。ですから、 そういう形でのお願いかと思います。

- ○千葉(浩)証人 ちょっと帰って確認してみますので。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 午前中は、いわゆるそういった報告を受けて協議会さんでは、その実績をもとに内 訳書をつくって、それを業者さんといいますか協議会の傘下の企業の人たちにそれを出して、 それで請求書を上げてもらっているという構図が午前中協議会の事務局長さんのほうから説 明があったわけですけれども、先ほど東北重機工事さんのほうの出面と内訳書との差異はな いということでしたが、実際どうだったのかなという点検をしてみたいなというところがあるので、出せるんであれば出していただきたいなというふうに考えていました。

私の質問については、以上で終わります。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 どうも、菊地でございます。ご苦労さまです。

ちょっと確認をさせていただきたいんですが、寒風沢を中心に仕事をしていただいたと、本当にご苦労さまでございました。それで、その当時まず瓦れきか解体か、もうとにかくわからなかったと。そして、もう一括して仕事をなされて機材、ダンプとかがかなり傷んだということで、本当に大変だったなと察するわけでございます。それで、寒風沢で仕事をなされた解体なり瓦れき処理とか管理関係ですね、その中で協議会さんへの請求というのはその出面を中心になされて請求をして、ちゃんと決済されたということの確認でよろしいでしょうか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 そのとおりです。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 ありがとうございます。

それで、あの混乱の中で解体か瓦れきか、もう見当がつかなかったと。ABCからXあたりまであったよというふうなお話だったんで、確認をしたいのは例えば解体と瓦れきだというふうな目印等をおつけになったと思うんですが、その辺はなされたのかどうか。現場に行っていないから、わからなければわからないでいいんですが、なされたんでないかなというふ

うに思うんですが、その辺のことを。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 写真をごらんになっていただくとおわかりになると思いますけれども、つけていましたね。立ち会いも受けていたようですから、断片的にはそういうふうに理解しております。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 私たちから見れば大きな会社なんで、ちゃんと事務関係はなされているのかなと思っています。

それで、先ほど寒風沢での仕事の決済は全部いただきましたと言うけれども、解体関係の浦戸4島の関係のいわゆる寄せ集めという解体の物件が出てきました。当初102件だったのが、72件プラスされて174件になりました。その中に、東北重機工事さんがなされたであろう寒風沢の物件の代金がほかに行っているということはご存じですか。ほかの島というか、ほかの会社のほうの請求に入っているということは理解していたのかどうか。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 全くわかりません。
- ○志賀委員長 はい。
- ○菊地委員 数件かありまして、それが寄せ集められたという書類が載っています。あと、写真で管理していたというんですが、写真のないものもありました。そういうものは、我々は瓦れき処理をしたのかなというふうに思っているんですが、解体だという返答も来ているんで、その辺を大変疑問に思っていますので、今確認をしてもらったわけです。

それで、あと出面でずっとやっていたということなんですが、その管理関係。その出面をちゃんとパソコンで処理をなされて、協議会のほうに請求をなされていて、それはちゃんともらっていたと。しかし、その中において先ほど言った解体の例えば野々島の物件と寒風沢の物件が一緒になっていたというのは、存じなかったということで、それも確認を今したところです。

それで、島も企業も違うのに、なぜ寄せ集められたものがあったのかなとお聞きしたかった んですが、わからなかったというんであればまた別な方法で聞いていきたいと思いますが、 その辺が我々100条委員会ってこういう特別委員会で一番疑問に思うところなので、そういっ たことがなされているということがわからないというんであれば、聞きようがないのかなと 思いますので。混乱していて、あるべき家が「Aだ」「Bだ」「Cだ」とあっちまで離れていたんだなんていうのをお聞きしますと、浦戸の解体自体の請求というのは本当にどうだったのかなという疑念を持っていますので、これは東北重機工事さん以外の業者、あと協議会にまたただしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 何点か金額がちょっと違うやつで、もしこの場でお答えになれなければ、先ほど田中委員がおっしゃったような形で文書回答でよろしいかと思います。
 - 一つは平成23年の8月の報告会で、当時61万3,500円ですね。出納金額で638万2,530円が出納のほうに金額が載っているんですね。そうしますと、21万円ほど違うのが一つ金額上違うと。報告会金額と、それから東北重機工事さんのところの食い違いについて、今わかるならば教えていただきたいと思います。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 済みません、もう一度お聞きしたいんですけれども。申しわけありません。
- ○伊勢委員 当時の報告会の金額で……。
- ○志賀委員長 当時の報告会をもう一度、いつの報告会なのか。
- ○伊勢委員 平成23年の8月の報告会の関係で……。
- ○志賀委員長 平成23年8月。
- ○伊勢委員 報告会、入金額。(「協議会」の声あり)協議会ね。これは、(その4)のやつですね。

それで、当時616万3,500円というふうに報告会のほうでは載っているんですが、出納のほうの関係で638万2,530円ということで、21万円ほど金額が違うんですが、これちょっとわかれば教えていただきたいと思います。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 ちょっとわかりませんね。
- ○志賀委員長 伊勢委員。
- ○伊勢委員 もう1点は、協議会で平成24年の9月ころだったと思いますが、(その4)の資料の中に、403ページですか、4,095万円で9月24日に入金されていて、これ報告会の入金金額ですね。出納のほうの関係で2,415万円、9月24日の入金で168万円の違いがあるんですが、これはわかりますでしょうか。

- ○志賀委員長 千葉さんが実際に経理担当されているわけではないので、多分聞かれてもなかなかわからないと思いますので、一応こういうところが違うんだという指摘で……。
- ○伊勢委員 違いだけちょっとはっきりさせていただいて、後ほど回答でも結構だと思います。
- ○志賀委員長 そういうことでお願いします。

もう一度、今言ったやつをもう一回、ゆっくりとしゃべってください。伊勢さんが今違いを 求めたことについてお話しください。

- ○伊勢委員 協議会の報告の中で、9月24日入金日で4,095万円が報告会の入金金額で、9月24日です。出納簿の入金金額、9月24日で2,415万円。
- ○志賀委員長 要するに、東北重機工事さんに対して連絡協議会の報告会では平成24年9月24日 に4,095万円払っているという、報告会でそういう金額になっているわけですね。ところが、連絡協議会の出納簿を確認しますと4,095万円の要するに支払いはなくて、2,415万円が支払われていることになっているという食い違いがあるわけです。ですから、東北重機工事さんのほうで実際に4,095万円入金されたのか、2,400万何がしかが入金されたのか、その点について確認して、ご返事をいただきたいということですね。協議会の、要するに報告会で言った金額と東北重機工事さんに対して実際に出納簿から払われたという金額で2,000万円近い、1,600万円の誤差が生じているというところで、実際にじゃあ東北重機工事さんのほうにお幾ら払われたのかの確認をしていただきたいということで、ご理解いただけましたですか。
- ○千葉(浩)証人 前段の600万
- ○志賀委員長 それは、一番最初の瓦れき処理の時点での作業の中で、600万何がしかの金額が支払われています。それで、請求金額とそれから支払い金額というか連絡協議会の出勤簿の金額とが合っていないんですね、これも。その金額が613万5,000円というのが(「出納簿の記載が638万2,530円となっている」の声あり)連絡協議会の出納簿では630万……というところで、その違いがありますので、その入金額についても東北重機工事さんのほうでちょっと確認をいただいて、どちらが正しい数字なのかご確認いただきたいと思います。

というのは、先ほど事務局の証人の方にいただいて、それで「出納簿の金額と協議会での報告の金額が間違いありませんよ」というお話もいただいたわけですが、現実的にこういう金額の違いがあるものですから、我々としては何が正しいのかを一応確認していかないと行けないものですから、それでお聞きしております。それで、よろしいですか。

小野絹子委員。

○小野(絹)委員 市議会議員の小野といいます。

私のほうから、実は解体関係でちょっとお聞きしたいんですが、旧災害復旧連絡協議会の記録原本というのを見せていただきました。その中にいろいろ記録が出てくる中で、解体の分野についても出てきているんですね。それで東北重機工事さんで言えば、私が計算してみたところ26件、その中に入っておりました。その金額が4,600何がしになっているわけなんですけれども。それでお聞きしたかったのは、もともと102件の解体委託業務についてというのを市のほうから出してもらったときに、これは東北重機工事さんは最初14件で、あと55件の災害復旧連絡協議会が請け負ったということで、どこがどうだか最初ははっきりしなかった。そのことが、26件が東北重機工事さんだというのがわかって、結果的に40件やっていますよというのがわかったんですけれど、その金額が7,500万円くらいだったと思いますけれども、要は何をお聞きしたいかといいますと、その記録簿の中で解体の関係が26件、もっとあったのかどうか、私の見間違いかどうかというのもありますけれども、26件だったものですから、実際には本当に解体した分の記録原本として入れていた分は一部分だったのか、どうなのかということをお聞きしたかったんです。ご回答できましたら。

- ○志賀委員長 ちょっと質問の趣旨が……、もう一回。
- ○小野(絹)委員 実は、提出していただいた資料の中に、旧災害復旧連絡協議会の記録原本というのがあります。その中に、瓦れき処理とかいろいろ含めてでしょうけれども、その中で島民給与とか、それからどれくらいの人とか車とか、それこそ台車とかそういうものも含めてかかっているかという記録簿があるわけですね。内訳明細書の中にそういうのが出ているわけですけれども、それにくっついてこの解体業務も含むということで、解体をやったところの箇所ね、それがずっと出ているわけですよ。それが、枚数にするとちょっと6枚くらい、もっとあったかもしれませんが、合計でいえば26件になったということなので、実際は40件くらいやっているので、そういう点ではそれだけの出し方でいいのか、あるいはもっとやっていて別な資料の中に出てきているのか、あるいは先ほど出ましたような流出物件との兼ね合いとか、そういうのもあるのかもしれませんし、その辺をちょっとお聞きしておきたいなと思ったんですが。それについてお答えできれば、お伺いしておきたいと思います。
- ○志賀委員長 小野委員、千葉証人にその点聞かれても、ここで何件解体するというデータは千 葉証人はお持ちでないんですから、ちょっとお答えするのが難しいかと思います。
- ○小野(絹)委員であれば、そういう実態の記録簿になっているものですから、これは後から

東華建設さんも出てきますので、そこでもまたやりますけれどもね。ですから、その辺のところで解体した場所として、「浦戸どこどこ」って書いて番号書いて、そして金額書いてあるわけですよね。ですから、そういう点でどういうふうに把握されているのか、別な資料があるのかということをお聞きしたかったんですが、わからなければいいですけれども。わからなければって、今お答えできなければ、私が見た資料の中でそういう点を気づいていたものですから、ご指摘しておきたいというふうに思います。

- ○志賀委員長 そうしますと、要は東北重機工事さんとして解体した件数は何件なのですかと、 あと瓦れきで処理したのは何件なのですかということを、出していただければよろしいんで すか。
- ○小野(絹)委員 そうですね。資料は26件しか出ていませんから、一応資料としては26件しか 出ていなかったように私は思っていましたので。(「24件しか出ていなかった」の声あり) 26件、(「ああ、26件ね」の声あり)記録原本というのに出されている分についてはですよ。
- ○志賀委員長 それは解体ですか、それとも瓦れき処理でやった……、(「解体」の声あり)解体だけでですね。そうすると、解体だけで東北重機工事さんが26件しか、この記録原本というのは連絡協議会が出している書類ですか。記録原本という、その26件の。じゃあ、それは連絡協議会が何か記録原本というところで、26件の解体を東北重機工事さんがしているという原本が出ているそうなんですが、実際に東北重機工事さんが解体された家屋件数は何件ですかという尋問ですので、東北重機工事さんにあとお帰りいただいて、実際に御社が解体された件数を議会のほうにご連絡いただければと思います。よろしいですか。(「26件分しかないから、もっとあるんじゃないかという意味です」の声あり)

あとほかにご質問ございませんか。志子田委員。

○志子田委員 私からも、ちょっと入金と請求額のことで、もしわかっていたらお答え願いたい と思います。

請求書の月で、平成24年の4月分と5月分と6月分と7月分と8月分が毎月請求していても、協議会さんからの総会の資料によると東北重機工事さんに入金したのは全部まとめて5カ月分、9月24日にそれぞれの月ごとの金額で入金されているという資料が渡っているんですけれども、そういうまとめて何カ月分かおくれて入金したということは覚えているでしょうか。それで、もしそういうことを覚えていらっしゃいましたら、何でそんな5カ月もまとめて入金になったのか、どういう理由だったのか、わかっていたら教えていただきたいと思います。

お願いします。

- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 協議会さんは非常に多忙で、煩雑な仕事をしていると思います。ですから当初はそうやって、皆さんそうですけれどもね我慢といいますか、いつか入金になるんじゃないかと一生懸命頑張っていました。そういった意味で、私どもの担当者もそうやって協議会さんにご迷惑かからないように、煩雑さを省くようにやってあげられればいいんですけれども、やっぱり担当者も忙しいでしょうから、みんなそうやって忙しかったんだと思います。以上です。
- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 そういうことかもしれませんけれども。なぜ聞いたかというと、その前までは請求すると大体次の月とか次の次くらいで、ずっと順調というと変ですけれどもそういう形で入金になっていたのに、そこのところだけが5カ月分まとめてということだったので、業者の方は相当5カ月分も入ってこないと大変だったでしょうから、それで覚えていて、どういう理由なのか、協議会さんのほうにもご理解あるみたいですけれども、やっぱり途中で余りおくれていて、4カ月も5カ月もおくれているということで、そういうことで再請求とかしたりしたことはなかったかどうか、その辺のところをもう一回お願いします。
- ○志賀委員長 千葉証人。
- ○千葉(浩)証人 ちょっと記憶にないので、済みません、どうも。担当者は気が気じゃなかったでしょうけれどもね、そういう記憶はちょっとございません。申しわけないです。
- ○志賀委員長 そのほかにございませんか。(「なし」の声あり)

それでは、以上で千葉浩介証人に対する尋問は終了いたします。

千葉浩介証人には、長時間ありがとうございます。ご退席いただいて結構でございます。

[証人退室]

では、暫時休憩いたします。再開は14時25分といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

津田清司君、和田野 晃君の2名の証人尋問を行います。

証人の入室を求めます。

[証人入室]

証人におかれましては、お忙しいところご出席くださいましてありがとうございます。本委 員会の調査のため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族、もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁理士、弁護士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨お申し出願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もしこれら正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっています。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。すなわち、証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁固刑に処せられることになっています。

一応、以上のことをご承知になっていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによって、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立願います。

まず、津田清司証人に宣誓書の朗読を求めます。

- ○津田証人 私津田清司は、誠意をもって証言をいたすことを表明いたします。しかしながら、 4年弱の時間の経過とともに年齢は60歳後半でございます。全部記憶していますかというと、 自信もございませんし、年齢的には難しゅうございます。それに対して、いろいろなご質問 に全部答えたい思いはございますが、間違い、思い違い等で万が一起訴等されることは、心 として危惧するところでございまして、私の本意ではございません。よりまして、一生懸命 証言は誠意をもっていたしますが、宣誓だけは控えさせていただきます。よろしくお願いし ます。
- ○志賀委員長 津田清司証人にお尋ねいたします。 証言拒否の理由をお知らせください。
- ○津田証人 私の家族ともども、先ほど委員長さんがおっしゃられました要件にございますので、 宣誓はできないと思っております。
- ○志賀委員長 ただいま津田清司証人から理由の疎明があり、記憶違いや思い違いのゆえに事実 と違うことを証言してしまうことを懸念することでありますが、これは自己と自己に関係を 有する者に著しい利害関係がある事項について質問を受けるため、宣誓を拒むこととすると のことでよろしいでしょうか。津田証人。
- ○津田証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 津田清司証人に申し上げます。先ほど述べましたとおり、宣誓を拒むことができる場合は証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある場合について尋問を受けるときであり、それ以外は宣誓を拒むことができません。

津田清司証人にお尋ねいたします。証言はしていただけますか。

- ○津田証人 証言は丁寧に申し上げます。
- ○志賀委員長 お諮りいたします。

証人津田清司君は、本日の調査事項については4年ほど前の記憶をもって証言することは記憶違いや思い違いの部分により、事実と違うことを証言してしまうことを懸念するものであり、それは自己と自己に関係を有する者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるとの理由により、宣誓を拒否しております。また、委員の尋問に対しては証言するとのことでありますが、このまま証人尋問をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。 次に、和田野 晃証人に宣誓書の朗読を求めます。
- ○和田野証人 私、宣誓につきまして先日書面を持って出させていただいたとおりでございますが、その内容といたしましては、発災以後の記憶をたどりながら証言することは、記憶違い、勘違い等で真実と異なったことを証言する懸念もありますので、それで差し控えたいと思います。なお、証言は誠意をもってお答えしたいと思っております。
- ○志賀委員長 ただいま和田野 晃証人から理由の疎明があり、記憶違いや思い違いなどにより 事実と違うことを証言してしまうことを懸念することでありますが、これは自己と自己に関係を有する者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるため、宣誓を拒むこととするとのことでよろしいでしょうか。
- 〇和田野証人 はい。
- ○志賀委員長 和田野証人にお願いいたします。証言はしていただけますか。
- ○和田野証人 はい。誠意をもってお答えさせていただきます。
- ○志賀委員長 お諮りいたします。

証人和田野 晃君は、本日の調査事項については4年ほど前の記憶をもって証言することは 記憶違いや思い違いなどにより、事実と違うことを証言してしまうことを懸念することであ り、それは自己と自己に関係を有する者に著しい利害関係がある事項について尋問を受ける との理由により、宣誓を拒否しております。また、委員の尋問に対しては証言するとのこと でありますが、このまま証人尋問をすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、ご着席ください。

お諮りいたします。

本日、証人として津田清司君、和田野 晃君の出頭を求めておりますが、両君を同席の上で 証言を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を越えないこと、また発言の際にはその都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。なお、こちらか

ら質問しているときは着席のままでよろしいですが、お答えの際はご起立の上発言願います。 各委員に申し上げます。本日は、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会が調査する事件に 関する重大な問題について、証人より証言求めるものでありますから、不規則発言等議事の 進行を妨げる言動のないようご協力お願いいたします。また、各委員におかれましては証人 の人権に留意の上、ご発言願います。

これより津田清司証人、和田野 晃証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員からご発言願うことにいたします。

まず、津田清司証人にお尋ねいたします。あなたは津田清司君ですか。

- ○津田証人 はい、津田清司と申します。
- ○志賀委員長 住所、職業をお述べください。津田君。
- ○津田証人 塩竈市新浜町、津田清司でございます。
- ○志賀委員長 済みません、職業が抜けていましたので、職業を。
- ○津田証人 済みません、初めてなものですから、抜けました。職業は建設業で、役員を努めて おります。失礼しました。
- ○志賀委員長 次に、和田野 晃証人にお尋ねいたします。あなたは和田野 晃君ですか。和田 野君。
- ○和田野証人 はい、和田野 晃です。よろしくお願いします。
- ○志賀委員長 住所、職業をお述べください。和田野君。
- ○和田野証人 住所は、塩竈市白菊町、会社役員を努めております。
- ○志賀委員長 それでは、委員長からの共通尋問を行います。

まず初めに、協議会の事務処理をするメーンの事務所はどこに置かれていましたか。津田証 人。

- ○津田証人 済みません、もう一度お尋ねください。
- ○志賀委員長 協議会の事務処理をするメーンの事務所はどこに置かれていましたかということです。
- ○津田証人 事務局長を努めています千葉鳶さんの会社を事務局にしてございます。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

同じ質問を、和田野証人にお答えいただきたいと思います。和田野証人。

- ○和田野証人 事務局長の千葉鳶さんの事務所で行っておりました。
- ○志賀委員長 続きまして、協議会の役員の皆さんは請求明細書という書類を我々が資料要求させていただいたわけですが、残念ながら第1回目では提出していただけませんでした。ですから、その請求明細書というものがどういう趣旨だったのか理解できなかったのかどうか、その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。津田証人。
- ○津田証人 請求書というのは、我が会社が出すべき請求書でございますか。
- ○志賀委員長 そうです。
- ○津田証人 我が会社が下請けに払う分の請求書でございますね。
- ○志賀委員長 申しわけございません。じゃなくて、連絡協議会の今役員さんとして質問していますので、要するに津田さんは業者としてじゃなくて協議会の役員として請求書を提出されていなかったのか、明細書の確認ができなかったのかということですね。
- ○津田証人 済みません。それは、副会長の任にはございましたが、私はかかわりが少のうございますので、事務局長がほとんどやっていましたので、事務局長にお尋ね願います。
- ○志賀委員長 では、同じ質問を和田野証人、ご回答ください。
- ○和田野証人 お答えいたします。請求明細書等につきましては、連絡協議会で一括して事務局 長の千葉さんが取りまとめていたと記憶しております。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

今回、100条委員会が提出を要求した記録簿の中で、特に下請企業からの請求明細書という ものは連絡協議会としては保管する必要のない書類だったのか、ちゃんと大事に保管しなけ ればいけなかった書類なのかについてお伺いしたいと思います。

まず、津田証人の方からお願いいたします。津田証人。

- ○津田証人 一般論としては保管する必要性はあるとは思いますが、今回のような条件のない、 設計図書が何もないものについてはどの程度保管したらいいかは、私の持っている知識では ちょっと判断しかねます。
- ○志賀委員長 続いて、同じ質問を和田野証人、お答えください。
- ○和田野証人 一般工事と違いまして、業務委託工事ということでありまして、その取りまとめ た履行報告等の数量がいわゆる我々のやった数量ということで、そういった記録した書類と かは保存しておりませんでした。
- ○志賀委員長 公共事業の元請けとしての資格を得たわけですね。そうすると、やっぱり法定帳

簿類はそれなりにちゃんと一定の保管期限に基づいて、これは保管しなければいけないと私 は思うんですが、例えば毎年決めたものであっても毎年延長するということであっても、そ こはちゃんと税務署が入ったときにきちんと説明ができるような形にしておかなければいけ ないのではないか。ましてや、28億円という国民の税金が使われた仕事をやられて、その帳 票類というかそういったものは保管されるべきものかどうかわからないということで、本当 によろしいのかどうか。ちょっとご意見をお伺いしたいと思います。津田証人。

- ○津田証人 一般論での考え方としては、委員長がおっしゃることが通常かとは思いますが、まずは工事ではなく、今現在もそうです。業務委託というのは現在でもある程度の文面・書類がありますけれども、大震災の場合は口頭だけで何もございませんでした。指示もございませんでした。これは、あり得ない話ですけれども、どの地域も同じです。それで、今落ち着いている現在と比較されますと答えにくいというのは、そこでございます。常識的に、誰が聞かれてもわかるような意味合いでは、書類は残しておかなきゃないんですが、残しておくべき書類、まず業務委託等については工事じゃございませんので、日報、週報、月報はつくってございません。これは、津波なんでなおさら異常でした。このものを、あれば残す義務は一般論としてはあるかもしれませんが、まず日報というのは私の知る限りでは我が社はつくっておりませんし、他社もつくっていないと思います。週報もございません。ただし、幾ら津波のときでも何件かわかりませんが、国か県か市かわかりませんが、正規の書類を出した工事であれば、委員長がおっしゃっているように日報、いろいろなものを書かなきゃないです。安全日誌とか、そういうものを残すことは当然だと理解しております。私は、この範囲しか今は理解しておりません。以上でございます。
- ○志賀委員長 同じ質問を和田野証人、お答えください。和田野証人。
- ○和田野証人 そういった書類的なものに関しまして、やはり当時震災発災後の異常時のため、 すぐ復旧しなきゃならない等の多忙さもございまして、そういった日報・月報等本来通常時 でしたらつくるべきものだとは思うんですけれども、その際はつくっておりませんでした。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それではお伺いしますが、確かに震災直後大変なことは理解できます。私も東華建設さんにおじゃまして、震災直後いろいろお話をお聞きしまして、崇高な理念のもとにとにかくボランティアで瓦れきを片づけているんだということもお話をお聞きしております。しかしながら、東華建設さん、晃信建設さんにおいても、津波では被災されていないわけですね。事務

所としては、それなりの事務機能を果たしていたということを考えたときに、あの時期だから何もできなかったということが、ちょっと私というか一般的に理解されにくいのではないかなというふうに感じるわけですね。事実私のところも、震災で新浜町の倉庫は地盤沈下しまして、2週間会社をやすんでおりましたが、後片付けしてすぐ仕事を初めております。そのときに帳票類とか何とかがないというお話ですが、前に特別委員会に津田証人お出でいただいたときに、「野帳はつけていたよ」というお話があったわけですが、その野帳というのはつけていたんでしょうけれども、それは保管を全然されていなかったんでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思います。津田証人。

○津田証人 野帳につきましては、建設業の看板を立てている業者は会社では購入しています。 会社で購入して本人に渡していますが、メモ的に毎日つけていて、自分が忘れないようにつけているのが俗にいう野帳でございます。日々の変化が設計当初と違ったりするものですから。それは、各会社のどこの社員でもつけていると思います。そのほかに、工事ということであれば日報・週報・月報、それから安全サイクルの日誌、これは過去も現在も工事という名前がついたものであれば、国・県・市かかわらずそれはつける義務がございますから、やっています。しかし、業務委託ではそういうものは一部しかありません、指示されたときですね。

それと、野帳については連動しています。野帳については個人が持っていて、工事ごとに毎日のように、ないときもありますけれども、日々あったことをメモしてその工事ごとに保管していて、終われば数カ月くらいは持っているんでしょうけれども、大概は工事が終われば発注者さんに全書類を渡して、会社には契約書とかごく一部の書類だけで野帳も何もなく、また新たな現場で野帳を書いてということの繰り返しなので、2年前、3年前、5年前、10年前のやつを持っている社員というのはほぼいないと私は認識しております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、和田野証人の会社ではそういうところの管理はどうされているんですか。和田野証人。

○和田野証人 当社としましても、現場において野帳にきょうやった作業とかそういったメモを書きまして、それを毎日書きまして、それで月次に事務局長に報告しまして、それで一つの区切りとしましてそう大切なものという認識もなく、現場の者とすれば処分したというふうに理解しております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

それで、処分する前に自社としてその野帳のデータをどういう形で管理をされていたのか、 お伺いしたいと思います。津田証人、お願いします。

- ○津田証人 野帳に関しては、会社では一切指示しておりません。本人に任せきりです。本人が 工事ごとに日報・週報・月報・安全記録、全て記入して、どこを見ても共通にわかるように しているのが工事という文字のついた物件で、ほとんどの会社さんきちんとなさっているは ずです。そういうわけで、本人が持っている野帳については、本人がその日その日でプライ ベート、きょう女房から「何か帰りに買ってこい」と言われたものも書いていますから、こ れを会社で終わったら戻して社員が何やっているかなんて、そこまではやっていませんので、 本人の自由意志で本人の好きなときに過去に何やったと聞かれて困らないようにした形で持 たせているものですから、野帳というのはそういう性質のものでございますので、本人の自 由管理となっていますので、会社が持っていればこの野帳から過去にはどういうことをやっ たのと聞けるんですけれども、やったことについては本人のあと記憶しかないのが、日本全 国大体大手・地元かかわらず実態だと思っております。以上でございます。
- ○志賀委員長 とすると、野帳のデータは本人しかわからなくて、会社は全くあずかり知らない と。じゃあ会社としては、請求を何に基づいて請求されていらっしゃるんでしょうか。そこ のところを津田証人にお伺いいたします。津田証人。
- ○津田証人 今回の業務委託については、日報等を記入しておりませんので、野帳を基準にして そのデータから社員が毎月自分がどこで何をやったかを集計して、特に今回の市さん発注の 件につきましては社員が事務局の1カ月ごとを集計したものを、事務局のほうにまとめたも のを持っていって、請求書の形で後日清書して、出すときはもちろん会社の社判として「幾 ら請求するんだな」というのは会社で印鑑を押すという形にしてございます。以上です。
- ○志賀委員長 個人が野帳を管理するというお話でしたけれども、その個人の方は野帳をどういう形で保存されているんですか。何もしないでただとじているのか、一応パソコンに入力して1カ月のデータとしてまとめて保管されているのか、そこのところをちょっとご説明ください。津田証人。
- ○津田証人 野帳のフォローはないと思います。それはレベルがいっぱいありますから、野帳に メモした大事な何かの数字は会社によってはパソコンに保管するのもあるでしょうし、人に よっては特にこのような業務委託のような性質のものの場合は、パソコンに入れるとは私は

思ってはおりません。

- ○志賀委員長 となると、請求書をつくる請求の根幹となるデータを東華建設さんでは何も持ち合わせていないままで、ずっと仕事をされてきたという解釈でよろしいのでしょうか。津田証人。
- ○津田証人 今回に限り、通常工事のようなデータはございません。今おっしゃられるようなことでございます。
- ○志賀委員長 ということは、じゃあ連絡協議会に対しても何も報告できなかったという解釈で よろしいんでしょうか。津田証人。
- ○津田証人 何も報告できないんじゃなく、野帳でメモしてあるものは請求やった分については、日にちと数量といろいろな数ですね、重機であれ人であれ、それは野帳にメモしてあるのを 1カ月集計したものは協議会に持っていって、協議会に持っていったものは協議会のほうで 我が社だけじゃなく、全部の会社さんのを会社ごとになっているのを集計して、事務局とし て市さんと打ち合わせ、このとおり全社でこのくらいやりましたということはなさったんだ と思うんです。何もないということではないです。ただし、通常の状況のことを今、あるべき姿のことを委員長さんから私言われているように感じたんですけれども、業務委託でも今 のような状況であれば業務であればいろいろな文書で何かが出ます、指示が。あのときはそ ういうものないから、何の書類あるのかといったら、書類は何もございませんでした。
- ○志賀委員長 書類あるなしじゃなくて、自社の仕事をやっているときに自社のデータか何もないということはまず考えられませんし、委託だと言っていてもほかの会社さんはそれなりの最低限の請求明細は出されているわけです、今回ね。ところが、津田さんの会社ではそういったものを出されていないものですからお聞きしているわけですが、これまた東華建設さんの部分で個人的な会社のことでお聞きしたいと思います。

では、連絡協議会として下請けから出されたデータ、午前中も千葉事務局長さんにお聞きしましたけれども、これらについて報告データというのは企業別に管理されていたのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。これは、事務局をやられていた和田野さんにお聞きしたいと思います。和田野証人。

○和田野証人 お答えいたします。

各会社から月次のいわゆる野帳に基づいた数量等が事務局のほうに上げられまして、事務局 で取りまとめいたしまして、それを環境課さんにお持ちし、履行確認をしていただき、まさ にそのとおりですという確認をいただいたら、その数量の内容を各社にお示ししまして、その数量の請求内容を連絡協議会に提出していただきまして、それで各社から取りまとめた請求書を出していただきまして、なおかつ連絡協議会として取りまとめた請求金額を塩竈市さんのほうに出させていただきました。その後入金後、各社に請求金額を郵送、送金しております。

- ○志賀委員長 今、各社から請求書を出してもらったというお話をされたわけですが、そこのと ころは間違いないでしょうか。和田野証人。
- ○和田野証人 はい、そのように記憶しております。
- ○志賀委員長 とすると、今回なぜその請求書が我々要求したときに出していただけなかったのでしょうか。そこのところをお聞きしたいと思います。和田野証人。
- ○和田野証人 その辺、時期のずれというんですかね。
- ○志賀委員長 じゃなくて、今和田野さんは各社から請求書を出していただいたと、その請求書 に基づいて支払いをしたというお話でした。ところが、今回は連絡協議会が支払内訳明細書 というものを発行して、各社からの請求書は存在しないという前提のもとに、協議会が作成 した支払内訳明細書というものを委員会に提出しているわけですね。それで、先ほど午前中 の事務局長の千葉さんにその点をお伺いしたら、それは報告を受けて事務局でまとめておいて、それで事務局がその支払内訳明細書を発行したんだと。それに基づいて金を払っているんだというお話だったんですが、今の和田野さんのお話ですと協議会に各社から請求書を提出してもらって、それを見てそれで支払いをしていたというお話だったものですから、ちょっと話が違うと思ってお話ししているんです。
- ○和田野証人 大変申しわけございません。その点は記憶違いということで、申しわけございませんでした。内訳書をいただきまして、その内訳金額に基づいて入金後、お支払いしたということです。
- ○志賀委員長 そこは、やっぱり記憶違いであったということですね。じゃあ、ちゃんと内訳書でやったと、請求書はもらっていないということでよろしいんですか。
- ○和田野証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 今回の場合、協議会が作成した支払内訳明細書なるものの金額が、支払金額の根拠となっております。それは、そうですね。協議会が発行した支払内訳明細書が支払金額の根拠になっていますね。下請企業は、その明細金額の整合性をどのように判断したのか。例

えば、東華建設さんですと一切データが何も残っていませんよという中で、協議会からくる 支払内訳明細書なるものをチェックする手だてはないわけですよね。その点を、どのように クリアされたのかお伺いしたいと思います。津田証人。

- ○津田証人 先ほど申し上げましたように、日報と工事日誌もつけておりませんので、チェックはできないんじゃないかと。野帳で本人が日にちと重機の台数、それから作業員の人数、どのようにしたかというのはつけている本人が自分で集計したものを協議会に持っていって、「うちは今月このくらいやりました。確認してください」というのは本人わかっていますから、代表者の私がわからないだけでして、本人はわかっていますので、今月はこのくらいの出来高があったというのをわかっていますので、チェックするものがない、後で確認するものがないということではありません。そういうことではありません。ちゃんと野帳がある間は、「先月分こういうふうにしたんだけれども、ちゃんとくれたな。間違いなかったかな」と本人が理解していれば、それでチェックして確認したことになっています。だから、何もない、架空のものだなんていうことではありません。
- ○志賀委員長 いや、私はそうは言っておりません。明細書が、東華建設さんの場合ないわけで すね。支払明細書がないわけです。何もチェックしようがないわけですよ。一括請求しかな いわけですよ。その一括請求しかないもので、何をどう確認するんですかということを私は お伺いしているわけです。津田証人。
- ○津田証人 ただいまの部分は、副会長でなく東華建設のほうで聞かれているわけですか、今は。 ちょっと先ほど……。 (「わかりました」の声あり) いや、お答えしますから、どちらです か。私は答えないようなことはしません、ちゃんとお答えします。
- ○志賀委員長 後でまた、済みません。ちょっと混同しました。それでは、和田野さんのところでもそういったチェックということを、各企業さんがどういった形でチェックされていたかということは認識されていましたか。和田野証人。
- ○和田野証人 お答えいたします。

その野帳に基づいて報告し、そういった取りまとめた数量等を履行確認を後日事務局長から 提示されまして、それに基づいてチェックをしております。

○志賀委員長 履行確認という行為は今回できないわけですね、履行確認っていう行為はね。というのは、役所が仕事をこれだけしましたというのは、業務報告は東華建設さんがやった仕事、和田野さんがやった仕事、千葉鳶さんがやった仕事、東北重機工事さんがやった仕事、

全部一括で請求されているわけです。それを、ここの会社がどうやって履行できます。できないですよね。

だから私が聞いたのは、そういう請求書に対して、連絡協議会がやったことに対して、個々の支払内訳明細書というものを発行しましたね、事務局が。そのときに、個々の業者の方々がどうやって自分のところのものと整合性をはかったのかということをお聞きしているわけです、連絡協議会の立場から見てですね。じゃあ、あと津田証人。

- ○津田証人 副会長としての立場では、存じません。申しわけないんですが、組織の仕組みとしてはそういう会長1人、副会長2人、事務局3人という形のスタートでございましたが、2年間やる間に五、六回の役員会を開いた中で、毎日のことですからそこはチェックしていなかったのは申しわけないですけれども、副会長としてはしておりませんから、お答えできません。
- ○志賀委員長 だから、その点だけで結構です。

それから、協議会では毎月業務報告書を作成して塩竈市に提出しているわけですが、添付書類としては瓦れき撤去ほか業務委託月報に浦戸3島分を取りまとめて、それの1カ月分の日報を、これはまあ当然稼働日の1日1万円なりの日報をまとめて提出しているということでありますが、これは間違いないのかどうか、一応確認させていただきます。まず、津田証人。

- ○津田証人 その中身については、私は存じません。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

続いて、同じ質問ですが、和田野証人。

- ○和田野証人 そのように私は理解しております。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それで、あと先ほども質問したんですが、浦戸諸島関係について災害廃棄物仮置場管理業務 委託実績表なるものが存在しております。これは、今言った日報を1カ月分取りまとめた表 になっております。これが塩竈市に請求する金額の根拠となっております。この表を作成し たのが、事務局に間違いないのかどうかだけ確認させていただたいと思います。これは津田 証人、お願いいたします。

- ○津田証人 おっしゃるとおりでございます。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

次、和田野証人、同じ質問にお答えください。

- ○和田野証人 間違いございません。
- ○志賀委員長 それで、当然ですけれども、協議会が作成した下請企業への支払内訳明細書の中身と、それから今言いました浦戸諸島災害廃棄物仮置場管理業務委託実績表に記載された重機の種類とか、いろいろなものがあります、請求項目がですね。こういったものの数量の中身というものは、当然一致するかと思うんですが、その考えで間違いがないのかどうかを確認させていただきたいと思います。津田証人。
- ○津田証人 我が社については正確に報告しているつもりでございますので、それの集計である と思いますので、正確だと思います。
- ○志賀委員長 和田野証人、同じ質問でお答えください。
- ○和田野証人 間違いないと思っております。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

業務報告書に添付されていた日々の日報を、協議会が取りまとめたわけですが、取りまとめる前のデータというのは誰が管理していたのかお知らせください。というのは、要はこの日々の3島分の、協議会が作業をまとめたわけですね。それで、そのまとめる前のデータ、当然各下請けさんから報告なり上がってくる。そのデータがまた報告書として上がってくる。そのデータをまとめて、3島分を1日分の日報として協議会が取りまとめたわけですけれども、その1日分として取りまとめる前のデータは、各業者の方々から上がってこないと取りまとめもできないわけですが、要するに取りまとめるもととなった各社のデータ、日報、連絡表なり、そういったものは誰が事務局内で管理していたのか、お答えください。津田証人。

- ○津田証人 私は、誰かわかりません。
- ○志賀委員長 では、同じ質問を和田野証人お答えください。
- ○和田野証人 私も存じ上げておりません。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。データの管理はわからないと。そうすると、どこに保管 しているかも当然わからないということなので、ちょっと省いていきます。

それで、今回記録簿提出要求から4週間かかっております。我々要求してから、100条委員会で。それで、その結果我々が満足できるような内容のものが、残念ながら提出されていないということがあります。それで、特に今津田さんの会社のものは一切明細も何もない、一括請求という形だけで、我々にとっては調査をしようのない資料になっているわけですが、そういったことを見ますと連絡協議会が本当にちゃんと正確な数字で市のほうに請求ができ

たのだろうかというような疑念、疑問を感じるわけですが、その点については先ほど間違いないというお話でしたが、もう一度確認させていただきます。まず、津田証人お答えください。

- ○津田証人 委員長、それは東華建設の代表者としてですね。
- ○志賀委員長 でなくて、連絡協議会としてね。
- ○津田証人 ああ、連絡協議会として。それは、事務局が全部取り扱っていましたので、東華建設の社長のとき私の会社で出さなかった理由は、私が説明いたします。全体の件は、全体のことはちょっと私把握していません。
- ○志賀委員長 はい、結構です。 じゃあ、事務局の担当でした和田野さん、同じ質問をお答えください。
- ○和田野証人 事務局はそういった内訳書等の作成に関しては、我々がデータを出しまして取りまとめているということで信頼しておりますので、間違いはないかと思います。
- ○志賀委員長 今「我々が取りまとめている」ということをお話しいただきましたけれども、データをね。でなくて、何を。
- ○和田野証人 ごめんなさい。毎日の業務の作業とか数量とか、そういったやつを野帳によって まとめて、月次に報告しているということで。
- ○志賀委員長 役員として。
- ○和田野証人 いやいや、役員としてじゃなくて一業者として。会社として。
- ○志賀委員長では、会社としては持っていらっしゃるという話ですか。
- ○和田野証人 会社としては、持っておりません。
- ○志賀委員長 持っていない、取りまとめても持っていないということですね。わかりました。 それは、皆さん後でご質問ください。

今度は、資料としていただいた七十七銀行の預金通帳の流れについてお聞きします。今度は、 会計担当の和田野さんいらっしゃるんで、津田さんのほうにはご質問向けないで、和田野さ んのほうだけに向けて質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、普通預金の照合表を出していただきました。それで、協議会が提出した出納簿も出していただきましたね。出納簿に記載された資金の流れと、それから平成25年6月25日に開催された協議会の報告会の資料、阿部会計さんが一応監査として携わって報告書は出されたわけですが、その出納簿の金額とそれから報告会でのお金の支払額は、これは内容は間違いが

ないのかどうかお聞きしたいと思います。和田野証人。

- ○和田野証人 入金に関しては、報告書に記載されてある年月日に入金されております。出金に つきましては、その日々の出納帳より必要なとき現金を落としましてお支払いをしていると いうことで、そういう出納簿に記録をしております。それで、その違いはないと承知してお ります。
- ○志賀委員長 そうすると、出納簿での支払った金額と、それから報告会で示した支払いの金額 は、出納簿とは全く同額ですよという認識でよろしいわけですね。そのことを、和田野証人 お願いします。和田野証人。
- ○和田野証人 報告書にある出金というか、各業者さんのお支払金額とあと出納簿による支払金額が、その月々によりまして例えば3カ月まとめてお支払いした金額が報告書に記載されておる金額になる場合がございますので、一概に数字が合致しているというわけではないと思います。
- ○志賀委員長 いや、私が今お聞きしているのはそういうことではなくて、報告会で支払いましたという金額ありますね。例えば3,000万円なら3,000万円支払いましたよと。その数字は、 出納簿でも3,000万円という金額でちゃんと払われているんですかと。そういうのがずっと何件もあるわけですが、その各支払項目ごとに金額はちゃんと一致しているんでしょうねということをお聞きしているわけです。
- ○和田野証人 一致していると思います。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それでは、今度預金通帳の提出についてお伺いいたします。七十七銀行以外にも預金通帳が 存在しているのに、なぜ通帳の照合表を提出していただけなかったのか、そこのところを和 田野証人、お答えください。和田野証人。

- ○和田野証人 資料請求書には、杜信さんの通帳の履歴を提出してくださいという記載がなかったというふうに承知しております。 (「もう一度、何」の声あり)書類提出に、七十七さんの履歴は提出したとは聞いておりますけれども。
- ○志賀委員長 午前中聞いていらっしゃいましたよね。我々は、連絡協議会さんがどこの銀行と 取り引きしているか知らないわけですよ。だから、「七十七銀行の預金残高照合表を出して ください」なんて言っていませんよ。「預金残高照合表を出してください」と言ったわけで すね。そういうふうに、ちょっと私ちらっと千葉さんにお話ししたはずなんですけれども。

- ○和田野証人 そういうことであれば、杜信さんの履歴も後日提出させていただきたいと思います。
- ○志賀委員長 それから、ほかには通帳はないんですか。
- ○和田野証人 そのほかにですね、スクラップ関係の入金口座があるというふうに聞いております。
- ○志賀委員長 聞いているということは……。
- ○和田野証人 聞いてあります、事務局に。
- ○志賀委員長 ちゃんと答えてください。別に罪にも何もならないですから、ちゃんと正当です から。聞いているに当たって、和田野さんは会計担当でしょう。預金とかは担当していない んですか。
- ○和田野証人 そういうスクラップ関係の入金に関してはタッチしておりません。
- ○志賀委員長 ああ、そうなんですか。わかりました。

じゃあ、通帳は三つあるんですね。 (「はい」の声あり) あと、何か岩手銀行にもあるというようなことをちらっと聞いたことあるんですが、これは大丈夫ですか。

- ○和田野証人いや、それはちょっとどこの銀行だかちょっとわかりませんけれども。
- ○志賀委員長 岩手銀行。
- ○和田野証人 いや、私は承知しておりません。
- ○志賀委員長 それでは、今度は1%の事務手数料についてお伺いいたします。

本土の家屋解体では、1%の事務手数料を徴収しているということを、我々承知しておりました。これは報告会で、その集めた手数料については各仕事の金額の割合で、残ったものを全部各社に戻しているということを承知しております。ところが、浦戸の関係で1%の手数料を徴収しているということは、我々全然聞いておりませんでした。今回の出納簿を見てそういうことがわかったわけですが、ところが数字を追っていきますと徴収していたり徴収していなかったりという、ばらつきがあるわけですね。そのばらつきのする・しないの判断基準は、これはどなたがされていたのか。そして、何を判断にそういうふうに決めたのか、和田野さんにお伺いいたします。和田野証人。

○和田野証人 お答えいたします。

最初は、浦戸関係も1%の事務経費負担金ということで徴収しておりました。また、取り忘れて徴収しなかった場合、後日連絡しまして振り込んでいただいた経過もございます。ただ、

業務が進むにつれまして、やはり浦戸という特異性ということで、1%という金額も負担金を取らなくてもいいんじゃないかということで、それは役員会でそういった問答がありまして、それでそれ以降1%を取らないということに決まったと、私は記憶しております。

○志賀委員長 ありがとうございます。

私ずっと見ていったんですが、要するに取ったり取らなかったりしているんですよ。ずっと そうだったらいいんですね。最初だけ取って、「あと取らないよ」というならいいんですけ れども、ずっと取ったり取らなかったりしているんですよ。

それと、この手数料徴収は、本来は預かり金勘定で管理しなきゃいけないわけですね。預かり金勘定なんですよ。ところが、その預かり金勘定がどこにも出てこないんですよ。それで、私全部パソコンで会計ソフトで入力したんですが、この前ファクスで問い合わせしましたね、入金不明があったので。そうすると、確かに一時期清算しております、預かり金をね。ところが、その清算内容を見ますと、あるところには全然返さないで、200万円も預かり金が残ったままであるとか。それでトータルしていきますと、250万円は預かり金勘定が残ったままなんです、出納簿の中だけで見るときね。それで、今回提出していただいた不明金についてご回答いただいた金額を足しますと、大体総額で650万円の預かり金が要するに事務局に残っているという勘定になります。ですから、その650万円はどこに行ったのだろうかという、疑問があるわけですね。

それで、ここでやってもわからないですけれども、和田野さんは会計担当として預かり金勘 定という項目でこの預かり手数料を管理されていたのか、いないのか。ちょっとお聞かせく ださい。和田野証人。

- ○和田野証人 その預かり金の1%に関しては、いただいた分に関しては後日お返ししています。 それで、その科目勘定につきましては詳しい資料もないですし、ちょっと私も知識が足りないものですからこの場で回答することはできませんので、差し控えさせていただきたいと思います。
- ○志賀委員長 それでは、そこで議論してもしようがないので、ぜひその内訳を我々に提示して ください。お願いいたします。

それから、あとガレキ収集運搬業務のところで、これも午前中お話ししたわけですが、この 瓦れき収集運搬業務だけが役所の精算書の中で経費が5%、それから諸経費で二九・七、 八%もらっていて、最後に11.16%の一般管理費という項目があって、29点何%までの分は東 北重機工事さんにちゃんとお返ししているという形になるんですが、11.16%の一般管理費、 金額でいいますと934万円というものが連絡協議会に残るようになっております。そうすると、 そのお金がどういう形で処理されたのか、お聞きしたいと思います。和田野証人。

○和田野証人 お答えします。

そういった詳しい資料も手元にございませんので、ちょっと今お答えできないです。

○志賀委員長 じゃあ、これも後で明確なご返事をいただきたいと思います。

それと記録簿の提出についてなんですが、これは我々原本を求めたわけですね。ところが大 半コピーであったということで、なぜ原本が出せなかったのかについてお聞きしたいと思い ます。これは、津田証人からお願いいたします。津田証人。

- ○津田証人 原本を提出いたしませんでした理由は、難しい趣旨はございません。一般論といたしまして、自分のところで残しておかなきゃいけないものは、実印があったものは残しておいて、コピーして公的機関にも出すというのは通例でございましたのでそういう認識で、自分のところで、出してしまってわけわからなくなるというのがあることだと思って、出しませんでした。だから決して何かしたんじゃなく、通常常識一般的だと思って本物は自分で持っておくべきだと思ってそういたしました。
- ○志賀委員長 それはわかるんですが、我々は提出しないでお借りして、それを一定期間見せていただいてお返しするわけですから、別にそのまま破棄するということではありませんし、ましてや3年も4年も前の資料をそれぞれがお使いになるということも多分ないでしょうし、それがなぜ出せないのかなという疑問も残るわけですが。

じゃあ同じ質問に、和田野証人お答えください。

- ○和田野証人 私も今東華建設さんががおっしゃった理由で、コピーとして出させていただきま した。
- ○志賀委員長 それから、あと次に、浦戸での事業についてご質問させていただきます。

今回の浦戸での事業というものは、ガレキ収集運搬業務、それから危険家屋解体業務、それとガレキー次仮置場管理業務と、この三つの業務が発注されております。東北重機工事さんの支払内訳明細書の内容を見ますと、この業務三つが全く仕分けされていないと、作業の中でね。多分それは東華建設さんも同じことなのかなと思うんですが、ただそこで使用重機、この三つの事業を、例えば下請けの企業さんはどのように毎日仕分け作業をしていたのか。していないということであれば、これ聞く必要はないんですが。していたのか、していなか

ったのかだけ、ちょっとお聞きいたします。分けて仕事をしていた、いや一括でやっていた よというお答えで結構です。津田証人。

- ○津田証人 私の記憶では、当初は瓦れきという指示で社員が行動していたという認識をしています。そしてどの時点かわかりませんが、瓦れきと解体も含まれるという話があったのだけは記憶しております。どの時点でどうなったかは、私報告は受けますけれども現場にはほぼ行きませんので、詳しいことはちょっと、どういうふうにして分けていたかは存じません。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

では同じ質問を、和田野証人お答えください。

- ○和田野証人 ちょっと、今手元に資料がございませんので、どういった内容の作業をどうやったかというのをちょっと今把握しておりませんので、今お答えできません。
- ○志賀委員長 そうですか。でもその仕分け業務をやっていたんですよね。誰かがやらないと、 事務局でそれをやらないと、結局請求もできないし支払もできないわけですよね。津田証人。
- ○津田証人 仕分けにつきましては、事務局3人がどのような形でいったかわかりませんが、7月何日かから始まった離島4島の片づけ方については、当初瓦れきだけだと言われたので私はその認識で今説明申し上げたんですけれども、それでやっていました。写真も皆そのように「瓦れき」「瓦れき」で撮っていたようです。しかし判別がつかないのが、どの島がどうかはわかりませんが、事務局が市当局さんの数人をお連れして大変な時期には1週間に4日も5日も行って、瓦れきなのか解体なのか何なのか判別して、指示書を事務局がいただいて、それを指示してもらってやっていたというのが実態だと思います。以上です。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

先ほど午前中、東北重機工事の社長さんは「瓦れきで処理する住宅と解体する家は仕分けしていたよ」というお話でした。そこで、東華建設さんではそこのところは仕分けはされていたのか、されていなかったのか。知る限りで結構でございますが、ちょっとお答えください。

- ○津田証人 事務局から指示を受けた以降については、きちんと仕分けはやっていたと思います。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

和田野証人は、そこの点についてはどうでしょうか。何か認識はございますか。なければないで結構でございます。

- ○和田野証人 仕分けといいますと、瓦れきの仕分けということですか。
- ○志賀委員長 瓦れきの仕分けじゃなくて、危険家屋の解体のときに「家屋を瓦れきとして処理

しますよ」というのと、「解体として処理しますよ」というやつに、二つに分かれていたは ずなんですね。そこのところの認識ですね。

- ○和田野証人 当社は家屋解体についてはタッチしておりませんので、ちょっとお答えできません。
- ○志賀委員長 まあ、いいです。後でまた和田野さんのときにお聞きします。

あと、使用重機、作業員、それから交通船、台船、いわゆる引船、燃料、仮設トイレ等の数量は、これは本当に実際に使用したものを協議会としては当局のほうに請求されているのかどうか、そこのちょっと確認を再度させていただきます。

まず、津田証人からお願いいたします。津田証人。

- ○津田証人 その数量については、100%間違いないと思います。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。 同じ質問ですが、和田野証人お答えください。
- ○和田野証人 間違いないと思います。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それと、あと単価についてお聞きしたいと思います。単価を見ますと、大分下請企業さんによって協議会に対する請求の単価が違う部分も見受けられるわけですが、特に東北重機工事さんとほかの東華建設さん、晃信建設さん、千葉鳶さんのところの単価がちょっと違いが見られました。一つの例を言いますと、先ほども言いましたけれども東北重機工事さんの場合交通船が2万円でした。多分東華建設さんの場合は明細出ていないんですが、交通船を利用した領収書がありますので、それを拝見しますと4万円、3万円、5万円というような金額で支払いがされていたということが確認できました。

ところが、晃信建設さんの場合はその辺の確認がちょっと私できていないんですが、一応そういうことで下請けさんの単価によっても大分ばらつきがあると。連絡協議会さんは、そういった中で先ほども聞いたんですが、協議会さん自体がこの単価の部分で営利団体でないというはずなのに、結局単価である程度のさやが出ていたということで、この行為というのは結局営利目的ということに当たらないのかどうかということも、ちょっとまたお聞きしたいと思うんです。まず、津田証人からお願いします。津田証人。

○津田証人 大小かかわる船舶の場合はオーダーメードでございますので、値段同じというのは 無理無理合わせて1万円、3万円、5万円、10万円と合わせているだけで、船の性能は人と 同じで全部顔違うように能力違いますから。それと、東北重機工事さん出されたのはそれだけ小さくて能力がないからその値段、我が社も小さいのは2万円も3万円も5万円も10万円もあるということで、そういう意味合いで値段違うのはある。あそこですぐ使えるもの、そして当初はですね……、(「だから、津田さん」の声あり)これだけ説明させてください、ご理解いただくために。

- ○志賀委員長 私理解していますから、要は聞いているのは、そういうのがあるからそれが営利 行為に当たるか……。
- ○津田証人 営利行為には当たりません。そのまま、協議会からそのままいただいていますから。 協議会にはそこには1円も利益は生まれていません。1円もありません。
- ○志賀委員長 津田さんの会社のやつはそうかもしれませんけれども、ほかのところでそういうような利益が出ているよというところでのお話をしているわけです。
- ○津田証人 出ていないと思います。あと、後ほど聞かれたときまたお答えします。
- ○志賀委員長 和田野さん、同じ質問にお答えください。
- ○和田野証人 単価の設定並びに単価の差異につきましては、詳しいことはわかりませんので、 これは事務局長にお尋ねいただきたいと思います。
- ○志賀委員長わかりました。ありがとうございます。

それから、次に今度有価物のほうで質問させていただきます。平成25年6月に、連絡協議会での報告会で有価物に関して一部の業者の不適切な処理があったと記録されております。これの具体的な内容について、お話ししていただきます。これは、どちらがいいですか。和田野さんのほうでお答えいただけますか。有価物の件で、報告会の会計監査報告がありました。その中で、有価物の不適切な処理があったという報告が監査の方からあったわけですね。それについて、不適切な処理というのはどういうことで不適切な処理ということになったのか。これ、わからなければわからないで結構ですけれども、もしわかっていたらちょっとお話をいただきたいということです。

○和田野証人 では、わかる範囲でお答えしたいと思います。不適切な処理というのは、指定された場所に持ち込まないということが不正な有価物の取り引きだと思います。それしかわかりませんので。

○志賀委員長 ありがとうございます。

すると、不適切と判断したその理由のもととなった資料というものは、これまた存在してい

ると思うんですが、その資料がどういう資料であったのか。午前中もお聞きしたわけですが、 もし事務局の和田野さん、何かおわかりでしたら答えていただきたいと思います。わからな ければ、わからないで結構です。和田野証人。

- ○和田野証人 私も午前中傍聴席で拝聴しておりましたけれども、詳しい内容的には私自身わかりませんけれども、千葉事務局長が報告したとおりだと思っております。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

今度は、個々に質問させていただます。

まず、津田さんの個人の会社ということでご質問させていただきます。先ほど日々の作業日報についてはいろいろお聞きしましたので、ここはちょっと飛ばさせていただいて、まず協議会への請求書は、改めてお聞きしますけれども、明細書添付で提出されていたのか、それともされていなかったのかお聞きしたいと思います。津田証人。

- ○津田証人 請求書につきましては、我が社の分につきましては、担当者が野帳から毎月集計したものを一覧表にして事務局に行って報告し、あと後日事務局と当局で確認されたので「この金額ですよ」ということで、毎月それの繰り返しだったと聞いております。以上です。
- ○志賀委員長 それで繰り返しの質問になりますけれども、取りまとめたのは当然手でやるより も今パソコン時代なので、パソコンでやられていたんだろうなと考えるわけですが、その点 についてはご存じか、ご存じでないのか、ちょっと確認させていただきたいと思います。津 田証人。
- ○津田証人 現地の島に作業所を置いてやっていたようですから、パソコン持っていっているか。 会社には、本人に1台ずつ預けていますけれども、本人がこの件に関してやっていたかどう かは、私はわかりません。
- ○志賀委員長 ということは、野帳の管理というものは現地の事務所に置いていて、現地の事務 所から連絡協議会に上げて、取りまとめたというのはどういう形で取りまとめたか、手書き でただ一覧まとめてドンと渡したものなのか、そこのところはそうすると津田証人としては 会社内で全くチェックされていないということなんでしょうか。その辺、ちょっとお聞きし たいと思います。津田証人。
- ○津田証人 そこのところは違います。本人から、「今月はこのくらいの金額で、このような形になりました」という報告は、形で事前にあります。それで、事務局に持っていきます。それと、結果的におくれてでも事務局から「このくらいですよ」というのがわかりますから、

あと本人が、担当者が自分のところでやった要件、人、物を使ったもの、漏れないか、損しないか、間違いないかとやっていますので、それはチェックしていないというんじゃなく、 最低限のところだけはこの要件に関してはやったということでございます。

- ○志賀委員長 とすると、現場事務所に結局パソコンが置いていなければ、計算機なりではじいていた以外計算しようないですよね。そうすると、そういう計算方法であの忙しい時期、立て込んでいる時期にそういう作業を毎日できたのか。それで1カ月締めるときに、締めるのがまたこれ大変な作業になると思うんですよ。重機類が1種類じゃないですからね。5種類も6種類も、それからそれにつなぐアタッチメントからいろいろな種類があって、大体30種類から40種類のものを使っていると。そういうものの請求業務を手計算でやっていくというのは、これ並大抵の仕事ではないだろうと思うんですが、あの忙しいときにそういう余裕があったのかどうか。ちょっと、やはり普通だったら会社に帰って会社でまとめてパソコンで計算するというのが普通だと思うんですが、やっぱり東華建設さんの場合はそういう形じゃなくて、どこまでも現場でやっていたという解釈でよろしいわけですか。津田証人。
- ○津田証人 お粗末な集計したり、お粗末な組織しかないというような誘導されているように今 私聞こえるんですけれども、そうではないんですね。さっき申しましたように、正確に議員 の先生方に理解できるように、他社にも影響しますから、離島の場合は重機10台なのか、20 台持っていっているのか私把握していませんけれども、1週間行って戻すようなことはして おりません。一月単位で持っていっていますから。例えば10台持っていっていれば、バック ホーの機種がこれが何台ずっと1カ月もあるわけですからそれが稼働していたということと、人が野帳にきょう5人来たか10人来たかチェックしているのを計算すればいいんで、忙しい 最中日曜日も休まず天気いいときはやりましたので、連休もなかったし、何もなかった。で もやった、お盆も短かった。でも、そんなに我が社の場合は細かい数字、こちゃこちゃした ものはありませんから、そんなに寝ないでやるようなことでは議長さん、ないんです。我が 社の場合は。(「委員長です」の声あり)委員長さん、済みません。だから、そこは誤解し ないでください。一月単位というのは、重機関係船舶も把握していますから、そんなに難し い仕事じゃないです。それよりも難しかったのは、設計図書、何も図面もない中で事故起こさないようにやらなきゃないのが、本人たちは天気いい日は日曜日もお盆もなくやったのだけは、負担だったと思います。そういうことを理解してもらいたい。

だから、計算は難しいわけじゃないです。我が社のは、どっちかと言うと単価が一桁違いま

すから、皆さんと。1日100万円単位ですから、一つが。100万円、200万円の物件ですから、 だから「いや、うちで30人」なんてこちゃこちゃじゃありませんから、確かに集計は大変だ と思います。仕事やった後集計するわけですから。でも、割と単価が違っていまして、値段 が高いんで金額の割にはそんなに他社とは我が社の場合は少し違うというのは、ご理解くだ さい。以上でございます。

○志賀委員長 単価が大きいとか小さいとかという問題よりも、件数が多いか少ないかで事務処理は大変になるわけですよね。項目がね。単価は、計算は一緒なんですよ、電算機としてもね。何種類の商品を寄せ集めするかということが大切なことなんです。まあいいです、ここは。

あと、東華建設さんの場合、重機の請求書を出していただきました。ところが、明細は一切 ついておりません。これはどういうことなんでしょうか、お伺いします。津田証人。

○津田証人 理由は二つあります。一つは一番大事な部分でございますけれども、自社のノウハウでございまして企業秘密でくくるわけじゃありませんが、その理由を申し上げます。まずは、四十数年にわたって培った社会的信用です。それから、支払条件です。そして、ボリュームです。この地域では、それなりの会社でございますので、その部分で比較される東北重機工事さんと我が社でも同じものを使って同じ規格のものを使っても、市さんからいただく値段は同じですけれども、我が社が払う値段は違います。当然です。支払条件がいいですから、我が社は。ということは、単価が違います。何十年かかって、社会的信用も違います。そしてリース会社、これは私の勝手な思い込みとかひとりよがりじゃなく、これは今後の話が出てきたとき参考になさってください。リース会社は、建設会社を信用調査します。支払いがよくきちんきちんと払っている会社には、値段を安くします。危ない会社には貸しもしません。貸さないんですよ、「重機がない」と言って貸さない。

そういう差がいっぱいあるんで、これを出してしまうと「同じ仕事したのに、何だ。値段違うんじゃないの。おかしいな」というと、社会的信用を積み上げてきたいろいろなお客様に、全て生コンでも何でも我が社はみんなより安く買います。支払条件いいことと、「仕事をきちっとやるから、あそこなら安心だ」ということで値段も違う。これを今出してしまったら、私がお客様とか長く培ったものをみんな一瞬で壊しますから、企業秘密という言葉でくくるわけじゃございませんけれども、ノウハウですから申しわけないけれども、あれを出したらば私信用失います。「何だ。一生懸命あんたのこと信用して、ちゃんとしてくれるから値段

下げたのに、ばれてしまって。あっちこっちから文句言われた」、こういうことになるんです。これを理解してもらわないと、何か隠しているんじゃないのかと誤解されますので、そういうことでお出しできなかったのだけはぜひご理解ください。よろしくお願いします。

○志賀委員長 そういうことだと。ただ、それは我々がその単価を見たからといって、何も外に ばらすとか何とかということではありませんし、企業の側がどうだこうだということで支払 条件、これはそれぞれ各社条件があるわけですから、それはそれでその取り引きの中でやっていくわけで、それが出さないという本当の正当な理由になるのかということになると、結 局我々は今使った重機がどういう種類を使ったのかということが重要なわけですから、もし 価格的な問題があるんであれば、重機の種類だけでも出していただければ、我々それで事足りるわけですから。やっぱりそういうところを、ちょっとお考えいただきたいと思います。

それとあと、東華建設さんの場合は支払いを受ける場合、これはやはり連絡協議会でつくった支払内訳明細書というところで全部支払いを受けていらしたわけですか。それとも、何か一括請求書で支払いを受けていらっしゃるわけですか、どちらですか。津田証人。

- ○津田証人 先ほどお答えしたとおり、担当者が集計したものを協議会に毎月持っていって、それを報告したものを事務局が全部メモして、各社集計したものを何日かおくれて「あなたの会社はこのとおりでしたよ」と、連絡を受けた要件を社員がチェックした「うちの分は全部網羅されているから、これでいいんですね」ということで、その言われたとおりに判を押したということに、請求したことになっています。こちらから出したわけではありません。あちらから提示されたものでやっています。
- ○志賀委員長 そこで質問なんですが、東華建設さんの場合は明細何もついていないんですよね。 全てが一括請求書しかないんですよ。一括請求書しかないのに、何をチェックできるんだろ うかと。それと、例えば金額で何千万円という金額の請求書が出ているんですが、その請求 書の項目は内金としてという項目なんですね。普段、その前に例えば1億円なら1億円とい う請求書があって、そのうち5,000万円を内金としてこれまでくださいよという請求書なら理 解できます。それが、内金として例えば5,000万円、内金として3,000万円という請求書が、 私はある意味でこの世にこんな請求書が存在するのかなと。

それと、清算金として何千万円というものもあるわけですよ。清算金として処理というのは、 その前にさっき言ったように請求金額が多くあって、そこを分割払いにして、最終的に残っ たからこの金額をお支払いくださいという請求書なら私は理解できますし、そしてそういう ふうに明細書がついているんであれば、「ああ、こういったもの使われて仕事されたんだな」というのがわかるんですけれども、残念ながら東華建設さんの場合は全て一括請求金額で、だから結局そういう明細がわからないし、出せない連絡協議会が何をもとにして塩竈市に重機類の請求書を出したのかという疑問が残るわけです。

それが、ちゃんと数字として連絡協議会で残っているんであれば、当然内訳明細書として東華建設さんに出せるわけですよ。それが出てこないということは、連絡協議会自体が東華建設さんのそういう支払いの内訳明細を全く管理していないということだと思うんですね。管理していたら、出てくるわけです。それで、データはちゃんと業者ごとに分類していますよという話なんですから、だからそこのところを明確に我々に示していただかないと、我々は納得できないわけですね。いかがでしょうか、ちょっとお答えください。津田証人。

○津田証人 いつの月日から私は存じていません。しかし、流れとして説明します。答えとしては、事務局に聞いてもらいたいんですが、私の今知り得る範囲の話としては震災の7月から始まりまして、毎月やっていった分は上げているはずなんですが、市さんが県からお金来ないのか、国から来ないのかわかりませんが、お金がないと。それで、我が社のは何回にもわたって支払いが滞っていたんですけれども、私だけじゃないみんなそうなんだと思ってあえて言わなかったんですが、初め数カ月は3カ月分、数千万円です。あと、ひどいときは2億5,000万円です。私、自腹ですよ。そいつは、協議会の事務局が苦労していたはずなんです、市からお金入らなくて。

それで、相談もしないで「何だ、遅いらしいな」というのは二、三度は話題としては本人には話した記憶はございます。しかし、実は私もいただいていないんですと。地元東北重機工事も同じだから、大口はなるべく協力してくださいと。「ああ、そうか。だけれども2億5,000万円だの3億円の金滞っていたら、大変だな。いつまで」って言ったら、「いや、市さん次第でわからないんです」と、こういうことなの。それを、今「証明しなさい」「話しなさい」って言われたって、事務局も苦労してやっていて、頭真っ白になるくらいやっている人間にいつまで2億円の金払わないんだと。ほかの会社もうんと苦労したと思いますよ。私がギリギリ言ったら、もっとみんな騒いだはずですよ。だからそういうこともあったんで、私わからないんです。これでごまかすわけでなく、東華建設として明細書かないんじゃなくそういうような請求の仕方をしていまして、事務局が当局と打ち合わせしたんで、あとこれ以上の話は事務局長にお聞きになってください。私、それ以上わかりません。

○志賀委員長 ですから、事務局はそういうデータを持ち合わせていないということだと思います。

あと、今度晃信建設さんのほうに質問させていただきます。

今回100条委員会のほうから、4月13日の金曜日に請求明細書の提出を求めました。第1回目出てきたのは、一括請求です。そうですよね、一括請求書で出されましたね。一括請求書を1回目出されたものと、2回目に明細書付のを出された分と、内容が全く違ってきたと。時期も全く違ってきたということで、我々実際のところびっくりしているわけです。午前中も、千葉さんのところにそのお話をしたわけですが、この内訳明細書を発行する事務というのはどなたが担当されていたんでしょうか。和田野証人。

- ○和田野証人 事務局内の、私は会計の出金担当ということで、出金関係、会計ですね。そういう役割をしました。そういった内訳書の統計、集計とかそういったやつに関しては、事務局 長の千葉さんが行っておりました。
- ○志賀委員長 わかりました。そうすると、そういった請求書を提出するのは、全部千葉さんが 行っていたということですね。そうすると、和田野さんは第2回目に提出された請求書の内 容というのは承知されているわけですか、中身は。お答えお願いします。
- ○和田野証人 事務局長のほうから、「工事やった内訳のやりとりの部分がちょっと違うので、 もう一回精査したらこういった結果になった」ということで報告がございました。
- ○志賀委員長 それで、その中身はどういう中身になっているかというのは、ご存じだったんで すか。お聞きします。
- ○和田野証人 今ちょっと詳しい資料ございませんので、ちょっとお答えできかねます。
- ○志賀委員長 詳しい資料ではなくて、ご自分のところの会社の請求書ですよ。資料とか何とかでなくて、自分が最初に一回出したのと、我々に提出する書類ですからね。だから、それを千葉鳶さんがたしか持ってこられたはずなんですね。和田野さんはご自分の会社の請求書を、例えば事務局長の千葉さんがつくられたとしても、千葉鳶さんが持ってこられたので、和田野さんはその請求書の中身を確認されているのかなということで今ご質問させていただいたわけですけれども。その点についてはいかがですか。
- ○和田野証人 その点につきましては、確認しております。
- ○志賀委員長 しているのね、わかりました。ありがとうございます。

それでは、あと2度目に提出された支払内訳明細書の項目とか数量、金額について、間違い

や架空請求がないのかどうか、一応念のために確認させていただきます。和田野証人。

- ○和田野証人 ございませんでした。
- ○志賀委員長 ありがとうございます。

それと、今回2回目に出していただいた支払内訳明細書なんですが、ここに機械の部分と人員の分が配置人員、配置機械という項目の内訳書が添付されておりませんでした。本来は、ここのところが一番我々にとっては重要な部分であって、そこの部分がなぜ提出されていなかったのか。結局、千葉鳶さんがつくられたから、和田野さんはご存じないというということなのかもしれませんが、一応確認させていただきます。

- ○和田野証人 私もそういった詳しい内容的には、今ちょっとわからないので、お答えできかねます。
- ○志賀委員長 わかりました。ご自分の会社の請求内容がわからないということですね。

それで、あと通常晃信建設さん取り引きする場合において、このような形の請求明細書を作成して、請求書に添付するという行為は通常なされているのか。ちゃんとやられているのか、ちょっと確認させていただきたいとます。和田野さん、どうぞ。通常の作業をする場合、仕事をしている場合ですね。請求明細書というもの、仕事の中身をちゃんと明細を示して、多分普通は請求書というのをつくっているわけですけれども、和田野さんの会社晃信建設さんは通常はどういう請求書をつくられていますかということをお聞きしています。

- ○和田野証人 通常工事の場合は、内訳書を添付しております。
- ○志賀委員長 わかりました。内訳書は添付するということですね。

でも、何か一括請求書でいただいたとき、我々は請求明細書をお願いしたにもかかわらず一 括が出てきたものですから、通常もそういう一括請求書システムでひょっとしたら取り引き されているのかなということで、お聞きした次第です。

それと、浦戸での作業に係る諸経費の支出を証明する請求書も、これお願いしていたわけですが、これは一切何も提出されていなかったわけですけれども、これについては和田野さんはご存じだったと思うんです、我々は書類を送っていますからね。ただ、全然何も提出されていないんで、提出されない理由をお聞きします。

○和田野証人 その辺に関しましては、やっぱり内訳書の作成に関しては私担当外だったものですから、承知しておりません。諸経費の内訳につきましては、承知しておりません。わかりません。

- ○志賀委員長 ご自分の会社の経費ですよ。
- ○和田野証人 ああ、自分の会社のですか。
- ○志賀委員長 ご自分の会社の経費。だって、1億円以上の仕事をされているわけですよね。その1億円以上する仕事をされているのに、どこかから請求書とか何とかってもらわないんですか。重機のレンタル料だとか油代の請求書とか、そういうのはありますよね。そういうものを添付してくださいと我々はお願いしているわけですよ。それが一切ないということで、なぜ出してもらえないんですかってお聞きしているわけです。
- ○和田野証人 先ほど副会長の津田さんが申し述べていましたけれども、会社の規模は全然違い ますけれども、そのような答弁されました内容に、私自身そのように思っております。
- ○志賀委員長 何かわからない。もう一回、ちょっとはっきりとお答えください。
- ○和田野証人 いわゆる諸経費関係につきまして、機械の単価とかそういった形に関しては、先ほど東華建設さんが述べられたように、それぞれの会社の特殊事情というものがございまして、仮に単価上設計単価があっても、若干安く借りられる場合もありますし、そういった面の特殊性というかノウハウというか、そういったものがありますので、それは先ほど東華建設さんが述べられたように機密というくくりではないんでしょうけれども、そういったことで報告記載はしておりませんでした。
- ○志賀委員長 我々この100条委員会というのは、皆さんから書類をお預かりすると一つの部屋 に全部置いてそこから持ち出しもしませんし、コピーもいたしません。そういう形で管理しております。そのために、そういった書類の請求権というものが生じているわけですね。そして、管理を大事にちゃんとしなさいよということで、そのもとに請求権を行使して、提出をお願いしているわけです。ですから、結局そういうことは正当な理由としては当たらないんです、残念ながらね。そういうことだけお話しして、私の共通質問を……。

あともう一つ、瓦れきのほうがありましたね。ああ、瓦れきはしたからいいんですね。 以上で私の共通尋問を終了させていただきます。

それでは、今度は委員の方。菊地委員。(「休憩でないの」の声あり) そうか、ごめんなさい。

じゃあ、暫時休憩します。再開は4時15分までとします。

午後 4時05分 休憩

午後 4時15分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。お一人の尋問時間は、おおむね20分 以内といたします。菊地委員。

○菊地委員 証人の方には、ご苦労さまです。

晃信建設さんの和田野さんに、会計さんという立場で事務局をなされたということでちょっと確認したいと思います。

まず、先ほど来委員長にまとめて尋問していただいたんですが、1回目の請求書と2回目の 請求書の件を尋問されていました。そうしたら、事務局長の千葉鳶さんの報告がありました よということなんですが、その請求書の金額の差額というのはご存じですか。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 ちょっと記憶に、今はちょっとありません。済みません。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 記憶にない、忘れたというのはいいんですが、せっかく働いて晃信建設か協議会のほうに請求するのに、額が多い、少ないというそういうのがあった場合ね、私だったら1円、2円の違いならまあいいけれども、ある程度違っていたら困るなと思うんで、そういう確認をしました。また、自分の会社の大事な収入源であれば、そういうのをちゃんとチェックすべきでないかと。そして、先ほど委員長も質問されていましたが、ご自分の会社の請求書を何で千葉鳶さんに書きかえてもらわなくちゃだめなのかが、それが何ぼ考えたって、うちも小っちゃい商売やっていますけれども、そういうのってないよね。例えば売って、売ったところに請求書出すのにその会社から請求書書いてもらうとか、ある会社を通して書いてもらうって、それは自分で書かなくちゃだめなんでなぜそういうことをなさったのか。「いや、勝手に千葉鳶さんがやったんだ」というんだったら、そういうお答えで構わないんで、お答え願いたいと思います。
- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 その仕事の内容にちょっと誤差があった、手違いだったということで内訳書を書きかえまして、この内容であるということで確認いたしまして進めたということです。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 これ以上言っても、いろいろ考えの相違で違うと思うので。

では、ちょっと教えていただきたいんですが、協議会の事務局をして、先ほどの尋問の中で 入・出金の担当をなされていたということで間違いないんでしょうか。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 はい。入金に関しては市のほうから振り込まれるということで、主に出金のほう を担当させていただきました。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 入金は行政側から入るから、それはそれでいいと。出金のほうを主に担当なされていたと。では、その出金をするときの基準というのは、どのようにしてなされていたんでしょうか。
- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 前にも述べたとおり、各社の出来高を事務局長が取りまとめまして、それで履行 確認をいただきまして、その明細書に基づいて支払いをするということになると思います。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 なると思いますというより、なってやっていたんですよね。例えば、事務局長さん というか千葉鳶さんから請求書、こういう請求書が来ているから、こういう支払いをお願い しますよということで、和田野さんは事務局として出金を銀行に行ってなされたということ で間違いないんですよね。
- ○和田野証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 そうしますと、これは協議会さんから出された資料をもとに見ますと、6月5日の 請求が、これは提出日が6月5日となっている東華建設さんの分の請求なんですね。平成24年の5月の請求に対して、提出が6月5日にされたと、まず資料に載っているのはね、出されたと。しかしながら、それの支払いと申しましょうか、支払ったのが5月17日で、3週間前に支払っているんですよ。だから、先ほどお話を聞いたのは、「請求書をもとに支払っているんですね」と確認したら「そうです」と。しかしながら、そういう請求が来る前に721万3,500円等を支払ったりしている。だから先ほどやりとりで、東華建設さんは2億円もお金いっぱいやっていて、「本当に来なくて大変だ」って言うけれども、そういう請求もしないのに振り込まれたのもあったのかなと思うの。だから、その辺の事務が我々にとっては、皆さんから出された資料をもとにデータを見ますとそういう事実があるんで、だから「なぜこう

いうことがあるのかな」という疑問が残ります。

そして、「その支払明細書はちゃんとあるんですか」と言えば、「いや、ありません」と言われるし、何をもとにこの請求額を決めて、いわゆる行政に請求して、行政から来たものを振り分けたのか。それが、我々が一番知りたいところなんですよ、正直なところ。そうすれば、それが入りから出までちゃんと流れがなっていれば、「本当にお疲れさまでした」でそれで終わるんですけれども、そういう不合理なのがあるので確認をさせてもちらっているわけなんで。なぜだと思いますか、ちょっとそれだけお答えください。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 請求前にお支払いしたという件につきましては、そういった事実関係につきましてはちょっと詳しい資料が手元にございませんので、回答することはできかねますので。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 それは、今事務局の和田野さんが一所懸命なされて、今資料がないということなんで、あと調べてみてください。

あと、じゃあご自分の会社の晃信建設さんの件でお伺いしますが、これは記憶があるかどうかわかりませんが、平成25年の4月の件なんですが、4月1日協議会の報告会では先ほど来なっていたのでは1,079万9,852円がいわゆる入金されているようになっているんですが、報告会ではね。(「協議会の資料」の声あり)協議会の資料で。それが、先日出されている出納簿の金額では945万円しかなっていないと。そうすると、130万円の差が出てきているんですね。ですから、そういった事実があるんですけれども、その辺の差とかというのはどのように我々は認識すればいいのか。ある程度連絡協議会の報告会で、「和田野さんのところには1,080万円近く支払いましたよ」と言っているのに、実際の協議会の出納簿では945万円しか入っていない。そうすると、130万円というのは和田野さんのところがもらいはぐれているのかね、どうなのか。「いや、その辺はいいんですよ」と言うのかね。130万円も違ったら、私は違うんじゃないかなと思うんで、その辺の考えと認識があるのかどうか。

ですから、2回目の請求書もご自分でちゃんと確認なされたんですかという、そういう質問なんですよ。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 その金額の差異につきましては、どういった事情でなったのか今ちょっと記憶に ございませんので、お答えすることができかねます。後で調べてご報告するなり、もし要請

がございましたら、したいと思います。

- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 ご自分の会社で、何も損することはないんだろうと、そういう思いなのね。ですから「いいんだ。あの震災当時大変なんで、もうボランティア的にやったんだから、140万円、130万円くらいいんだ」と言うんだったらいいんだけれども、私の会社だったらそうはいかないかなと思います。

あと、もう1点なんですが、全体的な協議会の事務局としての支出関係を主に、入金は来る というけれども、その入金の来る請求関係は、では誰がなされていたんですか。市、行政か ら来る、協議会として塩竈市に請求出しますよね。その手続というのはどなたが主になされ ていたんですか。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 その請求内訳書的なものですか、これは千葉事務局長が取りまとめておりまして、 それで環境課の履行確認をしていただいた分に関しましてはその各社の割り振りに基づきお 支払いしております。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 そうすると、先ほどからも志賀委員長からの尋問の中で入金されたものを、あと千葉鳶、事務局長さんから指示された支払いだけをしていたということだけで、あとその請求の内容やらそういったものは一切かかわっていないということでよろしいんでしょうか。行政に対する。
- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 請求の内容につきましては、例えば仮置場管理費とかそういった名目というか、 そういった項目だと思いますので、そういったことは承知しております。払い出し先の金額 の目的というんですか、業務内容ですか、それは承知しております。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 あと二、三間で終わると思いますが、いろいろ大変だったなと思うんですが、今回 事務局長の指示での支払いが主だったとなれば、浦戸の関係の寄せ集め関係、その辺はなか なかどういうふうにどうなって、どうお金を支払うかというのはわからなくて、指示された 金額をお支払いしたというだけのことなんでしょうか。浦戸の解体関係、例えば隣におられ ます東華建設さんとか東北重機工事さんの支払い関係が主だったと思うんですけれども、そ

れは事務局長さんの指示により支払ったということの確認でよろしいんでしょうか。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 というと、その支払明細の内容等は存じ上げていないというふうな認識でよろしい んでしょうか。
- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 はい。浦戸の解体に関するお支払いだということは認識しておりますけれども、 どこどこの物件とかそういった件に関しては承知しておりません。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 あと、これで最後にしたいと思いますが、浦戸の解体関係で東北重機工事さんは寒風沢を主にされたということなんですが、午前中もちょっと私お伺いしたんですが、今度逆に東華建設の社長様にお伺いしたいんですが、野々島とかでやった仕事の解体業務なりが東北重機工事さんの請求に回っているということの事実は認識していますか。(「家屋解体ですね」の声あり)家屋解体。
- ○志賀委員長 津田証人。
- ○津田証人 家屋解体ですか。(「はい」の声あり)私、存じません。
- ○志賀委員長 菊地委員。
- ○菊地委員 そういった意味で、東北重機工事さんは最初震災後頼まれて寒風沢に行ったら、もう足の踏み場もない、何が解体か瓦れきかわからないで仕事を混合でしたという認識でおったと。それで、自分の仕事はちゃんと自分でなって、自分で請求したやに証言されていました。しかしながら、我々の資料を見ますと東北重機工事さん、そして東華建設さんの仕事がごちゃまぜになって支払請求がされている。請求されて、支払いがされている。だから、誰がそういう区分・仕分けをしたのかね。だから、支払関係をした和田野さんがそういうのを知っているのかなと思って聞いたら、請求全体の指示をされたのでわからないというので、聞いても無理だと思ったんですけれども、隣に東華建設の社長さんがおりますので、それを知っているのかなという確認をしましたが、存じないということなので、私の質問は終わります。ありがとうございます。
- ○志賀委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 私のほうは、和田野さん中心に質問したいと思います。

まず、先ほどの話をずっと聞いておりますと、いわゆる内訳明細書でしたっけ、これに対してはタッチはしていないと。ただし、「支払関係は自分がやりました」ということで回答があったかと思うんですが、まずはこの七十七銀行の照合表ですか、この関係でいいますと出金関係が、午前中も千葉鳶さんに質問させていただいたんですが、現金で出ている形になっているんですね。実際は現金の引出表を出して、それからそれぞれの必要な箇所に振り込んでいるという形なんですが、それについてはいわゆる私が考えるには、やはりそういった協議会の会計をやられているんであれば、どこに振り込んだかがみんな通帳に残るような形ですれば明快で、間違いのないことだと私は思うんですが、なぜそういったことを通帳に残る形ではやっていないのかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 通帳にはそういった明細等は残さなかったんですけれども、いわゆる会計出納簿 ですか、日記帳というんですかには出金金額並びに支払先の記入をしております。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 それはそれなんですが、午前中は事務局長さんにお話ししたら、その振り込みの証明書といいますか、それは検討して出すというふうなことを言ってくれましたよね。そんな感じで、それを検討して出していただきたいなと。そちらのほうも見たいと。

それから、通帳に関しては当初来たのは、この照合表は七十七なんですが、杜の都信用金庫、 それから岩手銀行ですか、その残り二つがあると。それについても、多分出金関係そういう ふうにやられているのかなと思うんですが、そういったことであればそれについてもそうい った形で提出していただきたいと思いますが、いかがですか。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 そのようなご要請がございましたので、提出するようにしたいと思っております。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 よろしくお願いします。

それから次にお聞きしたいのは、晃信建設さんとしての立場でご回答いただきたいんですが、 晃信建設さんの1回目の請求書、それから2回目の請求書、実際に支払われた金額について の違いは、菊地委員が先ほど質問したかと思うんですが、私がざっと整理をしたこの一覧表 によると1回目の請求書、これでは平成23年8月に出ているんですね。2回目の請求書とい いますかが、これ内訳書によると平成23年の7月と、1カ月前からさかのぼって入ってきているわけなんですね。これをずっと整理をしまして、なおかついわゆる協議会からの支払いのお金と一覧表をつくると、こういうことがわかってくるんですね。協議会から入金があったのは、平成24年3月なんですね。実際仕事が始まって、請求書1回目のやつ内訳書を出しているのは平成23年7月のわけなんですね。そして、先ほど言った1回目の支払いが平成24年の3月だと。これは、約350万円の支払いです。そして、この前の時点で350万円入れても大した差異はないわけですけれども、約1億6,000万円がもう仕事をやっていることになっていると、明細書にはちゃんと入っていると、請求書には。つまり、仕事をこなしていると。

そうすると資金繰り、この間平成23年の6月から始まって、ずっと来て1回目の支払いが平成24年3月です。2回目が平成24年の7月に支払われているんですが、これは1,600万円くらいですかね。最終的にどんどんと支払われたのが、平成24年10月なんです。平成23年の7月から始まって、次の年の10月ですよ。ここで平成24年の10月に9,500万円、9,600万円ですか。それから、もう一つは同じ月に約6,600万円。合わせて2億円弱のお金がこの平成24年10月にボンと入っているわけですけれども、それまでの資金繰りってどうされたんだろうなという、記憶が正しくない、正しいあるのかもしれませんけれども、これまでの期間にこの資金繰りえらいことであって、百何万円の話じゃなくて約1億6,000万円、これがこの期間ずっとどうされたのか。これ、こんなお金の大変な金額をずっと入金されずに仕事をやられたということになると、大変な思いしているはずですから、記憶から外れるなんていうことはまずないと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 お答えいたします。

報告書にある入金金額、例えば6,000云々とかの件に関しましては、それの中に3回か4回に分かれて事前にいただいた金額の合計金額も含まれているということで私は認識しております。記憶しております。

- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ですから、請求書といいますか内訳書ですか、事務局でつくった。それが、もう平成23年の7月が初っぱなです、一番最初です。ちょっとメモをその鉛筆でメモ書きをとられると、わかりやすいと思います。平成23年の7月が一番最初の内訳書の請求書になっています。ずっと毎月に近いほど内訳書を出しているわけですね、ずっとね。出しているにもかか

わらず、1回目の入金は平成24年の3月です。これは、350万円ほどです。この時点で、もう 1億円以上になっているんです、1億6,000万円くらい。そんな中でこの350万円、ポンと平成24年の3月に払われただけで、次2回目はずっといくと平成24年の7月に、メモをとって いただいていますかね、平成24年の7月に1,600万円、端数ちょっとありますけれども約 1,600万円。その次が、3回目の支払いが9月くらいですかね、790万円、約800万円。ごそっと次払われたのは、平成24年の10月です、先ほど言った。平成24年の10月に2回、(「11月」の声あり)10月分として11月2日と11月27日、この両日に1回目は9,580万円、約1億円 近くですね、9,600万円ですね。それから、11月27日には6,560万円、約6,600万円と。ここだけでも、約1億5,000万円くらいがここでポンと支払われているんですけれども。

この平成24年の10月まで資金繰りどうたんですかという、これちょっとよっぽど、こんな表現悪いんですけれども私も貧乏育ちですごく大きい金額なので、心配で私だったら寝れないというふうになるわけですけれども、その前にもらったということですか、支払いを受けているということですか。今私が言った期間以外に入金があったんでしょうか、内金としてとかそういった形であったんでしょうか。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 請求金額の9,580万円という記載に関しましては、これが数カ月分の合計金額だ と私は認識しております。
- ○志賀委員長 だから、その間の1億6,000万円の未収入金があって、かなりの期間そのままになっているわけですね。ですから、8カ月くらいまで入金しなかったのは、和田野さんとしては資金繰りが大変だったんじゃないだろうかということで、どうされましたかという質問です。
- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 資金繰りに関しては、私はその間にも業務内容としまして例えば新浜公園とか、 あとそのほか道路上の瓦れき工事とかそういったやつも若干やらせていただいたものですか ら、その辺の入金で回転していたと記憶しております。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 そうすると、約1億5,000万円やら何やらが未収入金になっているわけですけれど も、この時点では。ほかの仕事もやっていたので、ほかの仕事で収入があってそれで補塡が できたという解釈でよろしいんですか。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 はい、そのようなことと私は理解しております。ですから、そういうふうに理解 されていただいても結構だと思いますので。
- ○志賀委員長 鎌田委員。
- ○鎌田委員 ちょっとこの時期に、ほかでいろいろといって、あとまた協議会の会計もやられてということで、かなりこちらに集中してやっておられたんではないかなというふうに私は察するわけですけれども、そういうお答えであればそれはちょっと私の調査の範囲といいますかではないわけですけれども。ということで、一応そういった返事で終わらせていただきたいと思います。
- ○志賀委員長 田中委員。
- ○田中委員 今の話の中の続きでちょっとさせていただきますけれども、この協議会の報告書、要するに資料(その4)になりますよね、浦戸関係のやつの報告書が404ページと403ページにあるんですけれども、この日付の中から通帳から出ていった日付とか要するにいろいろなものがあるんですけれども、この報告書から浦戸かどこかわかりません。ただ、日付の記載のない出金が通帳から出ています。10万円以上だけ拾うと、19回あります。それが、この報告書に存在しません。だから、聞きたかったんです。この報告書がきちっとなっているのかということなんですよ、私が知りたいのは。

それから、もう一つきょういろいろな話聞かされまして、役所の支払いが滞っていたということはうんと確認しましたので、あとは役所のほうに確認したいと思います。前もそれ言ったんですけれども、役所が払わない、遅く払うというのは、意外と地方自治法的には問題があるような気がしているんですよ。だから、そういうのをきちんと対応していかなきゃいけないだろうという感じです。今後のこともありますものですから、業者の方に仕事をしていただいて、確認してお支払いできないというのは、やはりおかしいと思います。それは、きちっと会計であったり監査であったり、これから対応していきたいと思います。

この報告書が本当に適正であれば、我々も何も言わなかったと思うんですけれども、この報告書の中で19回、支払いが記載されておりません。日付のないものであります。それともう一つ、この中で調べていきましたら、先ほど晃信建設さんの今議会に出されている請求書ありましたよね、浦戸関係で。その額と、晃信建設さんがいただいた額が若干違います。支払いが減っています。請求書の額が多いです。それから、東華建設さんは若干多いです。何で

だかわかりません。だから、あと確認してみてください。自分の出された請求書とこの報告書ですよ、私が調べたのはこの協議会の報告書から全部拾いました。この協議会の報告書に記載されている日付で拾っています、全部。そうすると、東華建設さんは若干だけですけれども、多いんです。そういうことです。これが正しいかどうかは、私もわかりませんので、帳簿を見ていませんものですから、それを確認をあとお願いしたいと。報告は議会のほうにしていただきたいと思います。

そして、あと千葉鳶さんも東北重機工事さんも少ないです、総額が。請求書を今回議会に出しましたけれども、その請求書とこの報告書にある金額を拾いまして全部やると、若干違います。それが問題なんですよ。何で、こうみたくなるんだべと。請求書を出したのに、何で役所は払わなかったかというのが、私の疑問なんですよ。きちんと合っているべきなんですよ。

それからもう一つ、今回の問題で一番心配なのは、支払いをなさった和田野さんにお聞きしたいんですけれども、請求書を出す前に金をもらっている人たちがいるんですよ。どうしてこういうことが起きるのか。はっきり申し上げます、請求書を出した日付に入っているものもあります。同日です。それから、請求書を出した次の日入っているのもあります。それから、請求書を出さない、要するに2カ月後に請求書を出して、2カ月前にもらっているのもあります、この報告書ですよ。この報告書と、あなたたちが出した個別の請求書のつき合わせをしました。そうすると、そういうことが起きました。だから、きちっと対応していただきたいということなんです。

なぜかと申し上げますと、この報告書の金額はここまでが役所なんですよ。委託事業ということで、ここから先の東華建設さんの先の話は、我々の関知するところではないんですよ。はっきり申し上げます。災害復旧連絡協議会のここのこの資料までは、役所なんですよ。役所の支払がめちゃくちゃだということでは困るわけですよ、我々は。だから、きちんと対応をお願いしたいと思って、この資料をつくったんですよ。

それでもう一つ申し上げれば、東華建設さんがいらっしゃるんですけれども、先ほどこの2 億何千万円の未払いがあったと。そして3月12日に請求内金出して、3月12日に入ったと。 3月21日にも入って、請求を出して、同日だったということはどういういきさつなのか、ちょっと教えていただければ。今までそういう形で支払われているのが1件もないものですから、この際ですのでお教えいただきたいんですけれども、よろしくお願いします。

- ○志賀委員長 津田証人。
- ○津田証人 今の部分、お答えします。

答えにはならないかもしれませんが、答えになる答えにします。事務局長が当局と打ち合わせしていまして、私どもは5カ月分で2億6,000万円くらいですか、数カ月間、それをずっと毎月出してたまったのがそういうことなんです。ただし、市が金がなくて払えない、各業者に払えないんで、打ち合わせした日数がずっと数カ月前なんだけれども、あと事務局がいろいろな打ち合わせをした中で、これは千葉事務局長でないとわからないので、正確な答えはそこに聞いてください。ただし今答えられますのは、数カ月前、3カ月前、5カ月前、6カ月前に出したのが、当局と打ち合わせ終わったから出してくれと言うと、これ私の勝手な今の話聞かされての推測なんですが、突然請求書が同日だったり、請求書が入ったのが。あと、どっちかがあり得ない、入金が先で請求書後だったというのは、もしかすると推測ですが、そういう結果でこうなっているんじゃないかなと思います。晃信建設さんが答えきれないのは、千葉鳶さんが解体は鈴木工務店の専務、会計を払うほうが見信建設さん、そして取りまとめて全体をまとめて当局と打ち合わせしたのが千葉鳶さんなものですから、3人でやらせていたはずだったんですけれども、時間経過するごとにたまっていくものがいっぱいになりまして、結果としてこういうことになったんだろうなと、今は冷静な時期なんで結果としてはこう感じています。

それで、またあすでも結構ですから、事務局の千葉さんに「ここのところの内容はどうなんだ」と事務局に聞いていただかないと、個々のことはもちろんお答えします。文書でもお答えしますけれども、全体のことは千葉鳶事務局長に聞いてもらえば、日にちのずれなのか違いなのかは、私はわかりませんが、答えにはなると思います。それを誤解しないで、改めて問い合わせてください。お答えしました。

- ○志賀委員長 田中委員。
- ○田中委員 そこの問題だけだと思うんですよ。役所にも、この話を出たときに一度聞いたとき があるんですよ。4カ月を1回で払ったんですよ、4カ月の請求を1日だけで。そういうことをしたから、今回の問題が起きたんだと思っているんですよ。そういう支払いの、役所の 履行の支払いですよ。それが、今回余り適正でなかったんでないかというのが、我々の中にもあるわけですよ。

だから、そういうことを一つ一つ、そうしないと、仕事を一生懸命していただいた業者の方

が大変な思いをするわけですよね、金額が多い、未払いがある、いろいろなことが代払いしていると思うんですよ。そういうことをやはりきちんとしなければ今回のこと、これからあるかどうかわかりませんけれども、そういったときにまた次の時代の建設業をなさっている方がまた苦労するわけですよね。そういうことのないように、やはり検証していくためにもこういうのが必要なんだと思うんですよ。そういうことで、お互いに意見を出し合って、そのときわからなくても「この次からはこうやろう」ということが、多分100条のある意味告発だけでなくて、きちんとしたことをやる仕組みだと思うんです。そういうのできょうお伺いしましたけれども、真摯に答えていただいてありがとうございます。

あと、今回いろいろなことがあって会計さんに、ちょっとかわいそうなんですけれども聞きたいんですけれども、報告書の記されていないのが約3,500万円ほどあります。19件、支払いですね。それから、入金です。入金で合わせていきますと、役所から振り込まれた額からあなたたちの入金の通帳の総額を置きますと、多い金額言います、1億38万922円なんです、正確に申し上げると。その1億円のうち6,629万3,978円は、利息とあなたたちが最初につくった口座が築港支店で、七十七の。それが塩釜支店に変わったときに強制解約されて、その分入金されたために通帳の残高としては入金額がふえるわけです。その額が、今言った六千六百幾らです。そうすると、差額3,408万6,944円が市役所以外の金であります。これがどういう形で振り込まれたかといいますと、申し上げればその中で東華建設さん645万8,890円、千葉鳶さん672万4,091円、晃信建設さん1,359万9,075円、東北重機工事さん95万2,450円が名前の記載された入金額なんです。これは、中身は何だかわかりません。それで、もう一つは635万2,438円が名前のない、一応通帳だけ見たときね。きょう、資料出していただきましたよね、2,500万円分。それで、大分変わりました。これが一応現実だったんです、今までの私の勘定としてです。だから、これは何なのかというのをあと確認させていただきたいんで、それだけきちっとやってくださいと思っていたんです。

それから、誤り入金であると晃信建設さんたちがまた支払い足りないのさ、請求額によって。 きょうの質問で答えてきた書類を見ましたら、ここに誤って支払った分を取り戻した鈴木工 務店さん、東華建設さん、晃信建設さんと、こうありますよね。これ、誤ってもらった金を 出してしまうと、またそういうふうにあなたの総支払額がまた減って、赤字になってくるん ですよ。請求書と合わないということですよ、俺が言うと。この理論が、ちょっと我々には 理解できないんで、きちっと精査して後で書面で出していただきたい。なぜかというと、き ょうは誤って支払った分の戻りの件って書いてあるんです、でも、請求書よりトータル少ないんですよ、あなたの会社は。それが誤った分で出されたら、もっと下がるんですよ。それをちょっと聞きたいんですよ。

なぜかというと、我々はこの報告書から言っているわけですよ。報告書が合っているという話を、きょう事務局長の千葉鳶さんも会計の和田野さんもおっしゃっている。我々は、これが一番の資料なんですよ。ところが、それと通帳の疑問が発生したわけですよ。そして、なおかつこういうことになると、ほとんどこれが資料として成り立たなくなっちゃうんですよ。そういう論理展開になってくるものですから、きちんと精査してあと後日報告していただきたいと思います。副会長、よろしくお願いします。

- ○志賀委員長 津田証人。
- ○津田証人 先ほど私と同じような声の大きい先生から、私だけ少し余計いただいたというんで、 「ああ、そんな間違いあるのはおかしい。請求書以外に余計払うということはないんでない かな」って、常識的に今現在は、あと少ないのもおかしいなと。ただ、何でそうなったかは 事務局長の千葉さんに、きょう帰りましたら連絡とりまして、後日議会さんから文書でどこ がどうなんだかもう一回くださいってあんたから言えって、私言います。だから、余計もら った記憶もないし、少なくもらった記憶もないんですが、あとほかの方も少ないというのも それはちょっと問題があると思いますので、それは事務局長の千葉さんに、もとと言えばと にかく支払いが少なくて、何月の時期かは記憶ございませんが事務局長が一番自分の会社に お金入れていなかったと私は認識しています。その次がわが社、金額大きいから。大きい会 社ほどお金後々にして、金額少ない方になるべく払ってねという形は口頭で二度ほど事務局 長の千葉さんに言ったら「記憶がございます」、そういうことでございまして、決して何か ただ通帳も何ぼもあったというのは私は知りませんでした。何でしたかは、事務局長にあと 聞いてください。それは何かの都合で、1%集めたのは、あれだけは意味わかります。あれ も少し説明しますけれども、会長が1%集めるって言ったから1%集めたんですが、1年目 で閉めたときは39%返して、61%を使ったんです。だから、見事なものです。ジュース1本、 お茶1本買って、みんなに出したこともしません。かかったお金だけでやったんです。

ただし、先ほど委員長さんからもらった人もいるし、もらわなかった人もいるというのは、 疑問を感じて払わなかった人もいるのも事実です。だから、不平等になっています。これを、 知らない方が「何かおかしいことしたんじゃないか」と疑われる要素はあったんだけれども、 正確に冷静に考えれば私から言わせれば払わなかったやつが悪いんです、不平等なんだから。 あのかかった経費を払った我々ので清算したんだから。そして、離島が内容悪くてひどいからっていうんで、私と東北重機工事が「我々に有利にしてけろ」って、私が発言したわけじゃないんです。見ていた人が「離島はひどいから、やめよう」ということで、そういう経費でやったのものを、事務局からきちんとさせますので、そういうことで今後ともよろしくお願いします。済みません、長々と。

- ○志賀委員長 ほかに質問ございませんか。志子田委員。
- ○志子田委員 確認のため、私からも質問させてもらいます。

会計担当ということで、和田野さんにお願いします。それで、本当は午前中に千葉事務局長さんに確認すべきことだったんですけれども、いっぱい時間がかかりましたので、会計担当ということでお聞きします。

それで、連絡協議会から市のほうに対する請求書の上げ方、それから市のほうから確認書をいただいて、協議会のほうから各協力会社の方へお支払いするこの伝票の流れのことで聞きます。それで、午前中に千葉事務局長さんはそういう請求書の打ち合わせなんかは、環境課のほうに履行確認書をもらって、そして最終的には金額が確定したのでということをもとに、協力会社さんへの支払明細書書いて、請求書上げてくださいという形にして、毎月請求書を上げてもらったというふうに私はそのように理解して聞いていたんですけれども、その辺のところの流れね、会計さんのほうかは見てもそのような流れでよろしいのかどうか、確認したいと思います。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 お答えさせていただきます。

履行確認後、その数量並びに金額に合っているということを確認した時点で、連絡協議会から市役所さんのほうに請求書をお出しします。また、その履行確認の内容が「こういうふうになりました」ということで、業務を委託していただいた業者さんのほうにお示ししまして、その内訳を事務局長さんのほうから協力の企業さんにお示ししたということです。その内訳書に示した金額を、後日入金後お支払いしたというような手順となっております。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 じゃあ、私が聞いたその認識でいいということの繰り返しの確認をさせていただきました。

それで、そのときの協議会側の事務局として履行確認に行くときに、会計係として和田野さんも事務局長の千葉さんと一緒に、そういう履行確認を1対1でやるものなのか、向こうの環境課のほうも何人かいて、それから連絡協議会の事務局として何名かでそういうことを確認しに行くのか。あるいは、局長1人だけで行っていたのか。そういうときは、会計さんとして和田野さんもその任に当たったのか、その辺のところをお聞かせください。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 その履行確認をするためのいわゆる月次の取りまとめた資料は、千葉鳶さんがお持ちしまして担当課のほうに説明していると思います。それで合っているということならば、 先ほど申したとおり私がいわゆる請求書をつくりまして、それを環境課さんのほうに持参しております。
- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。ということは、そういう単価とか数量とか、現場の数量の確認とか全部そういう交渉というものは、局長である千葉鳶さんが一人で全部市の当局の環境課、まあ環境課のほうは一人か何人かわかりませんが、ということで代表して全てのそういう契約書のもとになるものを決めてきたという認識ですよね、今はね。そこのところ、再確認したくて聞きました。今のことで、一人でやっていたのかなと。そういうところは、午前中には具体的に出ていませんでしたので、ほかの方も、普通は大体事務局ってあるわけですから、何名かの体制で市の当局と、当局のほうも何名かの体制でお互いに協議してやるのかなと思ったんですが、1名だということを確認させていただいたということでいいですか。もう一度。
- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 そのとおりでございます。
- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 ありがとうございました。じゃあ、そのことは確認させていただきましたから、 よろしいです。

別なことを聞きます。それで、今度は和田野さんに晃信建設さんとしての立場で、先ほど鎌田委員から質問があった入金が何カ月もおくれた件について、再度お聞きします。

それで、最初の仕事は平成23年の8月に最初に仕事をしたので、請求書は上げていたんだけれども、それの入金されたのは平成24年の3月になってからだと、350万円のことね。その次

に入金されたのは7月26日に1,600万円入金されましたが、それは平成24年の6月の仕事の金額です。それよりも前の1億数千万円くらいのところ、1年間くらい入金されていないわけです。それで、資金繰りのことで鎌田委員は心配されて聞きましたけれども、ほかのところの協力会社のところの請求した月と入金になった月を照らし合わせると、3カ月おくれくらいですが順次全部入っているんですけれども、晃信建設さんのところだけが特に入金がうんとおくれたということは、やっぱり会計さんの立場として自分のところだけ遅らせたということで、そういう認識でよろしいのか。やはり入金するということは、会計さんだけれども自分の判断で入金するわけじゃないということみたいですけれども、どういう形で晃信建設さんのほうだけそんなに入金がおくれてしまったのか、そこのところだけもう少し本音のところをお聞かせ願いたいと思います。

- ○志賀委員長 和田野証人。
- ○和田野証人 入金がおくれたことに関しましては、例えば事務局の会計担当としましては、やっぱり災害復興リサイクルさんに対してのお支払いに関しては、もうその月締めて翌月の例えば5日だか10日だかわかりませんけれども、すぐお支払いするような条件でお約束していたものですから、そういった優先的なお支払い先を先に、例えばいわゆる島民の方々の雑所得というんですか、そういったものも含めてやっぱり優先順位をつけながらお支払いをしていたということです。また、それとあと先ほども申したとおり、ほかの仮置場の現場の件とあとその他の収入で何とか回転させていたような状況でございます。
- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。会計さんの立場としてご苦労なされたということ で、理解いたしました。

それで、あとそれから津田証人さんには、東華建設さんとしてのそういう請求と入金の関係で、もし覚えていたらお答え願いたいんですけれども、東華建設さんは平成23年7月からずっと毎月一括請求という形で、平成24年の9月まで毎月協議会のほうへ請求書を上げられて、そして大体少しおくれたくらいで毎月のように入金はなっているという計算の表はいただきました。それで一つだけ、平成24年の9月ころに大体全体の業務が終わったんですが、その後に平成25年の2月に1,216万5,300円という請求書がありまして、その請求書はどういうもののための請求書なのかということをお聞きしたい。ここには大型土のう集積業務、9月までやった分を2月に一括して1,200万円協議会のほうに請求を上げて、4月にその分支払われ

たというふうになっておりますが、この大型土のう集積業務というのは、市から協議会に対しての支払業務の項目がないんですよね。項目としてはないものですから、大型土のう集積業務というのは具体的にどのような業務だったのか。そして、なぜ平成25年の2月のときに一括ということで請求を上げたのか、その辺のところご記憶でしたら中身のことを教えてほしいんですけれども、お願いします。

- ○志賀委員長 津田証人。
- ○津田証人 先にお答えいたします。記憶にはないんですけれども、何のことなのか。お金いただいたんだから仕事はやったと思うんですけれども、900万円という細かい数字の金額は我が社で何をしたんだか正直言って、うそつくとうそついたってなるから正直言って何の工事でどんなのをしたのか、やっているのは事実なんでしょうけれども、どこで何したんだかちょっと私記憶にないんです。わかりません。

そして、とにかくやったのが初めは来ましたけれども、だんだん遅くなって5カ月も来ない月、2億5,000万円も来ない月もあったものですから、当たり前だと。余力があるものですから、いいと。「こういうときくらい請求しないでいい、最後でいい」という思いでいたので、悪いけれども900万円の工事どこなんだか、わからないんです。済みません。(「聞かれたことだけ答えてください」の声あり。

- ○志賀委員長 志子田委員。
- ○志子田委員 どうもありがとうございます。平成25年の2月に1,200万円です。それで、入金は平成25年の4月に1,200万円、そのとおり入っています。ただ、その協議会から資料によると、大型土のう集積業務ということですから、一次仮置場全部やっていって土のうを積み立てた、その中の仕事なんでしょうが、それは結局は毎日の業務の中のことに入るから、あえて最後に2月になってから請求が上がったということに対して、ちょっと私の理解が進まなかったので、お聞きしただけです。

だから、「具体的にこう見て、この書類でこうです」ということでなければ言えないという ことなんでしょうから、これ以上進まないので、一応お聞きしました。以上です。ありがと うございます。

○志賀委員長 以上で津田清司証人、和田野 晃証人に対する尋問は終了いたします。

津田清司証人、和田野 晃証人には、長時間ありがとうございました。ご退席いただいて結構でございます。

〔証人退室〕

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 5時13分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧·復興調査特別委員会委員長 志 賀 勝 利